

第百六十四回国会
衆議院
国土交通委員会
議 録 第二十号

平成十八年五月十六日(火曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 林 幹雄君	理事 衛藤征士郎君	理事 中野 正志君
理事 望月 義夫君	理事 吉田六左門君	
理事 渡辺 具能君	理事 長妻 昭君	
理事 三日月大造君	理事 高木 陽介君	
赤池 誠章君	石田 真敏君	
遠藤 宣彦君	小里 泰弘君	
大塚 高司君	鍵田忠兵衛君	
金子善次郎君	龜岡 偉民君	
北村 茂男君	後藤 茂之君	
坂本 剛二君	島村 宜伸君	
杉田 元司君	鈴木 淳司君	
蘭浦健太郎君	田村 憲久君	
長崎幸太郎君	長島 忠美君	
西銘恒三郎君	葉梨 康弘君	
松本 文明君	盛山 正仁君	
若宮 健嗣君	小宮山泰子君	
古賀 一成君	下条 みつ君	
高木 義明君	土肥 隆一君	
鉢呂 吉雄君	馬淵 澄夫君	
松本 謙公君	森本 哲生君	
伊藤 渉君	齊藤 鉄夫君	
穀田 恵二君	日森 文尋君	
糸川 正晃君		

参考人
(社団法人日本建築家協会 小倉 善明君
会長)

参考人
(弁護士) 日置 雅晴君

参考人
(慶應義塾大学理工学部教授) 村上 周三君

参考人
(東京大学生産技術研究所教授) 野城 智也君

参考人
(東京大学大学院新領域創成科学研究科教授) 神田 順君

参考人
(社団法人日本建築構造技術者協会会長) 大越 俊男君

参考人
(国土交通委員会専門員) 亀井 為幸君

委員の異動

五月十六日

補欠選任

金子善次郎君 長崎幸太郎君

小宮山泰子君 松本 謙公君

亀井 静香君 糸川 正晃君

同日

補欠選任

長崎幸太郎君 金子善次郎君

松本 謙公君 小宮山泰子君

糸川 正晃君 亀井 静香君

本日の会議に付した案件

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)
居住者・利用者等の立場に立つた建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名提出、衆法第

二二二号)

○林委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案及び長妻昭君外四名提出、居住者・利用者等の立場に立つた建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、午前の参考人として、東京大学大学院工学系研究科教授久保哲夫君、社団法人日本建築士会連合会会長宮本忠長君、社団法人日本建築家協会会長小倉善明君及び弁護士日置雅晴君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。
本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。
本案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。
まず、久保参考人、宮本参考人、小倉参考人、日置参考人の順で、それぞれ十分程度御意見を述べさせていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため参考人の方々に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承願います。
なお、参考人及び質疑者におかれましては、御

発言の際は着席のままで結構でございます。
それでは、まず久保参考人にお願いいたします。

○久保参考人 東京大学大学院工学系研究科教授の久保でございます。
私は、教育研究機関である大学において建築分野に属する教員として、建築構造、その中でも耐震構造を課題として教育と研究に携わっております。

私は、社会資本整備審議会建築分科会の委員を務めており、今回の偽装事件を受け、建築分科会内に設けられた基本制度部会において、建築確認検査制度の今後のあり方等について、その議論に参画してまいりました。

本日は、建築構造、耐震構造を専門とする立場と社会資本整備審議会建築分科会の委員としての立場から、その二つの面より、社会資本整備審議会建築分科会の中間報告及びこのたびの建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案に対して意見を述べさせていただきます。

今回の意見陳述に当たり、まず、二つの点について私の見解を先に述べさせていただきます。第一の点は、構造設計と構造計算と言われる行為についての私のとらえ方でございます。

設計と計算の違いとして、構造設計の行為とは、これからつくる建築物を計算ができるようにモデル化し、設定される外力に対して、いわゆる構造計算というものを先行して、計算によって求められる応力等の結果に対して、柱、壁、はりといったような建築物を構成する部材の断面を決めていく行為であると考えております。
ちよつとわかりにくい点があるかもしれませんが、設計行為には、新しい建築物をつくる創造

的もしくは創作的な面が強く、計算の行為は、どちらかという、ある決められたルールに従って数値を計算するといった行為の面が強いというふうに私はとらえております。

第二の点は、今回のいわゆる偽装問題に対する認識であります。

今回の偽装の問題には、この構造計算と構造設計における偽装の二つの面があるのではと思っております。電算プログラムによる構造計算図書の中の数値を別の値に書きかえたりといった、そういったようないわゆる改ざん行為がありますし、また、二つの設計図書を組み合わせるような偽装の行為がありました。また、もう一つの行為として、いわゆる建築物に設けられる耐震壁のモデル化等を不適切に行った偽装と思われる行為があったと思えます。つまり、今回の偽装問題には、構造計算の偽装と構造設計の偽装の二つの面があったものととらえることができると私は考えております。

続きまして、建築構造を専門とする立場と社会資本整備審議会建築分科会の委員としての立場から、今回問題についての建築分科会の中間報告及びこのたびの改正法律案に対して意見を述べさせていただきます。

社会資本整備審議会建築分科会の中間報告では、建築物の安全性確保のために早急に講ずべき施策として、幾つかの点を中間報告として提案してあります。私からは、大きく、次の三点について述べさせていただきます。

第一番目の点は、一定高さ、一定規模以上の建築物については、第三者機関における構造計算の適合性の審査を義務づけることとしております。つまり、第三者によるピアレビューというものをを行うことを義務づけることとしております。

この場合、大臣認定によるプログラムを用いた構造計算については、建築確認申請時に入力データを添付させ、第三者機関において、構造の専門家等により入力方法などを審査の上、再入力による計算過程の審査を行い、計算過程におけるミス

だとか偽装の有無についてのチェックを行うこととしております。大臣認定によるプログラムを用いない建築物については、構造専門家等による計算方法、計算過程の審査を行うとする点でございます。

第二番目の点は、構造計算プログラムの見直しでございます。

構造計算プログラムについては、プログラムの内容が適切なものであること、建築基準法令の規定に適合しない数値を入力できなくするようなこと、計算途中での改ざんや計算結果の改ざん等ができないようプログラムのセキュリティの確保が講じられていることなどについて国土交通大臣の認定を行うことが必要であるとして、大臣認定の制度の見直しを図る点でございます。

第三番目の点は、建築の施工段階における中間検査の義務づけと検査の厳格化です。

施工途中での工事状況等を検査して、建築確認図書との照合を厳格に行い、鉄筋量の配筋不足などの不審な事項を見つけた場合に構造計算書の点検を義務づけるなど、検査を厳正に行わせるため検査基準に法令上における明確な位置づけを与えらる点です。

建築分科会からの中間報告に對しまして、提出されております政府の案では、第一番目の点としては、建築物の設計段階での審査の厳格化が挙げられております。

高度な構造計算を必要とする建築物の高さ等の規模が一定以上の建築物については、構造計算が適切であるかの判定を義務づけております。この場合、大臣認定プログラムを用いた建築物については、建築確認申請時に入力データを提出させて、指定される判定機関において、機関に属する判定員が入力方法を審査の上、再入力、再計算を行います。大臣認定プログラムを用いない建築物については、判定機関において判定員が計算方法、計算過程について詳細な審査を行うこととなっております。

第二番目の点として、構造計算に用いられる電

算プログラムの大臣認定制度の見直しであります。

構造計算に用いられる電算プログラムについては、構造方法等の認定を定めております建築基準法第六十八条の二十六に基づき、大臣認定の制度を見直すこととしております。

第三番目の点としては、工事途中段階での中間検査の義務化であります。

今回の改正によつて、国土交通大臣は、確認検査、構造計算の適合性判定並びに中間検査及び完了検査の公正かつ的確な実施を確保するため、これらの事項についての指針を定めることとなっております。

このように、今回の政府の法律案は、社会資本整備審議会建築分科会より提出された中間報告に対応したものであります。

最後になりますが、本法律案の改正によりまして、一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、安全、安心の社会を実現するため、委員皆様方の議論を通じて再発防止策を講じていただきたく存じます。

以上でございます。(拍手)

○林委員長 ありがとうございます。

次に、宮本参考人にお願いたしました。

○宮本参考人 社団法人日本建築士会連合会の会長をしております宮本忠長と申します。

初めに、このたびの耐震強度偽装事件に対する私の認識を述べさせていただきます。

本来、建築の安全性を確保し、国民の生命財産を守るべき立場の建築士が、みずからの責任を放棄して基準を満たさない建築物を設計したことは、建築士の職能倫理が欠如していたことは明らかです。私も、大変残念に思っております。また、反省もしております。

元請設計事務所が、下請建築構造事務所に発注した構造計算書について適切な指導やチェックをすることができず偽造を見逃してしまったことは、重大な問題だと思っております。また、建築確認検査機関が構造計算書の偽造を発見できな

かつたことも重大なことと思います。

日本では、建築設計者に対して、建築士法で一級、二級及び木造建築士の国家資格を定め、建築の設計と工事監理を行う者に業務独占が与えられております。

以下、全国四十七建築士会を会員として、現在十一万人の建築士を構成員とする建築士会連合会を代表して、主に建築士制度をいかに見直すべきかについて意見を述べさせていただきます。

現行建築士法についての建築士会連合会の見解と問題点を申し上げます。

現行の建築士法は、日本の建築生産の現状、包括的な建築技術者教育を含め、いわゆるアーキテクトとエンジニアが一体となった建築技術者の基礎的資格法として、その枠組みは国際的議論にも十分たえらるるものです。すなわち、教育、実務訓練、試験、免許、登録、資質の維持向上といった基本システムはしっかりと構築されていると思えます。

しかしながら、これらを具体的に支えている運用に問題があったのではないかと考えます。その結果、現行の建築士法は十分に機能してきたとは言えないのではないかと考えます。具体的には、建築士の業務領域の拡大と専門分化への対応、管理建築士の要件などが問題になると思えます。

建築士の現状につきましては、現在、建築士名簿に登録されている建築士の数は、平成十七年九月三十日現在百一十六万六千名を超えていますが、その正確な実態、例えば建築士の生死、生きている人とか死んでいる人とか、あるいは一級、二級、木造の資格が重複している人、あるいは居住地等の変更などは把握できない状態でありました。

現に活動している建築士の数は、推測六十万程度だと思います。しかも、設計、工事監理を行っている建築士は全体の有資格者の三割程度でしかありません。残りの七割の建築士は、建築士法第二十一条の「建築工事契約に関する事務」、「建築工事の指導監督」、あるいは「建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づ

手続の代理等の業務」などのその他業務を行っているのが実態です。これらの建築士は、建築生産関連業務全般の中で重要な役割を果たしてきました。

建築士会の現状につきましては、建築士会は四十七都道府県に設置されており、会員総数は約十一万人で、建築士全体の、実は二割程度しかありません。

建築士会は、平成十五年度より、多様化している建築士の業務の実態に即しまして建築士の職業の分類を行い、それぞれの職能の責務を果たす制度を既に実施しております。この制度は、一つは、建築士の技術と知識の維持向上のための継続能力開発(CPD)制度と呼んでいますが、もう一つは、建築士の専門領域を市民や社会に表示するための専攻建築士制度から成っております。

専攻建築士制度は、建築士という資格をベースに、その上に設計、構造、環境設備、まちづくり、生産、棟梁、法令、教育研究の八領域に専門分化した建築士を業務実績と能力の評価に基づいて認定し、かつ、五年ごとに登録更新するものであります。

建築士法の改正に關しまして、幾つかの事項について御意見を申し上げたいと思います。

建築士の使命、職責、義務。これは、第一に、建築士の使命、職責、義務に關することですが、名義貸しなどの禁止と罰則の強化は、実効性を高める行政の体制を構築することを前提に行うべきだと思います。そのためには、違反者の摘発など顔の見える地方自治体と国との連携が必要であると考えています。

また、職責につきましては、近年は、建築物の質の向上だけでなく、安心、安全で、かつ良好なまちづくりも大事になってきておりますので、建築士の重要な役割であると認識しております。

第二に、建築士の建築士会への加入義務化についてですが、現に建築生産にかかわる仕事をしている建築士については、当然、加入することが必要であると考えています。全国四十七都道府県建

築士会は、資質が高く市民に信頼される建築士が会員となり、ふえていくことを希望し、またそのようにしたいと思っております。

しかし、加入義務化を実現するためには、実は幾つかの困難な課題があると思います。

まず、現状百万を超える建築士の実態がわからないことから、そもそもすべての建築士を強制加入させるということは不可能に近いのではないかと思います。また、さきに述べましたように、建築士の業務は拡大し多様化しておりますので、既存の関係建築技術者団体との調整が必要で、建築士会自体も事務局体制の拡充強化をしなければいけないのではないかと思います。

このような課題につきまして解決の道をつけるには、国土交通大臣の諮問機関であります社会資本整備審議会を初め、関係の機関でも十分に時間をかけて議論していただきたいと存じます。

建築士事務所のある方についてありますが、建築士法人の開設者を建築士に限るということは、建築士事務所も経済活動の一部であることから、営業の自由の観点からも問題があると思えます。

また、建築士法人の社員に無限責任を負わせることも大きな問題です。建築の瑕疵の多くは、竣工後数年を経て顕在化し、設計者と施工者の責任が複合化している場合が多く、建築士のみには無限責任を負わせることは不合理であると考えます。

さらに、消費者保護の観点からすれば、建物の売り手と買い手の売買契約で歯止めをかけるのが第一義であり、建築士のみには過度な責任を負わせるのはいかなるものかと思えます。

現行建築士法では、建築士事務所の開設者が管理建築士でない場合を想定して、事務所の技術的総括者として管理建築士を位置づけています。しかしながら、現在は、建築士免許を取得すればだれでもすぐに建築士事務所を開設できることになっており、管理建築士の要件を強化することが必要であります。例えば、資格取得後、一定期間の実務経験と実績に基づいて認定している建築士

会の設計専攻建築士や、APECアーキテクトあるいはAPECエンジニア、そういったレベルの者であるべきと考えています。

建築基準法の改正につきましては、設計、工事監理と施工を分離すること、すべての建築物について中間検査を義務づけること及び建物完成二年後検査を実施することなどにつきまして提案されておりますが、時間の関係で詳しくはよくと意見を申し述べることはできませんでした。この後の質疑で対応させていただきたいと思えます。

以上でございます。(拍手)

○林委員長 ありがとうございます。

次に、小倉参考人をお願いいたします。

○小倉参考人 日本建築家協会の会長の小倉でございます。

日本建築家協会は、建築家という名前がついているとおり、明治維新から西欧社会から我が国に導入されました建築家の存在あるいは役割を日本の社会の中に定着させて、建築の質を高めるということ、それによって国民のための建築環境の向上を目指して取り組んでおる団体でございます。今現在は、建築士法の抜本的改正によりまして建築家の役割を果たす資格、必ずしも建築家という名前をつけなくても結構ですが、建築家の役割を果たす資格を確立したいという運動をしているところでございまして、この資格制度につきましては、積極的に、日本建築学会、日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会、建築業協会等とさまざまな場で意見交換を行ってまいりました。

特に、建築設計資格制度調査会がこの資格についての議論をしておりまして、この制度の検討をしている最中に今回の事件が発生したわけでございます。この発生する前に既に検討しておりました専門別資格制度を骨子とする建築士法改正というものが、今回の事件を二度と起こさないようにするために不可欠なものであるというふうに考えています。

今回の改正案を拝見しまして、幾つかの気にな

る点、賛成する点、ございます。その中で特に気になる点が数点ございますが、一つは、建築確認と検査の厳格化の問題でございます。

これは厳格化の問題と違いますが、民間検査機関による建築確認業務の問題が集団規定の検査の点であると思えます。個別規定に關しましては、構造等の問題でございまして建物固有の問題でございまして、現在、我が国は、町の景観は町に住む住民の財産であって、景観法によれば、景観は国民の財産である、私権を制限しても景観を守ろうということをやっております。この景観に關する、すなわち、建物の形状、色彩等をチェックする、その集団規定をチェックするには民間では無理ではないかというふうに私どもは考えていますので、集団規定に關しましては、ぜひ特定行政庁でのチェックをしていただくようにならないかというふうに思っております。

それから、建築士の責任、職務でございますが、罰則強化に關しましては全面的に賛成でございます。これまでも、なぜ罰則がそれほど低いのであつたかということを考えておりました。二年から五年に、免許を受けることができない期間がありますけれども、私は、ひどい人には原則永久取り消しであつてもよいのではないかとこのように思っています。

さて、姉齒元建築士の行為は、職業倫理の欠如によるものであるというふうに考えます。建築士法には、この建築士の使命あるいは職業に關する規定を追加するべきではないか。今、二十一条には、「建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない」とございしますが、姉齒元建築士の行為は、品位というものはなく職業倫理の欠如でございまして、品位というような言葉よりは職業倫理というような表現の方がよろしいのではないかとこのように考えています。

士法改正の最大のポイントは、先ほどお話ししましたように、専門別資格制度の導入であります。

外国のメディアに対しては、姉歯一級建築士は姉歯ファーストクラスアーキテクトというふうで紹介されております。これは本来、姉歯ストラクチュアルエンジニアというふうには伝わらなければいけないわけですが、建築士が建築家と訳されているところに問題がございまして、これは外国人のみならず消費者にとつても、建築士とはどのような役割と責任を持つていけるかがわからなくなる一つの原因でございまして、

それから、設計監理に関して結果として消費者が理解できない、適切な設計依頼ができない、それから、建築士本人も役割と責任について意識が低下しているというさまざまな事例がございまして、

したがって、消費者保護の立場からこれは非常に不適切でありまして、現在、国際的にもAPERCアーキテクト、APERCエンジニアという資格をつくっている折でもございまして、アーキテクトとエンジニア、すなわち、建築家の役割を果たす建築士と構造設備のエンジニアリングをつかさどる建築士の資格が分かれるのが通常であるというふうに考えております。

いただきました資料を拝見しましたところ、いろいろな団体の、十に及ぶ団体の要望書がございましたが、我々の日本建築家協会の建築士法改正に向けての提言がなかったために、きょう、一枚の紙をお手元に配らせていただきました。

その最初のところに書いてございまして、設計技術、これは、昭和二十五年にできたときには設備あるいは構造も、超高層もございまして、いろいろな技術がまだまだ現在のようには特化していないときにつくられた資格でございまして、これは統括をする建築士、統括というのは、例えば、基本設計を策定するとか、建築の質を定めるとか、構造設備のグレードを決める、予算のバランスをとる、発注者との契約をまとめる等々、総合的なマネジメントをする資格のもとで構造及び設備の専門家がチームをつくって建築というものはできるものでございまして、それに

沿った資格にぜひしていただきたいと思っております。

以上でございまして。(拍手)

○林委員長 ありがとうございます。

次に、日置参考人をお願いいたします。

○日置参考人 弁護士の日置です。

私は、弁護士になって二十五年になりますが、近隣紛争に多くかかわつてきました。それから、建築関係の人の知り合いもふえたことから、いわゆる欠陥住宅問題に関しては、施工側、工務店側、建築士側、さまざまな立場でかかわつてきました。いろいろな、党派を超えた議員さんや秘書の方から近隣紛争等の相談を持ち込まれることもございまして。

本日は、これらの事件を手がけた立場、経験から、建築基準法を初めとする日本の建築の問題を述べさせていただきますと思っております。

まず、今回、建築士という資格者が不正行為を行つております。有資格の専門家が故意に不正行為をした場合、それを防止することは極めて困難だ、このことは認識する必要があるかと思ひます。そして、この背景として、建築業界に、このような違法な行為につながる規制を軽視する風潮、それから確認さえとれば何をしてもいいんだという風潮、それが長年にわたり形成されてきた、このことを指摘する必要があるかというふうに思ひます。

今回の問題の背景として、極めて公共性が強い、長期的視点から対応すべき都市計画あるいは建築という問題、これを、経済に対する規制の問題からみると、規制緩和、民営化、自由競争、そういう流れに安易に乗せてきた政策の存在を指摘すべきであるというふうに考えます。

集団規定に関しましては、規制の緩和が次々となされてきました。これまで、自治体のみが確認を担当していたときには、自治体の行政指導といったような形で法律の問題点がある意味カバーされていたわけですが、これが、民間確認機関と分離されることによつて、ある意味問題が表面化したということがあろうかというふうに思ひま

す。

これまで国会でも、たびたび、常識から乖離したような建築の出現、いわゆる地下室マンションだとか、一つの建築物、たくさんの建築物をつなげてしまふようなもの、あるいは天空率による斜線制限緩和がもたらした、さまざまな、常識から乖離した建築物というのが議論になつております。

いろいろな規制が緩和されますと、それを逆にシミュレーションして、最大限の床面積を持つ建築計画を考え出すようなソフトというのが次々と開発されてきます。建築家そして建設業界にとつては、これらを活用して最大限の床面積を確保する、そのことが至上命題で、それをやれば、近隣には迷惑はかかるけれども最大限の経済的利益が得られる、そういうのが現状でございまして。

このような、社会的には疑義があるとしても、最も利益を生むという計画、それをためらいなく選択される、そして、そういう事業者が経済的競争力を持つ、そうすると、良質な計画を検討している事業者あるいは建築士というところが経済的にそちらに引きずられてしまふ、そういう状態が形成されてきたというふうに思ひます。さまざまな問題ある設計手法というの、業界を代表するような大手デベロッパーでさえ競つて採用しているのが現状です。

建築業界あるいは建築士の方が社会的な妥当性を考慮しては自由競争に勝てない、そういう状態がある中で、その中で、少し先を行つて、法規を無視してもよいんだ、そういう行動をとる者が出現する、これは紙一重ではないかというふうに思ひます。根本からその問題を変えない限り、問題の解消はできないのではないかとこのように思ひます。

なお、自由競争に任せておけば、質の悪い設計者や事業者が淘汰されるのではないかという意見もあります。確かに、自動車とか家電のようなものについて言いますと、大量生産されて多くの数

のモデルが市場に出回ります。自由競争に任せても市場の評判で淘汰されるかもしれません。ところが、建築というのは非常に個性が強いものでございまして。性能の検証、特に耐震強度の検証などについては地震が来ない限り判明いたしません。そういったものについて、市場原理によつて淘汰がされるということは期待できないのではないかとこのように思ひます。

紛争を手がけた経験からいいますと、個人住宅のレベルであれば、現在の建築基準法の基準を厳密に遵守させれば、性能の面においてはかなり問題は生じない形になろうかと思ひます。このレベルにおきましては、基準法の定める基準が実際にはなかなか守られていないというところに問題があるかと思ひます。中間検査や完了検査が十分ではない、完了検査は実際にはやらなくても通用してしまふ、それから、手抜きや不十分な工事であつても発覚しなければそれで通つてしまふ、そういったところが放置されております。その意味では、中間検査あるいは完了検査を一〇〇％行うというふうなことになる、この点はかなり改善されるのではないかとこのように思ひます。

さて、これらの問題を考えてみますと、やはり最終的には、建築確認という現在の建築基準法の制度、これ自体が本当にいいのかというところに問題の本質はあるのではないかとこのように思ひます。

幾つか問題点がございまして、一つは、建築確認の対象というのが限定された法令に限られているというところでございまして。地方分権の時代と言われていますが、まちづくり条例とか地域の建築物の紛争予防条例等と建築確認というものはリンクしておりません。近隣住民あるいは行政がさまざまな問題点があると考えても、基準法の対象法令に含まれていない問題については、確認の対象とならず確認がおりてしまひます。

それから、基準法の中で非常に細かい数値的規定等は設けられております。ところが、例えば、高さの基準となる地面の定義、あるいは建築物単

位で規制が行われているにもかかわらず、建築物が一つかどうかというような根本的なところについて明確な定義がございません。これが、ある意味、民間の確認機関等において極限まで拡大された解釈がなされて、それが通用しているという問題がございます。

それから、都市計画と建築が矛盾するかどうかというチェックもなされておられません。あわせて、今、確認という制度上の限界から、その手続に住民参加あるいは情報公開それから事前手続、こういったものがほとんどございませぬ。これが近隣との紛争も引き起こすという問題につながっております。

ちなみに、建築確認に関する具体的な資料というのは事前に周辺の住民等が入手することができませんし、建築審査会に行っても確実に出されるという保証がございません。訴訟になるとようやく釈明処分によって出すということが可能になりましたが、その段階になると、今度は建物が完成してしまつて訴えの利益がなくなるということで、ほとんど確認の内容について公開の場で審査されるという機会が保証されておられません。そういうことで、地域の実情に合わないものであつても確認が出て、どんどん建築が進んでしまうという問題がございます。

それから、民間の確認というシステムですが、今述べたように、建築というのは非常に公共的な立場、特に集団規定に関しては公共的な視点からのチェックが必要でございます。ところが、民間の確認機関というものは、確認を申請する者からの申請料に依存して経営が成り立っております。申請を拒否するということは、その事業において料金が入らないということではなくて、次からの顧客を失うということにつながりかねません。どうしても、顧客である建て主の立場、建設会社の立場に立つて、なるべく建てる方向での解釈をするという形になります。

しかも、特定の自治体だけが確認していた場合と違って、複数の機関が併存して確認を出すこと

ができるとなると、競争原理によって、最も緩やかな解釈を行う、そういう確認機関の判断基準が通用してしまうという形の問題に行き着くということ、これがますます問題を悪化させてきたかというふうに思います。

最近、地方独自の規制を行うという自治体もふえてきました。今度は、それぞれの自治体が独自の規制を行った場合に、たくさん、全国を管轄するような確認機関が適切にそれぞれの地方のルールを判別できるのかというような問題も生じてきます。少なくとも集団規定に関しては、自治体が地域特性に応じた最終判断を行うべきであるというふうに考えます。

それから、建築士の制度です。倫理的問題が追求されていますが、今述べたように、経済的に倫理を追求したような建築士が成り立たない、そういう経済的、社会的体制のもとでは、建築士に倫理を求めるということはできないというふうに思います。倫理を求めるのであれば、それが成り立つような、建築士が尊重されるようなシステム、それを構築することが必要だというふうに考えます。

最終的にこういった問題を解決するためには、基本的には、確認という形で最低限の基準をえ満たせば建てられるということではなく、規模に応じて許可制度を導入する、建築士が責任を持つて、地域を踏まえ、環境を踏まえ、いい設計を行った場合に初めて建築が認められる、そういう制度にして、建築士が誇りを持って仕事ができる、いい設計を行った事業者が建築を行うことができる、そういう制度にしていくなことが必要かというふうに思います。

今回の法の改正ですが、それ自体は一つのプラス方向が多いと思いますが、基本的には、今言つたような根本的な社会的背景、これを変えていかなければ問題は解決しないというふうに思います。そういう意味では、改革のスタートということで、問題点の改革に当たっていただきたいというふうに思います。(拍手)

○林委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○林委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。遠藤宣彦君。

○遠藤宣彦 委員 おはようございます。自由民主党の遠藤宣彦でございます。

お忙しい中、参考人の先生方には当委員会に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

昨年発言しましたこの耐震偽装の問題から、さまざまな議論、そして、その中からさまざまな問題点が提起され、議論をされてまいりました。当委員会を初め多くの方々にいろいろな議論をしていただいた、問題点もいろいろ出てきたと思ひますが、私自身もいろいろな資料を読んでいるいろいろな勉強をさせていただいたんですが、どうしても素人の域を出ないということで、今回、あえて住民といひますか使つて側の立場で、素朴な疑問をちよつと先生方にお伺ひしたいなというふうに思っております。

また、今回のこの改正というものが恐らく最終形ではなくて、これからよりよい形に行くための一つの一里塚であるという認識で問題点を考えてみたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひをいたします。

私自身も、実は六年前に非常に無理をしまして小さい家を三十五年ローンで買いました。見てすぐに買ってしまったという非常に無謀な決断をしたんですが、今から考えれば大変恐ろしいことをしたなと思つていますが、後で調べてみますと、多分うちは大丈夫そうだとことで安心をしております。

言うまでもなく、住宅というものは一生の中で一回、二回買うのか、大体皆さん一回買うという非常に重要な買い物でありまして、よく言われますように、人生の大半そのローンを背負つてやつ

ていかなきゃいけない、そのくらい重大な人生においての出来事だと思ひます。そしてまた、巷間言われておりますように、いつ地震が来るかわからない、関東の方になるのかどうなのかわかりませんけれども、私の地元の福岡でも、昨年の三月二十日に滅多にない地域で大きな地震があつて、すごく衝撃を受けておりまして、そういったものが相まって、今までになく、建築関係のこの問題というものが、すべての日本人と言つても過言ではないぐらい関心を持たれているというふうに思います。

さて、今回の問題について、幾つか視点があると思ひます。一つは、まず、言うまでもなく原因を究明しなきゃいかぬ、何が本当に問題だったのか。これは、ここでも多く取り上げられておりますけれども、二番目が、実際に再発防止をするにはどうすればいいのか。これが二番目の視点。三番目が、被害者を実際にどうやって救済していくんだらう。この三つがあると思ひます。

原因究明については、先ほどいうか、ずっと議論がされておりますけれども、再発防止、罰則で縛るのか、あるいは、後ほど申し上げますように、建築関係者のモラルとかインセンティブをどういうふうに上げるのか、法令遵守の方向にどうやって持っていくのか、こういったことがあると思ひます。

また、被害者救済についても、後ほどこれも申し上げますけれども、知らなかったから全部その住民が悪いのか、あるいは行政が全部責任を持つのか。後ほど弁護士の方にお伺ひしたいと思ひますが、過失割合とか、そんな観念も出てくるんじゃないか、こんなことが今頭にあります。

以上、原因究明、再発防止、被害者救済という三つの視点を持つてちよつと御質問をさせていただきたいと思ひますが、まず、再発防止、これについても幾つかの視点があると思ひます。

まず、建築関係者の人の担保。建築士、建築家、建築に携わる方々のその信用、この人は信用でき

るんだという担保をどこでとるのかという問題が、どうしても私のような素人からすると頭から離れない。さらに申し上げますと、そもそも今日本にある資格というのはどのくらい信用できるのかなという気持ちはどうしてもぬぐい切れません。

最近、医者にしても弁護士にしても、あるいは私も出身者ですが国家公務員にしても、本来その資格を持った人は、きつとこれだけ立派な人だろう、こんな能力があるんだらうというその信用がいろいろな分野ですると崩れてきている。そしてまた、資格の恐ろしさというのは、そのときに資格を得たからといってある時点においてその能力が保証されるわけではない、こういったことが言えると思います。

ある私どもの自民党の先生、弁護士出身の先生に、先生、弁護士出身ですか、じゃ、すぐに法廷に立てますね、こういうふうに言ったら、いや、それは何年もメスを握っていない医師の先生に手術をしたらうぐらひ怖いんだというようなことがありました。

つまり、何が言いたいかといいますと、資格を取った段階でいかに優秀であつても、常に腕を磨いていなければその資格というものはかえつてその能力についての錯覚を引き起こすんじゃないかという思いが、どうしても私自身はぬぐい切れません。

また、こういったような地震についての不安が高まっている、そういった時代、あるいは環境の変化に応じて求められる資質というものを常に見直さなければならぬということが言えると思います。

そして、そこでお伺いをしたいんですが、冒頭申し上げたように非常に素人感覚で御質問させていただきませんが、例えば、私たちが持つております車の免許、この免許でさえ更新がある。常にその能力を、免許を持つている人に対してチェックをする機会というものが十分担保されているか。広く見れば、昨今言われているように、先生の教

員免許にしたつて資格をちゃんとチェックする場面が必要なんじゃないか。最高裁の国民審査でも、何を手がけてどういうようなことをやつてきたかというチェックの段階がある。この免許更新というものについて、どういう形で考えればいいのか、特にこの建築という関係について、これをぜひお伺いしたいと思います。

小倉参考人と宮本参考人に、ぜひ、免許の更新とか資格のあり方というものについて御意見を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。○宮本参考人 いただいた御質問につきましてお答えしたいと思います。

まず、我々建築士の資格というのは、設計監理等を行う者の資格という業務独占を与えているわけですから、士法二十一条で、建築士の資格はあるんですけれども、「その他の業務」という仕分けがございまして、実は、私も今まで一番頭を悩ませてきましたのは、設計監理をやつてい資格を業務独占でやつてい資格者が有資格者の約三〇％ぐらいなんです。その他業務についておられる人が大体七〇％ぐらいという実態がござい

ます。そういう中でございまして、建築士会連合会としましては、ちょうど、約五十年間この問題をずっと登録更新制度のことを、どうやつたらできるかという問題を議論してきたり考えてまいりましたし、それから、何としても実態を把握するにはどうしたらいいかということをやつてきました。なかなかそれができませんでした。

それで、今回、私も士会連合会では、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、その他業務についておられる人たちのことを無視して、設計監理という業務独占だけを持つてい人に対することだけに焦点を合せてきたのでは、やはり、このような偽造事件といいますが、そういうことがまた再発するだろうと。

それからもう一つは、登録更新ということは私は非常に大事だと思いますし、私も、専攻建築士制度をスタートさせて三年になるんですけれど

も、五年ごとにCPDといいますが、そういった研修をきちんとやつて、それを認定して、そのときに登録更新をぜひやつていくという制度を今やつておられて、まだ経緯としては三年しかありませんが、これからはそれは全土会的に続けていきたいと思います。

お手元の資料に、このブルーの、ちよつと私、このような専攻建築士制度、こういった資料を用意いたしましたけれども、また後ほどごらんになつていただきたいと思いますが、結局、我々は、その他業務の人も含めて、設計監理の業務独占を持つてい人と同等に資格を扱つていかなければいけないのではないかとこの観点から、このような制度を、我々はちよつと職能制度とまたま呼んでいまして、資格で縛るんじゃないかと、職業分類して我々は自主的にやつていこうではないかと。こういうことを、実は五年前から議論を

したんです。そして、この事件がまさか起きるとは思いませんでしたけれども、案外起きるのではないかと思ひました。

それからもう一つは、その他業務という七〇％の方が、何といいますが、名義貸しを一番しやすいたちではないかということも内部で議論してきました。そして、三〇％の業務独占がある方は自分でやつていらつしやるから名義は貸せませんというところから名義貸しも防ぎ、それから、自分の仕事に対して、社会に専門的なことを開示して、そして責任をとつていくというような自浄作用というんですか、そんなことを考えて、今このブルーのパンフレットをちよつと用意しました。また後ほどごらんになつていただきたいと思ひます。

○小倉参考人 再発防止に關してですけれども、現状、今までにも述べられてますように、建築士制度そのもの、建築士の例えば総数にしても質にしろ、いろいろな役割を果たすが建築士というふうな一つの資格で定められているというところ、いろいろなことが起きる一番大きな理由

になつていと思っています。

私も、建築士の中から、それぞれの分野の一定レベルにある人たちに専門資格を与える、それで、その専門資格を与えた人たちに、重要と言つたらいよいよか、大切なもの、あるいは一定の、特定のものといたしますが、一定規模あるいは特定の用途の建築については、その分野の設計と監理はその専門資格を持つ人だけしかできない、これは国家資格にしないと業務独占というのはできないわけですが、やはり建築士の中から、それぞれの分野できつと仕事をする人たちを分けていくということがまず基本ではないかというふうに思つております。

それから、登録更新でございしますが、資格の登録更新というのは、国際的に見ますと多くの国でなされていまして、その条件としては、やはり宮本会長が今おつしやられているように、CPDでございまして。常に研さんが必要で、現在でもいろいろ新しい材料、新しい法律ができてい、そういう状況に対して、常に研さんをしないとい常に切れる刀が使えないというような状況にござ

います。我々の協会もCPDというものを実行していまして、今、建築家の資格制度というのを独自につくりまして、これは建築士を取得してから五年以上の人に、今までの業務実績を審査しまして、よしと認めた者について資格を与えて情報公開をする。この情報公開をするという意味が、建築士がこの人がどうい人であるか、どういう経験をしているか、どういCPDをとつていのかということ、これを判断する一つの根拠でございまして、日本建築家協会にアクセスすると、我々の認めた建築家というのがどうい人たちでいことがわかるようになつていいます。

その制度では、三年ごとに資格更新をしようとい今しているところとございまして、必ずしも資格更新というのはいやういことではございせん。来年の三月に第一回の資格者千人ばかりを更新審査しようといはいますけれども、CPDも年間三

十六単位の勉強をしていないといけないというようにもなっています。そういうことはやはりいろいろな国の状況を見ても必要だと思いますし、そのためには、建築士が一人でいるといういろいろな誘惑がございます。やはり団体に加盟して、多くの人と交わりながらともに切磋琢磨するということは、やはり人間、いずれも弱い部分がございますから、そういうことがないようにするにはやはり団体加入ということが必要かと思えます。

それから、先ほどからしつこく専門資格というふうに言っておりますけれども、建築家、アーキテクトとエンジニアというような区分がない資格を持っている国は、あるいはアーキテクトとエンジニアを一緒にした資格の国というのはほとんど世界でございません。アジアの韓国、中国、シンガポール、マレーシア、タイ、どこでも、建築家と技術者というのは分かれた資格になっていきますし、もちろん欧米諸国もそうでございます。

これは、我が国は、士法をつくったときに、戦後の復興をいち早くするためにこういう資格にしたんだという断り書きがございますけれども、もう今や先進国の仲間入りをしたわけですから、それぞれ役割がはっきり消費者に見える制度にすることも再発防止の重要な点であるというふうに考えます。

以上でございます。

○遠藤(宣)委員 どうもありがとうございます。今、先回りしていただきますが、言っていたいたんですが、この資格に関して見落としてはいないことというのは、恐らくプロ意識だと思えます。私は非常に俗っぽい人間でテレビをよく見るんですが、昨年までやってた、たしか日曜日の夜でしようか、所ジョージが司会の「大改造!! 劇的ビフォーアフター」という番組がありまして、こんな家をこんなに建築家を変えてしまおうというので、私も毎週見ていたんですが、その中で、プロというものをたくみと呼んでいたわけですね。日本の社会の中でこのプロ意識というものが何

で担保されているのかなというふうに私はいつも考えてしまっていますけれども、これはやはり周りの評判、その評判を落とすたくないという緊張感、そして、その評判というものは何に支えられるかという、自分が手がけたものについて世間で知られているということだと思えます。

となると、この前提は情報公開。例えば、ある建築士が手がけたもの、こんなものがいっぱいある、その建築士さんに頼むときに、心配な人は、前に手がけた物件に住んでいる人に、どうですか、住み心地はと聞きに行けるような情報公開があれば、これもまた後ほど質問させていただきますけれども、自分の責任で、その情報をもとに確度の高い選択ができるということになっていくんじゃないかなというふうに思います。

そしてまた、今御指摘いただきましたように、この専門性をどこに見るかということについては、資格を多少細分化すること、あるいは試験を多段階化すること、あるいは経験と実績を加重すること、さらに報酬に反映することとか、こういった問題が恐らく出てくるんじゃないかなというふうに思います。

今、世の中、例えば、彼は英語ができるんだよ、英検一級なんだよという時代がありました。ところが最近では、TOEICで何点、TOEFLが何点、ヒアリングではこのくらい彼は優秀だ。その分野ごとに何が得意なのかという、実は、私たちの身近においては判断基準がいろいろ細かいものがでてきて、自分の目で判断できる、自分でチョイスできる前提としての専門性の情報公開というものがこれから必要になってくるんじゃないか、この建築の分野においても例外ではないというふうに思います。

人の担保に続きまして、私自身が思いますのは、対象物をどういうふうに担保するのか。これは、世の中いろいろな人ばかりじゃない、今回の事件みたいなことも起きる中で、相互チェックのシステムをどうやってこの制度の中に組み込むか。政治の世界も、小学校で習ったときのように、三権分

立というのがあって、チェック・アンド・バランスというのがある。悪い言い方をすれば、常に悪事を発見しようと思って虎視眈々と見ている仕事で自分たちの業界の横にあると、いつ摘発されるかわからぬという緊張感を持つようなものを制度の中にビルトインしていけないかどうか。

あるいは、使用した材料、建築物の材料。これも非常に俗っぽい話なんですけど、最近、レストランに行きますと、うちの材料は、食べ物材料はどこの産地ですというものがでてきています。私の住んでいる家も、一体どこのどんなものを使っているのかというのには実は知らなかったということにはなりました。

何が言いたいかと申し上げますと、材料の、今使っているものが何なのかというものについても建築関係において情報公開ができないかどうか。こういって、使用した材料等のより多くの情報公開、あるいはチェックをする、緊張感を持つようなシステムをどういうふうなビルトインしていくかということについて、久保参考人にお伺いできればなというふうに思います。よろしく願いします。

○久保参考人 今の遠藤議員の御指摘でございますけれども、情報公開とか、一体、建築士が、自分がどういうものに携わっているものをつくったかという情報公開は今後どんどん進んでいくものだと思います。また、私も建築に携わる人間も、自分たちの行った問題とか、今ここで話題になっております継続教育で一体どういうような知識を、新しい知識を得て新しい技術についていったかというのもし出ていかないと、職業人というのかプロフェッショナルとしての地位を失うような体制になっていく、そういうふうには私は思っております。

後段の方の材料の使用云々ということに関しては、これから私もがつくるものが一体どういうものでできていて、どういう性能のものかというのにはやはり表示すべきだと思いますけれども、例えば非常な細部の点までいくとこれは設計図書並

みの量になりますので、そのあたりはやはり職能団体というのか建設団体の方で、一体どういう表示をするかというのを前向きにずっと考えていくという方向ではないかと思えます。

○遠藤(宣)委員 ありがとうございます。

いづれにいたしましても、これから一生に一回の買い物をするときに、どこまで情報が公開されているのかということが非常に大きいというふうな思いがあります。自分の、幸い今のところ被害がないんですが、一日で決めてしまった、それまでに情報もろくに知らなかった、こんなような無謀な人間の自省の念を込めて申し上げるんですが、建物それ自体についての情報をできる限り入手できるようなもの、そして、そこに、手がけた方々の能力そしてプロ意識というものを少しでもわかるような情報を得られるようなものを組み込んでいきたい、組み込んでいっていただきたいというふうに思います。

そして、今回の問題の中にいろいろ言われています規制緩和。規制緩和というものは、今、大きな流れの中で、事前の役所のチェックから、できれば事後チェックというふうな流れとか、あるいは民間にできるものは民間にというこの基本は、私自身は決して間違っているとは思いません。しかしながら、自分たちの命にかかわるような建築の関係においては、言うなれば、安全性と迅速性のバランスをどうとるのか、そして、リスクを覚悟で購入した人間に、何か問題があったときにどのくらい責任を負わせるのかということがあります。

またまた俗っぽい話なんですけど、私は、議員になる前はよく格安航空券を使って旅行に行きました。言うまでもなく、乗りおくれたらもう乗れません。リスクがあります。でも安い。こういったものが今社会にはいろいろな場面に出てきています。建築関係の人間とお話をしたときに、これを建築関係に当てはめるとどうなるのか。例えば、うちの家は震度四でつぶれちゃうかもしれないけれども、めったに地震が来ないから、普通の市価

の半額の家があらわれ買っちゃうかもしれないという人もいるかもしれない。しかし、その結果、道がふさがれてしまったらほかに迷惑かかるから、やはりそれは規制しなきゃいけない。いろいろなさういった話があります。

極論すれば、自分のリスクでやるんだから、死のうが生きようが、おれは別に安全性の低い住宅に住んでもいいよという人がひょっとしたらいるかもしれない。そういった自分のリスクでやるということ、しかしながら、公共の安全というもののバランスをどういうふうにとっていくべきなのか、その線をどうやって引くべきなのかという話と、そして、仮に、安からう危なからうという物件を一定程度認めた場合、そして地震が来てそれが倒壊した場合、その危険性を事前に知っていたのか、情報公開がなされていたのか、なされていなかったのかで随分これは違ってくる。

日置先生にお伺いしたいなと思いますけれども、民法上も過失相殺とかそういった観念があります。例えば交通事故を起こしても、過失割合の認定、保険のときに必ず出てきます。そうしたときに、被害を受けた、地震でつぶれた側の方が、どのくらい実際それは過失として認められるのかというところは非常に大きな被害者救済の際の論点になってくると思うのですが、そのあたりについて、建築関係の特殊性を踏まえた上で、どういう御認識か、ぜひお伺いできればと思います。よろしく願います。

○日置参考人 まず、今震度四ぐらいで壊れてもいいというような話が出ましたが、建築基準法上は最低限の基準だというふうに決められていますから、最低限の基準を下回るといふものについて、それを知らされないで買ったというところで過失を認めるというわけにはいかないかと思えます。

性能評価等で基準法のレベルを上回るもの、一・五倍とか、そういうようなものがある。それについて言うと、それぞれの選択肢で、おれは金を出してより安全なものに住むんだ、おれはぎり

ぎりでもいいんだという選択肢はあろうかと思いますが、最低限ですから、それを下回るといふのは基本的にあり得ないというふうに思います。ただ、往々にして工務店や設計者から困った相談ということで持ち込まれるのは、基準法のいろいろな規定の中で、施工からも、ちよっとこれ何とかならないかと。建築士も悩んで、施工が了解しているなら目ををつむるかみたいな話というのは時々聞きます。そういった形で、施工も了解して一定の基準を守らなかったというふうな場合には過失相殺という問題はあり得るのかなと思います。

ただ、今回の耐震偽装に関して言うと、施工が知らされていたわけではないし、だから安いんですよと言われていたわけでもないですから、過失相殺という考え方は当たらないというふうに考えております。

○遠藤(重)委員 ありがとうございます。いずれにせよ、こういった、それぞれの人のとって大きな買い物でありました、社会の安全にとつて非常に重要な問題、この分野で、今の規制緩和の流れ、そして官から民へという流れの中で、不幸にしてこういうような出来事が起こりましたけれども、私自身は、むしろ災い転じて福となすというような形でいけばいいなというふうに切望しております。

冒頭に申し上げましたように、今回の原因究明と再発防止、そして被害者救済という視点を常に持ちながらよりよい制度づくりをこれから考えていかなきゃいけない。冒頭申し上げましたように、今は過渡期だと思えます。角を矯めて牛を殺すことなく、こういった流れの中でよりよい制度をつくるために、今後、参考人の先生方のお知恵をかりながら、よりよい社会をつくっていく、よりよい安全な社会をつくっていくために私たちも努力をしてみたいと思えますので、どうかよろしく願います。本日はどうもありがとうございます。

以上です。

○林委員長 森本哲生君。
○森本委員 民主党・無所属クラブの森本哲生でございます。

きょうは、参考人の皆さん方、大変お忙しい中御出席をいただきましてまことにありがとうございます。きょう、いろいろな面で御指導をいただきましたようにお願いを申し上げる次第でございます。

それでは早速質問に入らせていただきますが、まず第一といたしまして、確認検査機関の強化の実効性ということでお伺いを皆さんにお願いをさせていただきます。

今もお話ししたいたるところもあるわけですが、いま、特定行政庁による指導監督、立入検査、業務停止命令の強化ということでは、民主案、政務案が同じ考え方でございます。中間検査の意義、義務づけについてどう考えられているかというところでございますが、先ほど久保参考人からは一定の規模というふうなことでお話をいただいたておりますので、あと、皆さん方、この問題につきましても簡単に答えたいだけかと思えますので、四人の方にそれぞれ御意見を賜りたいと存じます。よろしく願います。

○久保参考人 議員に対してお答えいたします。一定の規模というのは、建物の大きさなんです。一定の規模に達した場合は、建物だけではなくて、ほかの荷重にも設計しております。それとやはり、物をつくる段階において、幾ら何でも五センチ掛ける五センチの柱をつくるというたこともございませんで、一般論として申し上げて、規模の小さいものは耐力上の余裕は多いということと、それから、全建物を見たらという御意見もあるかもしれませんが、実効性から見て、ある程度の規模の大きいものというのが建築分科会での議論でございました。

あと、特定行政庁の話も今お答えした方がよろしゅうございませうか。

特定行政庁の確認ということについては、民間開放という前回の基準法の改正時の問題が皆さん

方の御指摘だと思えますけれども、私はやはり、なるべく新しい技術を取り入れて即対応できるといったことで、民間機関による確認申請というのは否定いたしております。

以上でございます。

○宮本参考人 宮本です。確認というのは、実際実務をやっております設計者の立場で言われていますことは、やはり相当大きな意味を持ちます。

例えば、実施設計と基本設計とございますが、実施設計が終わった段階で、それから例えば工事のための入札とか見積もりになるわけですが、その前に確認申請を出します。確認申請がおりるといことは、実施設計業務が終わったということが一つの何か慣習みたいに認識されています。それが民間に移されるということは、私は大変いいことだと思っております。

ただ、問題は、民間でやるにしても、ピアチェックといいますが、チェック機能が十分働けばいいのではないかと思っています。

と申しますのは、例えばマンシヨンのようなものというのは、建築はどんな場合でもそうです。同じ建物を幾つもつくっても、これは試作品と同じでございまして、自動車のように量産体制に入るのは、設計をやる人も工事をする人も、試作については、設計をやる人も工事をする人も、お互いに中間で何回かピアチェックできるようなシステムが当然なくちゃいけないわけで、現にやっているところがたくさんありますが、私は、民間がそういったチェックをするという今の検査機関というのは、これはやはりとても大事なことでないかと思っております。

ただ、そこにいる経済効率があつたり、あるいは確認検査機関が、民間の機関が、サービスとかそういうことがあつて今度のようなトラブルになっているわけですが、これは本当に、資質の問題と、それから、確認検査機関にいる人の自分自身に対するいわば自己責任というんです

かね、そういうことが何か欠落していてこういう問題になっているのであります。

一方で、我々建築士会等もそうなんです、四十七士会の会長さんたちと議論したときも、いや、やはり民間はだめなんだからもうちょっと行政の方へお願いするのがいいのではないかと、そういった意見の人もおりましたが、しかし、最終的には全員一致で、小さい政府という方針のつとめて民間にそれを委託されたんだから、やはりそれをきちんと民間の知恵でやるべきであるという事になっております。

検査機関はそういうことでございます。

○小倉参考人 中間検査の強化というのは、私は、今現状ではやむを得ないことであるというふうに考えています。

ただ、本来ならば、やはり資格者の責任として、工事のしかるべきプロセスの中で検査をする、自主的に検査をし、施主を伴って検査をするというのが本来、資格者の役割ですから、本来ならば、設計監理契約の中で、種々の段階での検査をするということをしきつとやるように指導していただければよろしいと思います。

それから、一番難しいのは、マンシヨンのように、入居者が入って初めて欠陥がわかるというようなこともございます。これは、海外の例でもそういうことは非常に多いんですけれども、やはり設計契約の中あるいはマンシヨンの売買契約の中で、入居して一年目の検査というようなことは非常に大切で、これは法的に規制されないかもしれませんが、マンシヨンの購入あるいは家の建設というときにはなるべくそれが実行されるような御指導がいただければ、それは非常にありがたい話じゃないかと思えます。

○日置参考人 まず、確認機関ですが、先ほど申し上げましたが、やはり民間でやった場合、申請者からの料金に依存して経営しているということがあるので、どうしても経済的に厳しいチェックがしづらいということがあって、民間でやる場合、その何らかの制度的手当てが必要ではない

かというふうに思います。

それからもう一つは、やはり集団規定につきましては、民間ではなくて公的なコントロールが必要ではないかというふうに思っています。

それから、検査ですけれども、私が建築紛争等にかかわっている経験から申しますと、むしろ戸建て住宅等において、小さな工務店が、名義貸しなんかで建築士も実質かわらないような形で建ててしまうというようなケースにおいて、基礎等の手抜きが発覚するというようなケースを結構見せております。そういう意味では、小さいものであってもきつちりと、特に基礎のように後から見ることが困難な部分を実際に検査するということが重要であるというふうに思っています。

それから、完了検査を全部するはずですけども、実際にはやらなくても今使えてしまうということなので、やはり中間検査をやるということと完了検査を一〇〇％実施する、それを例えば登記などとリンクして実効性を担保するというものを組み合わせてチェックするということが必要かなというふうに考えております。

○森本委員 ありがとうございます。

私の方の意見は極めて少なくさせていただきます。いというふうにご覧いただくと、確かに性善説、性悪説、私はむしろ性善説でいい、いいものを安くというふうな、今の、だんだんだんだん規制を強めていくと、どうしてもその人件費とかいろいろな問題が高くなってくるというようになるとを非常に残念に思っている質問をさせていただいておるんですが、そういう思いは実はあります。

その中で、次に移らせていただきますが、先ほど御意見をこちらの方にいただいた部分についてはもう省略をいたしまして、私の方もメモしておりますのでダブルではもう結構でございますので、どうぞ簡潔で結構でございます。

次に、建築士法の改正でございます、連合会への強制加入とか建築士会による監督、法人制度の創設、これは業務独占資格に比する内容となつ

ておるわけでございます。

民主党案が採用された場合、その現場、今後のこの認識はいかにという思いでございます。先ほど宮本参考人からは、建築士の、私どもは賠償保険ということも視野に入れながら、無限責任というようにすることを提案させていただいております。その点に、その問題について、宮本参考人からもう少しその点に、私が申し上げたこと一点に絞っていただいて、あとのお三方につきまして、私の今申し上げた質問に全部お答えいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本参考人 宮本です。

建築士会としては、賠償責任ということとは非常に大事だと思っております。私ども、内部で制度委員会というものをつくりまして、一応ずっと長い間検討しております。

現在ありますのは、建築の賠償保険にできるだけ全員加入するということのようなことで全国の都道府県士会にはお願いして、もちろんやっていらっしゃる人もいますけれども、問題は、まだまだそれは一〇〇％の会員が、義務づけられていないので、これからこの問題については相当積極的に取り組んでいかなければいけない、そのように思っております。

以上でございます。

○久保参考人 森本議員の御質問内容について、私はちよつと門外漢に近いところでございますので、適切な御回答となるか……。

士会の、いわゆる職能団体としての加入義務というものは、これはやはりちよつと職業の問題で、加入義務というあたりの強さに対しては、少し全面賛成はいたしかねます。

あと、補償問題に関しては、これは、私がメンバーでございます基本制度部会において、保険とか絡む問題で、今後の審議事項ということで、今回の回答とさせていただきますと思います。

○小倉参考人 職能団体への加入でございますが、今までの建築士に対する団体の考え方と、それから私が先ほどからお話をしています専門別資格ができたときの団体への加入というのは、私はちよつと違ってくると思っております。

今までは、建築士会あるいは建築士事務所協会への加入ということが視野に入っていると思っております。もし専門別の資格ができた場合には、それぞれの専門別の職能団体というのが今でもございまして、建築、構造、設備に対する職能団体がございまして、それも今でも非常に重要な役割を果たしておりますので、その資格者団体といいますが、建築士会というような資格者団体と我々のような専門別の職能団体、これのやはり加入ということも、特に専門別の能力を高める、切磋琢磨する、固有の問題を議論するというような意味では、職能団体としての加入としては大切であると考えます。

それから、保険の問題ですけれども、これはもう設計者責任賠償保険に入らずして設計はできないというふうな我々は考えておりました。まだ建築家協会の会員は一〇〇％、保険には加入していませんけれども、これだけいろいろ自分たちのミスというものも、やはり想定する限りは、クライアントに迷惑をかけないために、これは施主にその事情を説明して、お互いの幸せのために、設計料の中に、設計料以外に保険料を加算して設計契約を結ぶというふうなことは、私はもう必須のことだというふうに理解しております。

以上です。

○日置参考人 専門職として職能団体をつくるということは、一つの方策であろうと思えます。ただし、弁護士会はそのような職能団体をつくっておりますが、それが本当に機能していくためには、その中でやはりその専門職としての厳しい相互批判をやる必要がある。まあ、弁護士会がどこまでできているかという問題はありますが、そういうことをやった上で、問題があるときにはそこから除名してその業務ができないようにする。そ

ういつたみずから規律を保つ、そこまでの内部規律を持って職能団体を運営していくという覚悟が必要かというふうに思います。

それから、保険の問題ですけれども、基本的には賠償保険でカバーするというのは、消費者保護の観点からも必要かと思えます。

ただし、これは私の経験からいいますと、建築家賠償責任保険というのは、建築家の設計ミスで事故が発生して、被害が発生して初めて賠償がおりるんですね。ミスが発覚した、まだ壊れていないというときには、被害が発生していないということで救済されないんですね。普通の損害賠償保険だと、賠償責任が認められれば大体カバーされるんですけども、建築家の場合、どうもそうならない。保険会社の人が聞くと、そこまでカバーすると非常に料率が上がるという話をされました。

この辺はきちっと調査をされる必要があるかというふうに思いますけれども、事故が発覚して補修しなきゃいけないというような場合にもきちりカバーされるということを含めて、賠償保険の必要性はあるかというふうに思います。

それから、実際の話、小さな設計事務所の人の相談を受けると、例えば、一億の物件を設計して、それで何百万とか報酬をもらったという場合に、やはり欠陥が見つかったて直したという場合、一億以上の損害が生じるということで、通常の設計者であれば、一つでもミスを出すと経済的にとても成り立たないという形がありますので、やはりその意味からも保険は必須ですけれども、きちり保険の救済範囲が広がるということを御検討いただきたいというふうに思います。

○森本委員 ありがとうございます。

ほかの士業の関係の方でもそうした保険はあるんですね。ただ、建築の場合は額が相当な額に上りますので、そのあたりが非常に微妙な問題があるのかなというのを私も認識させていただいておるんですが、ありがとうございます。そのあたりは、早速もう少しシビアに研究もさせていただいて

だきたいというふうに考えさせていただきます。あと、建築士の身分の独立性ということをお聞かせいただきんですが、これは宮本参考人とお小倉参考人に限らせていただいて、お願いをさせていただきます。

設計者と施工者が請負契約の関係にあることは極めて異質なんですけど、ただ、私も、設計、施工、監理というのは、三権分立というようなことを言うておるんですけども、やはり設計、監理が分離するところに非常に難しさも出てくるように、ちよつと読ませていただきますと、御指摘をいただいておりますので、ご意見を伺います。

しかし、今回の姉妹問題は、そこがある意味では本質なところでもございますので、小倉参考人は、私、小倉参考人のいろいろな、こう見せていただいておりますと、構造設計は下請になることを法的に禁止すべきだという思いは、それはちよつと私の解釈間違い、私の言い方が間違ったかわかりませんが、いわゆる構造設計がや

や建築士の下請になるような位置づけに今あるんではないかということの中、これを変えていくことが必要なんだということなんですけれども、そのことについて御意見を、さらにもう少し丁寧に小倉参考人からは御説明いただけたらというふうに思っておりますので、お二人よろしくお願ひします。

○宮本参考人 設計と施工というのは、日本ではどうも完全に分離するということは社会通念からなかなかできないことではないかと思えますね。しかし、私は、やはり設計という行為の独立性ということは非常に大事だと思うんですね。

それと同時に、例えば、公共性の非常に高いという強い建物、例えば公共建築とか、そうすると、それは設計と施工は今も完全に分離して実際に建設されているわけなんです。そうしますと、例えばマンションのようなものというのは何十戸というか、そういうような、戸建てと、戸一戸と違いますが、一つの公共性が非常に強いものだと思います。そういう場合などは、設計と施工とい

うのは分離してやるのが、独立してやるのが一番理想的だと思うんです。

ただし、一つの施工、建築主の流れの中で、今度のような事件は、設計施工は一緒というより建築主も一緒でありまして、全部何か一つのグループの中でやっていくという、これはもう非常に異常な行為だと思っております。

ですから、やはり基本的には、設計施工というものは、私は、完全になくすことはもちろんできませんけれども、しかし、設計と施工の独立してやるべき公共建築とか公共性の強いものはそうしてやった方がいいんじゃないかと考えております。

以上です。

○小倉参考人 まず、設計施工の問題でございしますが、社会通念上、日本というのは、ゼネコンが昔から設計施工をしてきた、世の中、世界的にも非常に特異なケースです。私もこれを壊すということはまず無理ではないかと思いますが、設計施工というのはあくまでも性善説にのつとつた制度でございしますので、これを何らかの形でちよつと第三者的にする。設計施工の中でも、例えば○建設が、設計部が工事をするということ

はあり得るわけですが、設計契約と施工契約、これをはっきり分離するとか、今のやり方の中でも契約をもう少し明確にすれば、もうちよつと第三者的に内容がわかりやすくなる。そういう改良の余地はあると思えます。特に、設計者が施工者とペアになって、いわゆる欧米流に言うデザインビルドというようなことになれば、もう少し消費者に対しては歓迎される制度になるのではないかとこのように思います。

それから、先ほどの職能別の構造の専門家が下請にという件でございしますが、元請、下請という概念は我々設計者同士では持っております。構造のこれはイコールパートナーでございします。構造の専門家が我々と仕事をするときには、やはり我々の設計にふさわしい構造の設計者をパートナーとして迎えて、設計を一緒にしていく。上下の関係

はありません。ただ、契約上はやはり私どもが一括して受けたものの一部を担当してもらうので、費用をこちらからお支払いするというところはございます。

ですから、私も、構造の専門家はイコールパートナーであって、必要不可欠でございします。幾ら建築士といえども、今の複雑な構造計算を私どもだけでやるわけにはいきません。仕事の仕方としても、最初はいろいろな知恵を出し合いながら、最終的には構造の専門図面、構造計算をパートナーにさせていただくわけですから、我々としては、建物全体の統括をしながら意匠の設計をする、その全体の統括の大きな方針のもとで構造の専門家に構造の設計をしていただくというような形の分業が望ましいというふうに思っております。

○森本委員 ありがとうございます。それでは、これは日置参考人をお願いをさせていただきます。時間もありませんので、一人に限らせていただきます。

耐震偽装物件のマンションの住民の法的救済の問題があるというふうに考えています。民事訴訟、それから行政訴訟またはADRには幾つかの問題点、課題があるというふうに考えておりますが、ポイントだけ御指摘いただけたらと思うんですが、非常にこれは説明が長くなりますか。そして、一つだけでも結構です。例だけでも結構でございします。

○日置参考人 やはり、一つは、確認等が抱える問題について言うと、それを実際に係争していくことが非常に難しいという問題です。これは、先ほども言ったように、周辺の住民等が争うような場合に資料が出てこない、行政訴訟に行っても訴えの利益等で争うことが難しいという問題があります。

それから、民事上の被害者の方から訴える場合に、やはり、技術的に問題を究明するというのは、裁判で、証拠で証明するというレベルで技術的な問題をばっちりさせるというのは、費用、時間、

そういったものがかなりかかります。ほかでもそうですけど、欠陥住宅の問題というのは、やはりもうローンを組んで、手元のお金をぎりぎりまで出してその家に入っているわけですね。そこで問題が起こった場合に、費用と時間を出して対応するというのは極めて難しい。そういう意味では、その問題がまず第一にあるというふうに思います。

○森本委員 ありがとうございます。

時間もございませんので、最後に一つ、これは宮本参考人か日置参考人が書かれておったことの中で、全総が廃止されて、将来、地域の自主性を反映した都市計画決定のためには建築家の役割がますます重要になってまいります、今前段でお話しさせていただいたこともそのことにつながるんじゃないかと思えます。

建築家の役割を再評価するときに来ると思いますが、このあたりについて、これは国際的にもこれから日本が大事な立場に立つというふうには私は認識していますので、もう時間があと三分くらいしか残っておりませんので、お二方でお答えいただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願います。

○宮本参考人 手短にお答えいたしますが、建築士会は、たまたま、各都道府県にもちろんありますけれども、大体、地方事務所ごとに支部があります。そうしますと、その人たちが地域と日常生活の中で非常に密着しておりまして、特に、最近まちづくりそれから景観法、そういったものが施行されました。そんなわけで、非常に地域中心型の、そういった意味で、士会の皆さんはまちづくりに積極的に取り組んでおられるというのが大きな特徴です。

士会連合会としても、そういった運動に内部で助成をいたしまして、どんどん、市民運動、市民参加と一緒にやってもらいたい、そういうような傾向にございまして、目下、大分いい効果を上げております。

○日置参考人 やはり、これからの地域づくり、まちづくりの上で建築家が専門家として果たす役割は大きくて、まさに今おっしゃられたように、地域に密着した、地域で評価される建築士、その人が行政の計画も地域の視点でチェックする、あるいは住民の意見なんかも専門家としてチェックするということな形で、行政と住民の間にあってあるべき地域像を確立していく、そういった形で職能を発揮して尊敬を受けていく、そういった姿が望ましいのではないかとこのように思います。

○森本委員 ありがとうございます。

先ほど日置参考人が指摘された、地域紛争は法的な中でどうにもならない悔しさのようなものを地域住民の皆さんも持ちであるという現実を目の当たりにして、やはりこれはこれからしっかりと考えていかなければならない課題だということに思っておりますので、建築基準法の改正だけでなく、この課題も私ももしっかりこれから取り組ませていただきますので。

きょうはどうもありがとうございます。

○林委員長 伊藤委員。

○伊藤(渉)委員 公明党の伊藤渉でございます。本日は、お忙しい中当委員会のために長時間をいただきました、大変ありがとうございます。早速、質問に入らせていただきたいと思えます。まず冒頭は、久保教授に、技術者の育成という観点から御質問をいたします。

近年の風潮として、経済性が重要視される一方で、安全性といった当然確保されるべきものが失われている、これはさまざまな分野で散見をされております。今、建築に携わる教育者という立場から、肌で感じていらつしやる教育現場での、特に技術者の育成、御専門が耐震ということで、日本はある意味、耐震設計、耐震構造というのは世界広しといえどもこれほど難しいお国柄はないと私は思うわけでございますが、教育現場での問題点、あるいは懸念をされていること、これについて御教示いただければと思います。

○久保参考人 議員の御質問でございますけれども、教育現場で建築構造が今何か問題を抱えているかというところ、差し迫っては特になんとも思いません。若い学生も、次の世代を担う、大学院に進学する学生もおりますし。やはり、建築学科というのが日本のシステムとして工学部の中にございまして、特に私どもの大学は教養課程から進学という制度のときに、建築という名前前でデザインに行く方は比率的には多いのは事実でございますけれども、後継者ということでは、私どもは育てておるつもりでございますし、今後、私の後の人間も必要な人間がそろうという形でござい

ます。も、教育現場で建築構造が今何か問題を抱えているかというところ、差し迫っては特になんとも思いません。若い学生も、次の世代を担う、大学院に進学する学生もおりますし。やはり、建築学科というのが日本のシステムとして工学部の中にございまして、特に私どもの大学は教養課程から進学という制度のときに、建築という名前前でデザインに行く方は比率的には多いのは事実でございますけれども、後継者ということでは、私どもは育てておるつもりでございますし、今後、私の後の人間も必要な人間がそろうという形でござい

ます。も、教育現場で建築構造が今何か問題を抱えているかというところ、差し迫っては特になんとも思いません。若い学生も、次の世代を担う、大学院に進学する学生もおりますし。やはり、建築学科というのが日本のシステムとして工学部の中にございまして、特に私どもの大学は教養課程から進学という制度のときに、建築という名前前でデザインに行く方は比率的には多いのは事実でございますけれども、後継者ということでは、私どもは育てておるつもりでございますし、今後、私の後の人間も必要な人間がそろうという形でござい

ます。も、教育現場で建築構造が今何か問題を抱えているかというところ、差し迫っては特になんとも思いません。若い学生も、次の世代を担う、大学院に進学する学生もおりますし。やはり、建築学科というのが日本のシステムとして工学部の中にございまして、特に私どもの大学は教養課程から進学という制度のときに、建築という名前前でデザインに行く方は比率的には多いのは事実でございますけれども、後継者ということでは、私どもは育てておるつもりでございますし、今後、私の後の人間も必要な人間がそろうという形でござい

ます。も、教育現場で建築構造が今何か問題を抱えているかというところ、差し迫っては特になんとも思いません。若い学生も、次の世代を担う、大学院に進学する学生もおりますし。やはり、建築学科というのが日本のシステムとして工学部の中にございまして、特に私どもの大学は教養課程から進学という制度のときに、建築という名前前でデザインに行く方は比率的には多いのは事実でございますけれども、後継者ということでは、私どもは育てておるつもりでございますし、今後、私の後の人間も必要な人間がそろうという形でござい

ます。も、教育現場で建築構造が今何か問題を抱えているかというところ、差し迫っては特になんとも思いません。若い学生も、次の世代を担う、大学院に進学する学生もおりますし。やはり、建築学科というのが日本のシステムとして工学部の中にございまして、特に私どもの大学は教養課程から進学という制度のときに、建築という名前前でデザインに行く方は比率的には多いのは事実でございますけれども、後継者ということでは、私どもは育てておるつもりでございますし、今後、私の後の人間も必要な人間がそろうという形でござい

ます。も、教育現場で建築構造が今何か問題を抱えているかというところ、差し迫っては特になんとも思いません。若い学生も、次の世代を担う、大学院に進学する学生もおりますし。やはり、建築学科というのが日本のシステムとして工学部の中にございまして、特に私どもの大学は教養課程から進学という制度のときに、建築という名前前でデザインに行く方は比率的には多いのは事実でございますけれども、後継者ということでは、私どもは育てておるつもりでございますし、今後、私の後の人間も必要な人間がそろうという形でござい

ただ、と大体類推できると思いますけれども、そういうような健全な技術者が成り立ちにくい条件はやはり設計料でございまして、これは元請と言われる設計事務所のもうフィーが少ないうえ、それから、それに対して構造のフィーというのは、大体一五%前後になると思いますけれども、非常にわずかなものになってしまふ。

これも、我々がいつも直面している、設計者を入札で選ぶというような法律があるというところも直接の大きな原因でございまして、我々としてもぜひ健全な構造事務所がもつと育つてほしいと思いますし、我々が元請になったときにもうちよつと払いたいという気持ちは十分ございまして。そういう点も、実は会計法に起因する問題としてぜひ議論していただければと思っております。

○伊藤(渉)委員 今の御質問、さらに小倉参考人にお聞きしたいと思えますけれども、今のお話で、もう一回確認ですが、設計コスト、トータル、合計としての設計コストは大体いけれども、その中で、例えば意匠の方に行く設計料と構造の方に行く設計料の、その分配に問題があるのか。

○小倉参考人 分配は、大体工事費の割合によってなされるのが通常でございまして、全体の工事費の割合の設計料の割合で大体どこでも決められていっていると思います。

ただ、パイ全体が小さいものですから、全体の設計料が小さいのですから、それを割っていくわけで、それぞれ設備とか構造とか、我々も含めて、もう額というのは非常にわずかで、それがやはり、特に構造のような専門化する事務所を構えるということが、そのわずかな設計料ではなかなか難しくなっているというのが現実だと思えます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

続いて、設計施工のあり方については先ほど来御質問がありました。現実論としては、なかなか完全に分離するのは難しいというような皆様の御意見であったと理解をいたしました。

その上で、建築主、設計者、施工者、この責任の明確化という観点からお伺いをいたします。

これは弁護士の日置先生にお伺いしたいと思いますが、思いますけれども、今回の事件をきっかけにこの法改正は起こっております。しかし、大多数のこういった建築に携わる方々は、当然に、法を犯して利益を追求することなど今もって考えられない、健全な建築に携わる方が大多数だと私は思っております。

ただ、現実、こうしてこのような問題が発生してしまつた以上、さまざまな防止措置を施さなければならぬのは当然でございまして。その意味で、建築主、設計者、施工者の責任を明確にする必要があると思ひますし、そのためには、それぞれの立場での結果責任を求めなければならぬと考えております。

今回の法改正では、建築士に対する罰則強化というのが主に盛り込まれておりますけれども、建築主あるいは施工者に対する罰則、これは、今までいろいろな訴訟を見られてきて、整っているかどうかというところについて御意見をお聞かせください。

○日置参考人 先ほどお話ししましたが、建築主あるいは施工者に関して言いますと、違法な建築基準法違反があるという設計だということを知らなかったかという点、あるいは知る機会があつたかという点が非常に大きいと思ひます。建築主と設計者が共謀して基準法を無視したような設計を行った、そういうものは、当然、建築主にしても行政上あるいは刑事上の責任を追及するということはあるかというふうに思ひます。

ただし、多くの場合、建築主は建築の専門家ではないです。特に個人住宅においてはそうなんです。そういった場合に、どこまで基準法違反、あるいは、そういうものを認識しているのか、設計者が説明しているのかというところの問題をきつちりと判断する必要があるかと思ひます。それを説

明されないで、結果的に基準法違反があつたからということでは処罰されるということはおかしいと思ひます。ただ、結果的に、行政上、是正とかの責任を負わされるということは一面やむを得ないのかなというふうに思ひます。

それから、施工者についてですと、施工者の側はある程度建築的な知識がありますから、明確な故意による違法行為あるいは明確なミスというようなものについては、専門家として気づく機会があるのではないかと、専門家として気づく機会がある意味で責任が問われる場合が広がるかというふうに思ひます。

あくまでも、認識していただかうか、認識することができたかどうかという点をきつちり考えていくことが必要かなというふうに思ひます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

これは、フェールセーフという言葉がありますけれども、そういう観点からお伺いをします。

これも党内でさまざま議論して行く中で、完全に故意的に今回のような事件が発生すると、買い主である一般の住人等では到底見破ることができないと思ひます。そうすると、やはり最後のとりではある意味、チェック機能、ここにかかってくるのか。フェールセーフという考え方は、御存じのとおり、万が一失敗があつても安全側に傾くようにしておく、そういう考え方でございまして。

今回の法改正では、公正中立な第三者機関によって建築確認段階のチェック機能を設置すると考えていますけれども、実質的なチェック機能を向上するためには、やはりヒューマンエラーの低減ですとかダブルチェックの導入ですとか、実際の設計実務を適宜経験するために、第三者機関と設計会社あるいは建築主等との人事交流というのか、本場の現場をやはり理解していくという努力も必要だと思ひますけれども、このチェック機能の向上のために今後とるべき方法について、これは済みません、宮本参考人と小倉参考人にお伺いをしたいと思います。

○宮本参考人 宮本です。

私は、今御質問いただきましたとおりでございまして、チェック機能を例えば何段階かやりますと、問題は、例えば確認のところで一応完璧にピアチェックされて、それが満点であつたとしても、今度は工事が始まりました場合に、現場監理というのが非常に大事だと思ひます。

私も、現場というのは、大体一週間に最低一回くらい、現場で設計者が、現場の状況の工程の検査あるいは材料の使われ方の検査、あるいは仕様書どおりにやっているかというようなことを大体一週間に一遍くらいやらなければ、実際に工事はどんどん進んじやいますから、完璧に確認できません。

ところが、現状は恐らく、そういった一週間に一度、例えば私もそれを定例監理とかと呼んでおりますけれども、そういった監理業務を十分に設計者側もやらなくちゃ、幾ら検査検査で検査をお願いしても現場はうまくいかないと思ひますね。

ですから、私も、今度の教訓として一番大事なものは、現場の監理、それを一週間に最低一回は監理するんだ、それから、中間でいろいろな工程監理を、極端に言えば毎日やってもいいわけですから、そこまできめ細かくやらなければ、実際に完全なものではないか、そんなふうに出ております。

以上です。

○小倉参考人 フェールセーフということに対して、チェック機能のレベルの向上ということとはとても必要なことだと思ひます。特にコンピュータによる計算が導入されてから、本来は、構造設計、構造デザインということの中に構造計算があつたわけですが、コンピュターソフトが発達するにつれて、だんだん構造設計、大きな物の考え方から詰めていくというよりは、非常に容易に情報、データをインプットしてアウトプットが出てくるというような、全体を把握する力のかかりの設計者あるいはチェック機能の方々が多くなつていまして、それはやはり、十分構造

の設計を経験した人がそういうチェック機関に入っていくべきではないかというふうに思っています。

チェックというのは、いろいろ建築の中では行われているわけですが、我が国で、設計契約の中で、公的機関によるチェック以外にも我々としてはしておりますが、他の国、特にほかの国と比べてみると、銀行のローンの貸し付けのときのチェック、これが完全に担保物件になり得るかどうかなというチェックとか、あるいは、保険に入るときに、これは保険の対象になるかどうかというときのチェック、こころ辺が欠けているように思っています。それは消費者保護の観点から、いろいろな分野からのチェックが建築になされるべきではないかと思っております。

○伊藤(歩)委員 ありがとうございます。
では最後に、保険制度の構築について日置参考人にお伺いをします。

今回の法改正では、保険への加入の有無など、瑕疵担保責任の履行に関する情報の開示、これを義務づけることとしております。さらに進んで、保険への加入など、瑕疵担保責任の履行確保措置を義務づけることについては、被災者救済に必要な保険金の支払いが安定的に確保されるかどうか、あるいは、故意、重過失によって瑕疵が生じた場合の取り扱いをどうするのか等々、多くの課題があつて引き続き検討という現状でございます。

では、この保険制度が確立できると仮定をして、だれが保険に加入すべきなのか、建築主、設計者、施工者、それぞれがそれぞれの成果物について責任を持つために、おのおのが保険に加入すべきなのか、この加入者の設定について参考までに御意見を聞かせください。

○日置参考人 消費者の立場からいえば、基本的には、購入あるいは請負で買った場合の瑕疵担保というところで、過失責任等の有無に関係なく、瑕疵があれば保険金が支払われれば、それで救済はできるというふうに思います。あとは、そのとき

に、今度は保険会社が、設計ミスがあつたような場合に、設計者に求償するか。そうすると、設計者が自分の負担で負担するのだから、さらに自分で保険を掛けて対応するのだから、いわば建てて供給する側の内部負担の問題に実質的にはなるんじゃないかと思ひます。

そういう意味では、出口である瑕疵担保のところもきつちりされれば、消費者の救済としては原則的にはいいのではないかと。ただし、途中で増改築の場合だと、それにおさまらないような事例というのがあるので、やはり建築家の賠償責任というのにも必要な側面は残るのではないかとこのように思ひます。

○伊藤(歩)委員 ありがとうございます。
いずれにしても、きょういただいた貴重な御意見を参考に、本場に現場で起こっていることをしっかりと把握して、本場にも実際に物をつくる方々の役に立つ制度、そういったものをつくり上げていきたいと思います。決意を申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○林委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 私は日本共産党の穀田恵二です。
きょうは、参考人の皆様方は、貴重な御意見を本場にありがとうございます。私も質問いたします。座らせていただきます。

まず、日置参考人にお聞きします。
私は、この一連の耐震強度偽装事件の要因また背景に規制緩和があると考えています。そこで、私も資料としていただいた大阪弁護士会の言を少し参考にしたいと思ひます。

これは、「チェックする者がチェックを受ける者に雇われるシステムでは公正なチェックは期待できない。建築確認検査業務を全くの自由競争に委ねてしまえば、必然的に市場原理が導入され、「安く早く緩く通す」業者が生き残ることとなり、その公正中立性は瓦解することになる。したがって、真の民間開放は、民間の人材を活用しつつも、市場原理を排除する制度として再構築され

るべきである。」このように言っております。

私も、共産党として、建築基準法の改正に当たつての提言を発表してまいりまして、少なくとも建築確認については非営利の法人とし、検査業務は地方自治体からの委託によって行うという考え方を提案しています。この点についての御意見を伺ひたいというのが一点。

もう一点、参考人は先ほど、最初の御説明の中に、政府の規制緩和の問題、「長期的視点から対応すべき都市計画や建築の問題を、経済に対する規制の問題ととらえ規制緩和・民営化・自由競争の流れに安易に乗せてきた政策の存在を指摘すべきだと思ひます。」こういうふうに陳述の中で文書として提案されています。私もそうだと思うんです。

問題は、政府の規制緩和がそれを助長し、そしてそれが各分野における、建築業界ですね、その中であしきコストダウンにつながつて、安全がないがしろにされるという事態を生んだのではないかと、この二つの点についての御意見を伺ひたいと思ひます。

○日置参考人 大阪弁護士会の方からも提案されていますし、私も述べたとおりですが、やはりお金ですね。民間企業の場合、よつて立つ収入源と、そちらのものに対するチェックをするというのは相矛盾するところがあります。

これは公認会計士等の問題でもやはり今回問題になっていますが、依頼される人からのお金でその人の問題点をチェックして、場合によっては許可を出さないという判断ができるか。法律上は、それは第三者としてやる、できるんですけれども、やはり会社としての経営という視点を考えると、経済的には難しいということがあります。これをやはり経済的に分離するためには、直接申請者から確認業務に当たる者はお金をもらつたという形ではなくて、一種、何らかの形でクッションを置く、それはおっしゃるようなNPO的なものを設立するというような場合もあるでしょうし、幾つかの自治体で一部事務組合的なものをつくつ

て、そこがやるのか、方法は幾らでもあると思うんですけれども、やはり経済的な依存関係をたんに分離することが必要ではないかというふうに思ひます。

それから、規制緩和ですけれども、私は全部民営化とか自由競争がいけないというふうに思ひているわけではございません。ただ、物によつて、やはり公的なコントロールが非常に重要な部分というのがあると思ひます。だから、民営化あるいは自由化をするに当たつては、これまで公共が担つてきた問題をそういうところに権限を与えるというときには、その弊害が出ないようなチェックシステムとか、それを十分考えていく必要があるかと思ひます。

それから、それとともに、やってみないと率直に言つてうまくいくかどうかかわからないというようなものもあります。それは、やってみる上で、問題が起こればなるべく早期に兆しを見つけて対応していく、そういう姿勢が必要だろうと思ひます。

ちなみに、地下室マンションの問題、ずっと、立法後指摘されていて、やはり条例等では対応できるまでも十年もかかっているんですね。その間につくられた建築物というのは一種の既存不適格という形で何十年も残つていくわけです。まさに、一過性の商品じゃなくて、この問題というのは長く社会に影響を残すということを考えると、慎重な対応とともに、問題が発覚したときには速やかに対応するということが重要かと思ひます。

○穀田委員 ありがとうございます。
事後チェック体制の強化というのは、当然、緩和の際には必要だという点は私も同感です。

次に、小倉参考人にお聞きします。
先ほど、まちづくりという観点を強調されました。私も同感です。同時に、それとの関係で、集団規定に関する関係性を少しお話しただけだと思ひますが、短い時間では無理かと思ひますが、そこで、私は、建築行為というのは周辺環境に大きく影響するわけですから、確認過程に地

域住民が参加できる方向に改善すべきではないのか、そして、特に住民の多くの目が当該建築計画の適法性を監視する、こういうふうなことなど、とりわけ景観法などとの関係では望ましいと考えます。そういう意味で、国際的な例も含めてお話しただければ、短時間で本当に申しわけないんですが、ありがたいんですが。

○小倉参考人 建物は個人の資産でございますけれども、周辺の環境もその周辺に住む人たちの資産でございます。そういう意味で、景観を守るといふことは資産を守るといふことで、これは多くの国でそういう姿勢は持たれています。日本では、それぞれの建築はすばらしいけれども、町の景観、それが一体となつたときの町の醜さ、これが多くの人々から指摘されているところです。

一つの例を出しますと、オーストラリア、これも非常に景観を大切にしている国でございますけれども、この国で住宅の確認申請を出すときに建築家がまずやるべきことは周辺住民への説得でございます。周辺住民が自分たちと同じようなクオリティーを保つような建物だと認めてくれたときに初めて同意が出されて、その同意が出された同意書を持って行政に行くと、初めて個別規定、向こうではテクニカルチェックと呼ばれていますが、構造とか基準に合っているかどうかということ審査される。

そういう、やはり第一番になすべきことは、私は、それぞれの人たちの財産を守るといふ意味で、建築の枠の外の、周辺の環境までを含めた資産価値といふのを認める方向に行くべきではないかというふうに思っております。

○穀田委員 ありがとうございます。

それでは次に、建築士の問題について宮本参考人にお聞きします。

建築設計者の独立性が重要であることは、戦前から含めて、一九一七年の日本建築士会が定めた徳義規約にも書かれています。そこには、建築士は、依頼者の意志にあらざる報酬を受けることを得ず、さらには、材料に関する営業を営むことを

を得ず、また、建設請負業を営むことを得ず、また、請負業者の使用人たることを得ず、そして、依頼者以外の利害関係を有する第三者または請負業者より手数料または物質上の報酬を受けることを得ず、こういうふうな高貴な訴えをしています。要するに、基本的に設計依頼者の利益を第一とするといふことが職能の中心課題であつたということを見てとれます。

ところが、今日に至るまでも法的に確立し得なかつたのはなぜなのかといふことについて、一点お聞きしたいと思ひます。

○宮本参考人 宮本です。

建築士の職責と申しますか、その職責については、私も内部でも倫理規定等をつくりまして、絶えず制度委員会でもその問題を徹底させるようにやつておりますが、基本的に、建築士の立場というものは施主、要するに発注者から受け身なんです。その受け身といふことをたゞストレートに受け身といふことで片づけられないで、社会的責任というものは非常に大きいわけですから、そういう意味で、自分たちの職務というものは絶えず市民の皆さんとか社会に対して非常に大きな影響力を与えるんだといふようなことの、私も、職能教育みたいなことを自主的にやつております。

この問題は、このような事件が起きて顕著になりましたけれども、まだまだ私もはやらなくちゃいけない、徹底しなければいけないと思ひまして、この間、この問題が起きてから、全建築士十一万人対象にアンケートをやりまして、最近ようやくそのアンケートが出てまいりました。回収率も非常に高く、そのアンケートによりまして、やはり建築士の立場は弱いんだけれども、弱いといふただ受け身だけれども、受け身だけれどもといふそのままだけでいふのはいけないという関係を、もう一度職能倫理に照らして、社会にうそをつかないように、自分にうそをつかずにやろうではないかといふようなことを今、全会員とそれを話し合つております。

恐らく、大分こういった倫理規定が徹底してくれば、やはり必ず効果はあると思うんですけれども、ただ、先ほどからちよつとありましたように、できるだけ士会に入つてもらつて、要するにその入っていない人が非常に大勢いるものですから、できるだけ士会に入つて、当然入るべきではないかといふことで、これからは進めていきたいと思ひますし、御指導いただければと思つております。

○穀田委員 ありがとうございます。倫理性の問題についての新たな探求をお互いにしたいと思つています。

最後に久保参考人にお聞きします。

中間報告において、指定確認検査機関の公正中立性を確保するために、確認検査に利害がある設計、施工、不動産取引等の関係者の出資割合等が高くないよう要件を強化する必要があると指摘されています。

一方、緊急調査委員会の報告を見ますと、民間機関は建築主からの圧力を受けやすい立場にあることにかんがみて、そういう指摘が、制度の考え方を少し変える必要があるといふことで、本当の意味でどうしたら中立性を確保できるかといふ問題については、民間機関が建築主の圧力を受けやすい立場にある、制度それ自身についての問題点を指摘する、いわば緊急調査委員会の中間報告もありますが、その点についての御意見を最後に伺ひたいと思ひます。

○久保参考人 今の議員に対してのお答えでございますけれども、中間報告の方は、今お読みいただいたように、機関としての中立性を保つため、参加員の資格制度とか、それから人数の制限を、ぜひお願いいたします。

ではなぜゼロという話かという点でお答えいたしますと、技術者としてある程度の数を、やはり現状の実効性といふことを考えたときに、実効性を図るために、今民間機関で活躍されている人材を利用しようと。ただ、それが数として過半にならないかといふような条件はつけました。それと、やはり少し、私もはまだ、建築家の

プロフェッショナルとしての倫理性とか、それから今後期待される継続教育で自己研さんを積むといったようなことに期待をしております。中間報告では、今お読みいただいたようなことを出したといふことでございます。

○穀田委員 私、久保参考人に反論するといふんではなくて、今日の段階で、当時、私も、九八年の段階でも、その出資割合を高くする低くするだけではだめなんじゃないか、そういう影響力が、市場原理で動く者に対して、そこを断ち切ることなしではだめなんじゃないかという指摘をしたといふこと、当初からありましたので、そこだけ述べて、私の質問を終わります。

○林委員長 日森文尋君。

○日森委員 社民党の日森文尋でございます。大変お疲れのところ恐縮ですが、私からも質問させていただきます。座らせていただきます。

最初に久保先生に御質問させていただきます。思うんですが、今回の構造計算偽装問題というのは、大臣認定のプログラム、これを悪用して行われてきたといふことで、先ほど三点挙げられましたけれども、これを偽装できないように改善しようといふことであつたと思ひます。

問題は、八年間にわたつて、百七プログラムがあるそうなんです、百六ですか、百六か七、プログラムがあるんですが、この八年間に、このプログラムについて検証したり、これは悪用されないのかとか、きつと点検をしたりということが実はやられてこなかったんじゃないかという思ひがあるんですよ。

そういう意味から考えると、改めてこの全プログラムについて点検をし、検証して、しっかりとセキユリティーを確保するといふことが必要じゃないかと思ひますが、先ほどおっしゃられたプログラムの見直し、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○久保参考人 今の日森委員の御質問に対しての

そうすると、中間検査というのは、特に高層の建物なんかの場合、これは一回で本当に済むんで

したがって、そのうちの幾つかを抜き打ちにチェックしていたということも必要かと思いますが、基本的には、その組み合わせとして、我々がやっている、業務としてしている監理を見

やはり、元請というのは、クライアントから建築主からじかに仕事をそこでお互いに契約するということは、設計者だと思っんです。それは設

以上です。

○日森委員　小倉先生にお伺いしたいんですが、先ほど来、設計入札制度、これがやはり問題じゃないかという御指摘をされていました。確かに、

これはダンピングになるのかという思いもありまして、一方で、いや、そうではない、先ほどおっしゃっていた、例えば構造設計者の要するに設計料の安さみたいなことも問題にされてしまったよね。以前、例えば、士会とか等々で、設計料はこれぐらいにしますというふうに決めたときに、公取からかなり問題があったりして、だんだん改善をされて、今またちよつともとに戻ったかなという話もあるんですが、ある意味では、そういう保障もきちんとしないと改善していかないということもあると思うんです。

そこで、小倉先生がずっと主張されていた設計入札制度、これはどんな弊害を具体的に今まで生んできたのか、これをちよつと教えていただきたーいと思うんです。

○小倉参考人 設計入札制度につきましては、新聞紙上でもよく出ておりますダンピングという問題がまず最初に当たります。本来ならば数千万円はかかる設計を数千円で受注する。特に、基本設計だけの入札があったときにはさまじいものがございます。それは、その後実施設計をもらえ、そういう前提で特命でもらえるということであるダンピングをするわけですが、そういう自由な競争によって、設計の質を守るということを忘れさせる。

その裏に何かあるかといいますと、実施設計でも、そんなに、四分の一、五分の一の設計料で設計ができるはずがありません。また、四分の一のワークで設計ができるはずがないですから、何らかの方法でそれを補う。多くのときに言われているのが、施工会社との癒着の問題で、施工会社から助けを求める、そのかわり、仕事は、そのAという施工会社だとAの施工会社です、いいですねというようにことで癒着が行われて仕事はなされていくという状態が、本当にいい建築をつくれるプロセスであるか。

我々もこの問題については非常に強く危機感を持っておりまして、入札をしなければならぬ、これは、入札は会計法で決まっているからですというふうに皆さんおっしゃられます。しかし、会計法が決められたときは、明治時代でございますから、官庁の建築が外に発注されるということはありませんでした。ほとんどが物品購入のために会計法がつくられていて、今我々の設計料の入札というのは、この物品購入の欄を設計に当てはめて、それで設計者を選ぶということでやっておるわけですから、ソフトを軽視することでも非常に甚だしいわけで、もちろん工事に限っては、設計図がありますから、設計図に基づいて入札というのはあるんですが、設計というものは、何にもないだけに、知恵を出すということに対しての入札で、どなたが、自分の家で安い設計料を、この人の設計料より安いからこの人に頼みましょうよということとは絶対ないはずなんです。これが公共工事になりますと、会計法を守ることだけであつて、こういう形になつてしまつたというのは、建築文化をつくる上で非常に憂うべき状態だと思つております。

○日森委員 時間になりました。ちよつと日置先生に建築確認制度、確認ではなくて許可だという御主張があつて、私もまさにそうだと思ひがあるんですが、ちよつと時間がございませんで、これまた後でお聞きをする機会があつたらと思ひます。

どうもありがとうございます。

○林委員長 糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。

参考人の皆様におかれましては、大変お忙しい中、当委員会にお越しいただきまして、また大変貴重な意見を賜りまして、本当にありがとうございます。私も、数点でございまして、質問させていただきます。座つて質問させていただきます。

まず、再三、久保参考人からはいろいろな御意見を賜つておるんですが、久保参考人は、社会資本整備審議会の建築分科会の委員でいらつしました。基本制度部会に参加して議論をされておりましたが、この審議会の中間報告、これをどの

ように評価されているのか。特に、個人的に満足されている部分、それから盛り込みたかつたんだというところ、それから異なつておるんだ、これはもう異を唱えたいんだというところがあれば、異なる内容にもう少ししたかつたんだけれども、例えば、これを実現したいとか、したかつたんだとか、そういうことがございましたら、お聞かせいただければと思います。

○久保参考人 私、基本制度部会の中で、構造計算プロジェクトチームの座長もやまして、座長としては、この方針をまとめたものと思ひます。基本制度部会、これは、国土交通大臣から比較的短期間ということ、二月に答申ということ、で、やや時間的には非常に迫られたというのか、短い時間でございました。

今糸川議員の御指摘に、何が不足で何が私と見解が違ふかという、そうですね、かなりのことを盛り込んだと思ひます。早急にやるべき話と後に残す話ということ、まずは問題点の序列をつけたつもりでございまして、やや残された問題というのは、やはり確認制度であつたかと思ひます、これは法的な確認制度であつたかと思ひます。

以上でよろしうございましてでしょうか。

○糸川委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

ではもう一問、久保参考人にお尋ねしたいんですが、今回の法改正では、建築確認業務のうち、構造計算書の適合判定というものは専門機関が行う仕組みにしようとしておるわけですが、これは、どのような機関であつたら、これが役割としてしっかりと果たせるのか。それからまた、この法案では、都道府県の知事が、この機関を指定して、その指定機関に判定業務を行わせる、こういう仕組みになつておるわけですが、現実的に実行していける、そういうお考えなのか。例えば、量ですとか質ですとか、そういうものがともに機能していくことが現実的に可能なのかということの御見解をお聞かせいた

だけまずでしょうか。

○久保参考人 具体的にどんな機関かという、これは、建築の中でも耐震診断と耐震補強ということも私やっておりまして、その制度でいえば、多分、今全国的に耐震判定委員会と称する専門家が集団が構成されていると思ひます。ですから、実効的には、何をするかは、これは大臣が告示の中で多分お定めになることだと思ひますけれども、実効性としてはそういった機関はあり得る。それから、構造技術者協会といったような職能団体も、そういった協力も得られるということ、実効性は私あるというふうに判断しております。

○糸川委員 ありがとうございます。

では、続きまして、宮本参考人にお尋ねしたいんですが、今回の民主党案では、この法案の提案理由説明におきまして、「構造設計士を含む、一級建築士の多くの方々が、ゼネコンや建設会社、デベロッパー等の下請的、隷属的立場に置かれていまふ。」「こういうふうな述べられて、弱い立場ではコストダウンへの要求を突きつけられると抵抗できない、また、現場で工事監理を徹底できないなどチェック機能が果たせないというふうにしていまふが、この建築士の実態は実際そのとおりなのか、それから、そうだとすれば、どのような対策を講じれば、建築士が本来の役割を十分に果たすことができるようになるというふうにお考えか、お聞かせいただけたらまずでしょうか。

○宮本参考人 宮本です。

建築士の実態は、今御質問いただいたほど、例えば、建築士がゼネコン、元請とか、そういう人から言いなりになつておるという、そこまではいつていないと思ひます。特殊な例はあると思ひます。ただ、弱い立場であることは事実なんです。そういう意味では、やはり、自分たちの機を正すという、自分たち自身を守るということを、この間の私どものアンケートでも大分それが強く答えに出ておりますので、そのように進んでいきたいと思つております。ですから、それほど痛めつけられてはいないのではないかと思ひま

す。
○糸川委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

本来、今のは小倉参考人にもお聞きしようかなと思っただけですけれども、小倉参考人に、建築家協会の会員の多くの方は、建築士事務所というものを経営されていたり、それから勤務しているというふうに思いますが、審議会の中間報告では建築士事務所の業務の適正化というものを今後の検討課題としておりまして、夏ごろまでに結論が出されるということになっております。一方、民主党提出法案では、建築士法を大幅に改正して、建築士事務所のあり方を抜本的に変えることというふうにしておるわけでございます。

ここで、参考人は、建築士事務所の現状の問題点ですとか、それから改善の方向についてどのようにお考えなのか。また、民主党案で提案している開設者を建築士に限定すること、それから建築士法人を創設すること、建築士連合会への全員加入等の内容につきまして、実際のどのように評価をされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○小倉参考人 建築士事務所を法人化するということは、かつて建築家協会も主張したことがございました。そのときには、弁護士とか公認会計士とか、そういうようなプロフェッションを設立して建築家法というような法律を新しくつくってというところでやっただけですが、それはもう無理だという結論を見えています。

今、世界的に見てみますと、そういう理想的な法人格は、もし得られればそれにこしたことはないと思いますけれども、建築士の働き方としては非常に多様なものがございます。私は、株式会社にするとか、そういう法人格のもの以上に、やはり建築士が独立性を持つて仕事ができるかどうか、そういう仕組みをつくることの方がより重要だと思っております。

例えば、PFI等におきましても、今、建築士が設計者として取り組んで、チームの提案の評価

をなされていますが、建築家のコントロールビュションの評価点というのは非常に低いものがあります。したがって、建築の質というよりは建築のコストの方に重点が置かれているというのが現実だと思っておりますが、そういう点をどういうふうにするのか。

あるいは、施工会社の設計部が、どちらかというと親会社、これはディベロッパーであれハウスメーカーであれ同じような条件にあると思いますけれども、その独立性を保つにはどうしたらいいか。それは、契約とか、そういうようなことで解決していかないとはいえませんが、日本は、比較的、設計施工で代表されるように、我が国独自のシステムを持っていますけれども、その上に、よりよい消費者保護の観点にのっとり建築士のあり方が模索されるべきじゃないかというふうに思っています。

○糸川委員 ありがとうございます。

きょう、私も時間が終了してしまいましたので、本日は日置参考人に私も質問したかったんですが、またの機会にということでお許しくださいたいと思います。きょうは本当にありがとうございます。終わります。

○林委員長 これにて午前中の参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の方々に一言申し上げます。本日は、貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。 (拍手)

午後三時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後三時二十一分開議

○林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、内閣提出、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する

法律案及び長妻昭君外四名提出、居住者・利用者等の立場に立つた建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案の両案審査のため、午後の参考人として、慶應義塾大学理工学部教授村上三三君、東京大学生産技術研究所教授野城智也君、東京大学大学院新領域創成科学研究科教授神田順君及び社団法人日本建築構造技術者協会会長大越俊男君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。両案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、村上参考人、野城参考人、神田参考人、大越参考人の順で、それぞれ十分程度御意見を述べたいと存じます。その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため参考人の方々に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承願います。

なお、参考人及び質疑者におかれましては、御発言の際は着席のままで結構でございます。

それでは、まず村上参考人をお願いいたします。

○村上参考人 御紹介いただきました慶應義塾大学の村上三三でございます。

今回、社会資本整備審議会の建築分科会会長として中間報告の取りまとめに当たりました。また、現在、日本建築学会の会長を務めております。

今回、多くの危険な建物が設計施工されまして、国民の皆様には不安と混乱を与えて御迷惑をおかけしたことを、建築関係者の一員として大変遺憾なことだと思っております。早急に抜本的な対策を示すことができれば、国民の皆様への不安は解消されなくて、建築界が社会の信頼を回復することはできないと考えております。

今回の一連の事件では、幾つかの重要な問題点が明らかになりました。例えば、技術者倫理、あるいは建築基準法や建築士法にかかわる問題、あるいは被害者救済のための保険システムなどあります。これらを踏まえて対応策を早急に検討すべきであると考えております。

対応策を考えたときには、三つの点に着目すべきであります。まず第一は、建築関係者による設計施工システム改善のための関係者の自助努力でございます。二つ目が、法制度の整備でございます。三つ目が、被害者救済制度の整備でございます。行政機関で対応策を検討する際には、二番目の法制度と三番目の被害者救済を優先的に取り扱うべきであると考えております。

今回、これだけ多くの不祥事が発生しているのではありませんから、緊急に再発防止策を示すことが強く求められておりまして、ある範囲で法令規制を強化することは避けられないことであると考えております。したがって、今年二月に発表されました社会資本整備審議会の建築分科会の中間報告で、法令規制の強化や厳格化が打ち出されたことは妥当なことであると考えております。なぜならば、これだけ大規模な不祥事が発生しておりまして、国民に不安と混乱を与える状況で、敏速に混乱の收拾を図るには、これらの方法が当面最も有効であると考えられるからであります。

ただし、法令規制の強化の効果は限定的なものであります。これですべて十分ということにはなりません。中長期的には当然他の対策も必要となります。これに関しましては最後に述べます。

建築分科会の中間報告を受けて、行政機関において準備されております政府案を拝見いたしました。この中で、建築確認制度の厳格化や適正化、あるいは建築士に対する罰則強化、あるいは建築士や建築士事務所や確認検査機関や売り主

に対する情報開示などが盛り込まれております。大変適切な内容であると考えております。

ただし、今回検討されております法律改正案に含まれていない問題で、重要な課題が幾つかございます。例えば、建築士の専門分化の問題や業務環境の改善の問題、あるいは被害者救済のための売り主の責任問題などがあります。今後、これらの問題に関して、さらに改善策の検討を進めていただきたいと思います。

最後に、二つのことを申し上げたいと思います。

一つ目は、質のよい建築をつくるためには、法令規制の強化だけでは不十分であるという点であります。

法令規制の強化は、質の悪い違反建築の排除には効果がございしますが、よい建築をつくるためのインセンティブを与えるわけではございません。

質のよい建築を普及させるためには、設計施工など建築に携わる関係者の、よい建築をつくらうという意欲に基づいた自助努力が必須でございします。

そして、その自助努力が消費者にわかるような仕組みを整備することが重要でございします。そのためには、消費者が、その自助努力の結果、すなわち建築の質のよしあしを評価できるような、格付システムを含めた情報提供が必要になってまいります。

二つ目は、技術者倫理に関することとございします。

今回、技術者倫理の低下が問題になっておりますが、これが低下しているからという理由で、性悪説に立つて法令規制を強化しますと、行政システムが複雑になりまして、行政コストや行政処理にかかる時間が増加します。これは結果的に国民に降りかかってまいります。例えば、確認検査を強化すれば、当然手数料が増加します。それが最終的には消費者に降りかかってくる可能性が高いわけでございします。保険制度に関しましても同様の点が指摘されます。

したがって、長期的目標としては、信頼性の高い技術者倫理をベースにして、簡素でかつ信頼性の高い社会システムを構築することが国民の最終的な利益に資するものであると考えております。

なお、事務局から民主党案が送付されてきております。これについて、時間が余りございしませんでしたが、さつと目を通させていただきます。

大変よくできておりまして、政府案と同様の規定が多かったかと判断しております。

その中で、一カ所、気になる点がございしました。それは、株式会社形態での建築士事務所の設立を認めないという点であります。これは政府案と異なっております。これは、現行の建築設計の実務の実際からはやや離れておりまして、実現性に疑問があるのではないかと危惧している次第でございします。御検討いただければ幸いです。

どうもありがとうございます。(拍手)

次に、野城参事人にお願いたしました。

○林委員長 ありがとうございます。

○野城参事人 東京大学生産技術研究所の野城でございします。

お手元に私の名前の入りました発言要旨もございします。それをごらんになりながらお聞きいただければと思います。

七点ほど申し上げたいと思います。

まず第一に申し上げたいことは、今、村上先生もおっしゃいましたけれども、健全な設計・生産システムをつくるということが、国民が今抱いていらつしやいます不安を根本的に払拭する手段、最終目標であるということでもあります。いわば、レフェリーを幾らふやしても、あるいはレフェリーを厳格化しても、プレーヤー自身がよくなつていただかなければ、これは根本的な解決になりません。

したがって、これを実現するためには、包括的な政策体系をつくり、実行していく必要がございまして、本日御審議されておりますこういった法令の改正というものもそういった包括的な政策の重要な一翼をなすわけでございしますが、ただ、それだけでは十分でないということを当初申し上げたいと思います。

したがって、法令に関しましては、これに多くの機能を期待し、内容を付加していきまうと、今回このような事件が起きてしまいましたことの遠因でございします法令の複雑さというものを呼んでしまします。やはり法令のそれぞれの機能というものを明確にしていくな必要があるかと思ひます。

第二に申し上げたいことは、構造計算という言葉がひとり歩きしておりますので多少誤解があるところとございしますが、本質は、構造設計そのものの質、あるいはそれで実現される建物の質を向上させていくことが重要だということとございします。

構造設計のプロセスでは、技術者の方々がさまざまな裁量的な判断をされます。また、その一プロセスでございします構造計算におきまして、その入力をしていただいたいかということを含めまして、また出てきた計算結果をどう解釈したかということを含めまして、さまざまな裁量的な判断をされておられます。この構造設計の質、あるいはそれででき上がったまいります建物の質、あるいは、こういった裁量的な判断のよしあしといたうもので大きく左右されてまいります。

したがって、今回の改正で盛り込まれております第三者機関におきましては、こういった構造設計における技術者の判断の質のよしあしといたうものを検証できるように方になっていくといたうことを大いに期待するものでございしますが、これは運用を誤りますと、例えば、鉄筋が何本必要だということが構造計算上出てきた、しかし実際は、計算としては正しいんですけども、設計した建物の断面にその鉄筋を入れるのは無理であるという結果であるにもかかわらず、計算が正しいからそれは適合するというような判定をしてしまつてはまた困るわけでございまして、そういったことを防いでいくためには、多分三つぐらいの条件を満たしていく必要があるかと思ひます。

まず第一には、このレフェリー側に回ります第三者機関の方々が適合性を判断するに当たりましては、相当な経験を持った人材の方がレフェリーに当たるということが必要でございします。人材の質、量を確保するということが大変大事な条件になると思ひます。もう一つは、今申し上げましたように、裁量的な判断のよしあしを判断するという裁量をこういった適合性を判定する方々にゆだねるということが必要かと存じます。また、三日月としては、こういったプロセスというのは大変費用がかかるプロセスでございします。この費用が負担されるという条件を整える必要があるかと思ひます。

第四に申し上げたいことは、現場の検査の精度を上げていくということとございしますが、この確認制度に加えて、任意の、住宅に関しましては住宅性能表示あるいは住宅性能保証で、技術者が現場において何らかの検証をするということがございします。この精度を上げていくためには、それぞれの制度の趣旨は違ひますし、強制、任意が違ひますけれども、もし利益相反ということがなければ、これら現場に行く検証といふものが連携をして精度を上げていくということも一工夫あつてよろしいかと思ひます。

第五に申し上げたいことは、これは今回の法令改正の範囲から超えることとございしますけれども、設計契約方式のこととございします。

御存じのように、現在、世界的にも、単に設計施工を分離した伝統的な方式以外に、設計、施工を一体とした調達方式あるいはCM方式といった、さまざまな調達方式が使われているところでございします。

このように、発注者から見れば建物調達方式といふことになりましたが、こういった契約発注方式は多様化しておりますけれども、それぞれ一長一短があるところでございまして、大事なことは、それぞれの建築プロジェクトに応じて適切に、それぞれ特徴がございします契約発注方式を選んでいく、適用していくということが大事だろうかと

思います。

私は、今回、特に民主党の案を急いで拝見いたしました。その中に、設計、施工分離ということを進めていくという御趣旨の提案があったかと思ひますが、これも押しなべてすべて設計、施工分離方式というものが適切だとは私は決して思いません。

むしろ、思いますところは、設計の自立性を高めるとしますと、設計料の問題、特に建設産業に對しまして政府あるいは自治体というのは最大のクライアントでございまして、その振る舞いというのは産業全体に大きな影響を与えるところでございまして、一部の自治体においては、とてもこれでは設計ができないというような低廉な設計料で設計を委託する、あるいは設計の質を考へずに単なる入札をして設計者を決めていくという現実がございまして、むしろこういう点を改善していくことが設計者の自立性を強化していく道ではないかというふうに思います。

第六に申し上げたいことは、今回の事件というのは、さまざまな匿名性と申しましようかブラックスボックスといましようか、これを隠れみのにして起きてしまったということがございまして、したがいまして、広い意味での建築をつくっていくというプロセスの透明性を高め、またトレーサビリティを高めていくことが急務であらうかと思ひますが、これにつきまして、配らせていただきました資料の後ろの方の別紙二、三に、ささやかに私どもが行っている自主的な取り組み、住宅に関する情報をお住まいの方が自主的に集めていくような仕組みでございまして、けれども、こういう自主的な動きというのは既に始まっております。

私は、これは、確かにこういった情報の開示ということをも法的な強制力をもつてするというのも一案かと思ひますが、若千気になりますのは、法令で決めますと、逆に、これだけ表示すればいいだろうといったようなことをお考えの方がいらつしやると思ひます。むしろ、国民にとつ

て望ましいことは、供給者が、今回の事件の状況を踏まえまして、情報を積極的に開示していく競争をしていく、できるだけ多くの情報を開示していくような競争が起きるような環境をつくっていくということが望ましいのではないかと思ひます。

もう一つ最後に申し上げたいことは、例えば、現在議論に上つております各種保険制度の充実、あるいは非適型、ノンリコースの住宅ローンの創設、あるいは職能団体自身によります技術倫理の強化、これも先ほど申し上げました包括的な政策の一翼を担うものであるというふうに考えるわけでございまして、

ただ、これは、私の方のメモに今申し上げたことを実施するに当たつてのさまざまな隘路を書かせていただきましたが、省庁の枠を超えて、あるいは既存の産業の枠を超えた試みでございまして、これを急速に制度をつくるというよりも、むしろ優良な先行事例を立ち上げていくということが必要でございまして、今申し上げましたように、省庁の枠、産業の枠を超えるという意味では、ぜひ国会議員の先生方のリーダーシップ、御支援をいただきたいというふうに思う次第でござい

す。

以上で終わらせていただきます。(拍手)

○林委員長 ありがとうございます。

次に、神田参考人にお願ひいたします。

○神田参考人 御指名賜りました神田でございま

す。東京大学には一九八〇年に赴任いたしました、建築の構造を専門としております。大学の卒業の後八年ほどゼネコンにおりまして、そこで構造設計も実務として担当したこともございまして、専門のテーマは、風ですとか強風ですとか地震とかの設計荷重、構造設計の中で扱う重要な部分でござい

すが、構造安全といった問題をより幅広い視点から課題としてございまして、

建築基準法の諸問題に關しましては、私も、建築学会の中を含めていろいろところで考えてきておりますけれども、二〇〇三年八月には、建築基本法制定準備会といったものを立ち上げまして、議論を繰り返しております。本日は、発言の機会をいただきましたことにお礼を申し上げます。

資料として三点ほど提出させていただきます。

一番目が、五月二日の毎日新聞の夕刊のコラムに書いたものでございまして。その次は、岩波の月刊誌の「科学」四月号の抜き刷りでございまして、「耐震強度」とは何かということで、少し大部なものでございまして、またお時間がございますが、御理

解いただければと思つております。

一番最後につ

きましたのは、この一月に開催いたしました建築基本法制定準備会のシンポジウムで発言いたしま

した内容を、社会資本整備審議会建築分科会基本

制度部会の中間報告、今回の政府案の内容を検討

するに当たつた報告と思ひますけれども、それに

對する意見書という形で幹事会で取りまとめまし

たので、つけさせていたいただきました。

以上の三点でござい

ます。

きょうは、主に、一番目の、新聞のコラムに書

いた部分を中心に意見を申し述べたいというふう

に思ひます。

まず、政府案についての意見でございまして、今回の法改正といましては、政府案それから長妻議員ら四名の案、二案いずれも、単に建築基準法にとどまらず、建築士法、建設業法、宅地建物取引業法などにも及んでおりまして、かなり膨大な内容になっておりまして、短期間にまとめられたことには敬意を表したいと思ひます。

しかし、建築確認の厳格化による安全確保という方向は、基本的には間違っていないかと思ひます。構造計算適合性判定機関の創設、あるいは構造耐力規定の詳細化といった

事柄は、法律化することに関しては私は反対でござい

ます。

今必要とされております法令遵守のための施策

というのは、建築基準法というふうな、肥大化し

てしまつて膨大な規制が入つてゐるわけですが、

それをやはり本当に必要な規制のみに整理し、だ

れもが理解できて守れるような法律にすることが

第一ではないかと思つております。

今回の確認審査における見逃しといったような

問題を、確認制度を多重にするという形では防げ

ないのではないかと思ひます。やはり、どうい

う人が審査し、もちろんその前に、どうい

う人が設計し、どうい

う人が施工し、というの

が、人の問題あるいはコストの問題だと思ひま

す。人もいない、あるいはコストもかけないとい

うことではとても問題の解決につながらないと思

ひますし、そのあたりの議論が必ずしも十分にさ

れていないまま法律で制度がつくられてゐるよう

に私には見えます。このことは、九八年の民間審

査機関導入のときにも、やや拙速な形で制度設

計になつてしまつたのではないかというふう

に思つております。

建築士法の改正につきましても、構造技術者の

実態といったものが必ずしも十分に調査されてお

りません。さらに、姉歯容疑者が今回の事件の

きつかけになつたわけですが、一つ一つの物件で

どのようなことが行われたかというふうなことに

ります。
長妻議員らの案についての意見を申し上げます。

三本の柱を立てて法律案が説明されておりますが、二点についてコメントしたいと思います。

まず、設計、施工の分離でございますが、設計という業務、これはやはり独立して責任を伴う専門業務であるということ、これがシステムとしてうまく機能するということが大切で、施工に關しても、独立的で専門業務として、その専門性というのやはり社会が認識すべきものだといふうには思いますが、具体的な仕組みをどのような形で進めていくかについては、これから、契約のあり方も含めて、さまざまな業態に依じた検討が必要な状況ではないかというふうに思っております。下請というふうな仕組みの中で自律的な判断が貫かれていないという現状は、やはり何か変えていかねばならない状況だといふうに思います。

保険制度の導入に関しまして、先ほど野城参事人の中の意見もございましたが、いろいろ多様な方法がございまして、これもやはり国民レベルでの議論が必要になるものだと思います。しかし、短期的にはといいますか、簡単な解決法は、やはり、金融制度の中でマンションや住宅の購入者の保護といったものを図るのだとすれば、ノンリコースローンといった形でのローンの制度、これが有効な方法だと思っておりますので、ぜひそのような議論を進めていただければと思います。

確認制度厳格化の危険性ということで少し触れたいと思うのですが、建築基準法は、第一条にありますように、最低の基準を定めるところになつておりますが、なかなか行政の方から、これは最低だというような説明とか御報告が少ないように思います。国民の側からすると、法律に適合したら安全だといふうにどうしても思いたがつてしまふというか、そういう状況があると思えます。その一方で、法律に適合した形で設計し、施工されたものといふのは、かなり安全なものが実

際にはできているといふうには思います。しかし、安全かどうか、どの程度安全かというのは、やはりかわつた技術者の質によって決まるわけでありまして。

しかし、建築基準法の中では、構造計算についての政令の規定が、技術的な知見として次々と投入されてしまつていく状況がありまして、それがあたかも安全を厳格に見ることになるといふ幻想を抱くような状況になっているということに対しては、私は憤りすら覚えることがあります。やはり最低水準はあくまで目安でありまして、どの程度の安全性にするかというのは、建築主が責任を持つて判断するものだと思ひます。そういった社会通念をこれからもつくるということが、今回のような事件の本質から解決していく方向ではないかと思ひます。

法律で技術を縛るというふうなことはやめるべきだと思ひます。良心的な技術者にとつては、それは足かせになつてしまひます。一方、中身のよくわからない人にとつては、逆にそれが、マニュアルが整備されて、構造計算プログラムで大臣認定されるというふうなことになる、とても便利なことになりますので、安全性といったものを考えることなく、計算機を使つて図書をつくることのできてしまひます。

法改正をやはりこのような方向に持つていってはいけないのだと思ひます。耐震安全を達成するには、これからも多くの若い技術者たちの真剣な取り組みが必要だと思ひます。専門的な技術を互いに研さんし、責任もあるけれども創造性を持つて取り組める、そういった仕組みにしていくなければならないと思ひます。魅力を感じない形で、安い労賃で、プログラムさえ動かせば後は審査をパスしてでさう上がつてしまふといふようなことでは、高い質の建築を期待することができないといふうに思ひます。

今後の方向といたしましても、法改正に当たりまして、立法院の国会議員の先生方が、まさにこれは百年の計だといふ認識をお持ちいただいて、

建築関連法のあり方に向けて、責任の所在を明確化するような方向も含めて、基本的なあり方の議論を進めていただければといふうに思つております。

以上で終わらせていただきます。(拍手)

○林委員長 ありがとうございます。

次に、大越参事人にお願ひいたします。

○大越参事人 ただいま紹介にあずかりました日本建築構造技術者協会会長の大越でございます。

私の仕事は、構造設計の専門家でございます。

社会が建築界に期待するものは良好な社会資産としての建築物であり、建築確認審査は本来そのための建築物の品質の確保を目的としており、今般の改正案はこれをより確実なものとするために策定されるものと考えております。

確認審査制度に第三者機関審査を取り入れることは一歩前進として評価できますが、単なる偽装の発見にとどまらず、良好な社会資産形成のための審査制度のためには十分な議論が必要だと考え、現実的で合理的な運用という視点から意見を述べさせていただきます。

なお、構造設計者の専門資格の問題は、建築物の質の向上に不可欠な条件であるので、あわせて御検討を強く要望いたしております。

最初に、まず構造計算適合性判定の対象建築物に關してですが、構造設計の専門家の人数には限りがあります。長期的には、専門家を育成し、ふやす方策を検討しなければなりません。短期的には、本来の業務である構造設計を行いながら適判定にもかかわれるような仕組みとすべきであり、判定員の人的パワーと対象建築物の数のバランスは熟考の必要があると考えております。

例えば、今回の事件で問題となつたマンションというのは建築主とユーザが異なる建物です。で、それについては十分な審査をすべきではないかと、今回の改正案であります、住宅の中間検査が三階建て以上に義務づけられております、ですからこれに合せて対象を絞るとか、幾つかの考えがあると思ひます。

それから次に、二番目ですが、適合性判定対象建築物は、通常の審査、今までのどりの審査と、それからさらに第三者審査といふような形でしてはどうかといふことを考えております。

マニュアルなど審査体制を整備した上で、適法審査は従来の審査制度で行つて、共同住宅などエントユーザが異なる場合等では必要な建物をさらに専門家に第三者審査を行うことが、本来の意味でダブルチェックになるのではないでしようか。モデル化や建物の健全性の審査を専門家にゆだね、第三者機関審査の負担を軽くすることに、判定員の人的パワーと対象建築物の数のバランスの問題の解消にもつながると考えております。

それから次に、三番目でございますが、構造計算適合性判定員は構造設計の専門資格を要件とすべきと考えております。

適合性判定員は、国交省令で定める要件を備える者のうちから選任するものとあります。判定員は、構造実務を熟知した者で、さらに設計者と比べ能力が同等以上でないといふ意味がないので、構造設計者が国家資格として明快に位置づけられることが前提となりますが、専門資格の取得者の中からさらに上位の技術者を判定員として位置づけるのがよいと考えております。

建築主事に一級建築士資格が必要であつたことと同様に、構造計算適合性判定員は構造の専門資格を必要とすべきです。

四番目でございます。構造計算適合性判定員の立場について意見を述べさせていただきます。

構造計算適合性判定は指定された者によつて行われまふが、判定機関は適合性判定員に行わせなければならぬとあります。現実的には、設計事務所の主宰者または所員の立場にある専門家が、兼業として非常勤の判定員となるのが予想されます。このような場合にも判定員として活動し得るよう、判定員の立場、責任が明確になつていませんと、現実問題として判定員が不足すると思われまふ。

その次に、認定プログラムの件ですが、法の精

神や構造技術を理解しなくても、プログラム操作だけでできれば不適切な構造計算も適合と判断される状況にならないように、プログラムについては慎重な扱いが必要だと思っております。認定プログラム自体は有益です。大切なことは、構造設計者の質を上げることであり、設計者がプログラムを理解して設計を行うことです。設計内容を建築主に説明できるような真の技術者が構造設計を行うべきであり、認定プログラムも、使用者を専門資格者に限定するなど、構造設計者の質や建物の品質の向上に貢献する形で利用する必要があります。

それから、今回改正で出ております構造計算書の証明について。

構造設計者の専門資格を設け、確認申請時に構造設計者を明記することが重要だと考えますが、当面は、申請書の表書きに構造設計を行った建築士が記名押印すべきと考えております。建築士は構造計算の証明書を委託者に交付することとされており、本来、専門資格を有する構造設計者が記名押印することが構造設計の証明となります。専門資格制度ができるまでの暫定処置であつても、構造設計を担当した建築士の記名押印とすべきです。

それから、監理のことですが、また、適切な設計とともに、それを実現するには工事監理も必要です。現状では、一人の一級建築士の名前で監理業務は行われているため、構造体の監理が必ずしも構造設計家の関与がなく、形式的な監理となっていることがあります。構造体の監理業務に関しては構造の専門家が関与することが重要で、法律で義務づけるべきです。

それから、私どもが今まで考えていた第三者審査についてちよつと述べさせていただきますが、従来の審査機関を充実させ、それを補完する意味で第三者の専門家による審査が行われることを提唱してまいりました。しかし、改正法案は第三者機関審査に重点が置かれている点に特徴があり、私どもが今までした主張とはちよつと異なっております。

ります。

当協会の従来からの主張は、設計された建物の質や性能を確認する行為の方に重点が置かれ、確認申請制度とは別に建築主が自主的に行うことをイメージしておりました。医者のセカンドオピニオンをイメージしていただくご理解しやすいと思います。事件発生後、当協会に依頼された数百件の、現在二千件に及んでおりますが、構造計算の審査というのはこれに現在該当しております。

最後になりますが、今回の計算書偽装事件で明らかになったことの一つは、構造設計者の質の問題です。構造設計者に何ら専門の資格がなく、意匠設計の後ろに隠れ、いわばだれでも設計できる状況はこの機会に改善されなければならないと考えます。事件発生後、構造設計の専門家のアドバースを求め、多くの方々が当協会を訪れました。社会の人々も、安心して仕事を依頼できる構造専門家が明らかにすることを求めています。

審査制度の改善とともに、構造設計の専門資格制度を整備し、設計に関与した専門資格者が確認申請時の記名押印をして責任を明らかにするなど、審査制度改善と専門資格制度整備が一体となつてこそ、良好な社会資本としての建築をつくり出すための効果的な制度となります。専門資格の法的な制度をあわせて実現するよう強く要望しております。

ありがとうございます。(拍手)

○林委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○林委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤池誠章君。

○赤池委員 ただいま指名いただきました自由民主党の赤池誠章です。

きょうは、村上先生、そして野城先生、神田先生、大越会長に御多用な折にお越しを賜りました。本当にありがとうございます。三十分ではござい

ざいますが、座って質問をさせていただきます。どうぞよろしく願ひいたします。

私は、昨年初当選をさせていただいたんです。が、実は、私の祖父、父方のおじいさんが、戦前、言ってみれば大工ということで、そういった仕事をしておりました。父は普通のサラリーマンになったんですが、実は、昭和三十年に、今私が生まれて育った家は祖父と父がまさにみずからの腕でつくった、そんな住宅でございます。

そういう面で、私にとって住宅というのは、日本の伝統的棟梁制度ではありまじいけれども、設計と施工が一体となつて、そこは本当に顔の見え関係、当然、信頼の中でやっておりますから、んでもないことはできない。また、昔かたぎの職人の方々は、欧米の国々ではキリスト教を信仰していますから神から与えられた天職というイメージがあるでしょうし、日本の場合は、そんなことをしたらおてんとうさまが見てるとか、また、職人の方々は本当に一つ一つの、今でも実家にはのみとかかんとか、私はほとんどさわつておりませんからほこりをかぶっておりますが、本当に手入れが行き届いたものが祖父の時代から置いてあるというように、本当に道具を大切にしているという心の中に、職人魂を込めてつくつていたのかなというのを身近に感じております。

その中で、私は、地域の活性化に取り組む中で、日本の伝統的な旅館の活性化に取り組む中で、古い旅館をリニューアルする。私は建築の専門家ではないんですが、そんなお手伝いをする中で、言ってみれば、そういった建築や今回の問題の構造に関して、まだまだ専門家とは呼ばませんが、現場に携わる中で感じたことが幾つかござい

ました。

その第一点は、今回の昨年の姉齒さんの問題が出たときに、まさかということでございます。今回の質問に当たつても、地元を初め、私がかかわつていた建築士の方とか構造計算をなさっている方にもいろいろお伺いをさせていただきまして、どなたも、まさかプロである構造設計、構造

建築の方がそのようなことをするということが全く想定外だった。

言ってみれば、その分野というのは、建築の中でも本当にプロ中のプロの方がやっていらつしやる専門領域であり、本当に誇りを持って、聖域に近いような部分であり、周りの方から、もっと安全性のために、構造上難しいと設計変更を余儀なくされることはあつても、逆のことというのはほとんど考えられないし、ましてや、ぎりぎりの法的な部分としてのせめぎ合いはあるにしても、それを全く無視したような形で行われるということは考えられないということを一様に申し上げておりました。

そういう面では、きょう、先生方はそれぞれ専門家として、私が今そのような感想を持ったと同じように、今回の最初の印象を、短いコメントで結構ですので、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

それでは、村上先生から一言よろしいでしょうか。

〔委員長退席、吉田(六)委員長代理着席〕

○村上参考人 お答えします。

今先生の御指摘のとおり、我々も、最初にこの事件を聞いたときは大変ショックを受けたわけでございます。

しかし、よく考えてみますと、建築学会等でも、例えば確認制度の問題とか建築士の資格制度とかいろいろ研究をしております。過去にも、ある程度問題点があるということは薄々感じていたんではないか。ですから、これは決して一過性の偶発的な問題じゃなくて、構造的な問題だ。それは、設計、法律の制度、あるいは技能労働者を含めた建築の生産システム、そういう大変深い問題が背景にある。

その一つは、例えば、バブル経済以降、建築市場が縮小しまして、非常にコストダウン圧力が強くなった。そういう中で、従来の建築の設計・生産システムがいろいろ変わらざるを得ない、だけれども十分変わっていない。そういうところでひ

ずみがたまってこういう問題が起きたんだというふうに私は理解しております。当初は大変びっくりしましたけれども、よく考えてみますと、前々からひずみはたまっていったらう、そう理解しております。

○野城参考人 今、赤池先生がおっしゃいましたような、大工とコミュニティーの方々の関係というものを源とするような建築生産のあり方というのは、日本の建築生産が持っていた良質な部分だと思えます。一言で言えば、チームワークといましようか。

要は、設計者と施工者が密実にコミュニケーションしながら、お互いに至らざることを補完し合っていく、そういう補完の連鎖があったわけですが、今回の件、こういったところに来て当事者の方がおっしゃれば、わからなかったとおっしゃるわけですが、私としては全く信じられない。つまり、あそこまでの状況がありますと、そのプロセスにかかわる方自身が気づいていただろうというように思います。

そういう意味では、そういった補完の連鎖というものが、よい意味でのチームワークというのはなくなってしまうのかということに大変ショックを受けました。

○神田参考人 私も、このような事態が起きるということは全く想像できませんでした。

ただ、確認制度がなかなか破綻しているのではないかとこれは前からいろいろところで書いてございましたが、それを逆手取って、意図的に荷重を落とすというようなことが現実に行われるということは想像もつきませんでした。

○大越参考人 私はまさに構造設計を職業として一生を過ごしてきたわけですから、素直な感想を申し上げさせていただきます。本来、私は年間せいぜい三件から五件しか設計できておりません。そういう少ない設計に対して、私たち専門家というのは全部自分の作品を大事にしております。それで、アルバムをつくりまします。これは、家族に対して、社会に対して、私は自分でこれだけ立

派な設計を持ってきたという自負を持っております。

ですから、普通の構造設計者でしたら、これが何でプライドをなくするような事態に至ったかということに対して、やはり一様に疑問視しております。

○赤池委員 ありがとうございます。

そういう面では、大越参考人が最後の方で構造計算書の質を上げることということを強調なさっておりますし、諸先生方も、言ってみれば、最終的な部分は法律の先にあると。いわゆる自助努力であつたり、それから倫理という問題につながつてくるということではないかと思えますが、その辺は最後にもう一度質問をさせていただきます。

まず、今回の政府の法案なんです。午前中も久保先生に来ていただきましたし、午後は村上先生に来ていただきました。そういう面では、社会資本整備審議会建築分科会という形で御審議をいただいた、そういった中間答申を踏まえての法案作成という形だということに聞いておりますし、先ほど村上先生の方からお話の中にも、そのような議論を踏まえて政府案に対して評価をいただいているということだと思いますが、その辺、改めて、中間報告と政府案、この取りまとめに当たつての關係と基本的な考え方を教えてください。

○村上参考人 お答えします。今回、この一連の不祥事によりまして、大変大きな混乱が国民の中で生じております。でございますから、私の方では、とにかく緊急に抜本的な対策が必要である、これが大事であるということ、建築基準法あるいは建築士法の運用の厳格化を盛り込んだ中間報告を取りまとめました。特に注意してまとめましたのは、偽装を試みるに至った建築士にかかわる処分制度の改正や、偽装を見抜けなかった建築確認検査制度の厳格化などでありまます。

○赤池委員 そして、野城先生は、いわゆる大臣

の私的諮問機関の構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会という形で御参画をいただいたということ、中間報告、そして四月の最終報告ということで、相当分厚い形で、私も読ませていただいておりますが、村上先生の間取りまとめと野城先生の委員会の報告、そして今回の政府案、その辺、三つの成果の關係と、先ほどもお話がありました。再度、政府案への基本的な考え方について、野城先生からお聞かせ願いたいと思っております。

○野城参考人 私ども、この緊急調査委員会は、御存じのように、行政対応のあり方について検証するということを目的とした委員会でございます。けれども、その中で、さまざまな方々に聞き取り調査あるいは現地調査などをさせていただきまして、この報告書には、なぜこういった問題が起きたのか、また、その対応にどのような問題があったかということについて問題を整理させていただきました。

今回のこの法案というのは、そこで私どもが提起させていただきました問題の幾つかに対して回答を書いていただいたものであるというふうに理解しております。

○赤池委員 そういう面では、それぞれ時間をかけ、専門家の方が集い、またヒアリングも行いということ、短期間ということの中でも、相当質の高い中間報告であり報告書を取りまとめたのだいたなというふうに、私自身も読ませていただいて非常にわかりやすく、また問題点がよくわかったということなんです。

そういう面では、特に、緊急に取り組む事項と、やはり急にやってもなかなかこれは難しいということ、分けた形でそれぞれ報告を取りまとめられていて、今回の政府案は、とにかく国民の不安を払拭するというところの中で、やはり政府・与党一体となつて、まずはできることをとにかくやろうということでの建築基準法を含めて改正案の取りまとめであったというふうに考えているわけなんです。

そういう面では、まだまだ課題は当然あるわけですが、そういう緊急的にこのまですぐにかくやるということに関して、それぞれの先生方から率直な評価、感想をいただきたいと思えます。それでは、村上先生、いかがでしょうか。

○村上参考人 お答えします。

私は中間報告を取りまとめた当事者でございます。今、今回の政府の法律の改正案は、非常に緊急対応の大事な点が十分に盛り込まれた妥当なものだと考えております。

その中の目玉と申しますと、やはり建築確認の検査制度の厳格化でございます。さらにその目玉が構造評価のための第三者機関の新設ということではないかと思えます。

○野城参考人 赤池先生がおっしゃいましたように、今回の改正というのは、まずできるところからする、いわば対症療法としての改正だということに理解しております。ですので、これが意図したとおり実効性があるかどうかということと、今後十分に検証し、もし意図した効果があらわれなければ柔軟に見直していく、あるいは抜本的な改正も視野に入れるということが私は必要だと思えます。

特に、そういった中でぜひ御留意いただきたいことが二つございまして、一つは、こういった規定類は簡素、簡明であれば皆が理解できて守れるということがございまして、やはり長年の中でさまざまな改正を経てきて、非常に理解しづらい複雑な面がございまして、これが実効性に対してどれだけ実を持つているかを検証する必要があります。耐震技術というのは日々技術革新をもとに進歩しておりますし、またそうならなければ国民の生命財産を守れないわけでございますが、間々、外国のこういった建築規制の例を見ますと、規制のやり方を間違えますとそういった技術革新を阻害してしまうということがございます。

この二点を特に留意しながら、今後、今回の改正がどのような効果があったかということを中心

にモニタリングしていく必要があるかと思ひます。

○赤池委員 神田先生は先ほど、なかなか複雑になつて評価できないという御指摘をいただいているんですが、その一方で、先生のこの新聞、いただいた資料を見ると、対症療法として限定すれば、これも一つの、まあしょうがないのかなど。

抜本改正を踏まえれば、わかりやすくだなたもができるというのは、当然先生の御趣旨というのでも聞いていてわかるんですが、やはりこの時点で何をしなきゃいけないか。当然抜本改正は必要にしても、ここでできる施策というのは相当限られた中で、そういう限定つきであれば神田先生にとつても評価ができないでしょうかという、そういった御質問ですが、いかがでしょうか。

○神田参考人 今やはり何か対応しなきゃいけないということはよくわかりますけれども、基本は、制度ではなくてむしろ人だと思ひますね。ですから、別に計算だけを別の機関に取り出して審査しなくても、今の審査のシステムの中だけでも、そこで適切な方が審査すればそれはわかるはずの話なわけでありまして、その人をどうするか。場合によっては、審査料などコストも、海外に比べてかなり安い金額になつております。

本来、安全性をどの程度詳しく見るのかということになりますと、それに見合ったコストと人の問題がやはり一番大事だというふうに思ひますので、今回計算だけをまた取り出して別の機関をつくるということになりますと、二重に機関ができることになつて、本来は確認検査機関の中でやるべき内容だというふうに思ひますので、あえて別に機関を取り出してやるということが本当に必要なのかというのには私はちよつと疑問に思ひます。そういう意味から反対というふうに申し上げたわけでございますが。

○赤池委員 いわゆる屋上屋を重ねるではないか、やはり何が何でも人だという御指摘は、当然そういった御指摘もあると思うんですが、村上先生、その辺も当然議論の中で出た中の一つの第三者機関の創設だと思うんですが、その辺の経緯はいかがだったんでしょうか。

○村上参考人 お答えします。

構造安全性は、今回の一連の不祥事の発端でございまして、また建物性能の根幹でございまして、今回の審議会でも特に時間を割いて審議いたしました。

それで、いわゆる構造専門家からは、構造設計の信頼性を高めるために第三者チェック、ピアチェックともいいますけれども、これが効果的であるという指摘がたびたびされておりました。今回提案した第三者機関は、これになるべく中立性あるいは公平性の高い形で実現するものである、そういうふうな考えております。

○赤池委員 大越会長、そういう面では、構造設計の専門家として、構造技術者協会としても、第三者機関に関しては、ちよつとこれは政府案と若干違ふという御指摘を先ほどいただいたにしては、第三者機関という枠組みに関しては評価をしていただいているという考え方でよろしいんでしょうか。

○大越参考人 おつしやるのとおりでございます。○赤池委員 そういう面では、いわゆる緊急的という枠の中であれば、当然、先ほど大越会長の方からも、実態としていわゆる数が相当ある中で、限られた専門家、構造計算の技術者のこのアンパランスの中でやることとなつたら、こういった政府案である第三者機関のやり方が緊急的には一つのやり方だという考え方でよろしいでしょうか。

○大越参考人 この話は、多分、もとの姉歯事件を顧みるとわかることですけれども、基本的には、まずチェックされていなかった。そういう意味で、相手がいなかった。つまり、出したのがそのまま判こを押されてしまった。

そういう意味では、審査の質を私たちが今大変議論しておりますが、少なくとも審査されるされない、それから構造設計者の名前を書く書かな、もうそれだけでかなり違つて効果的と私どもは考えております。

○赤池委員 そういう面では、既に、今大越会長

が御指摘になつたような形は、村上先生また野城先生の報告書の中にも盛り込まれているという形でよろしいでしょうか。

○野城参考人 私ども、まず大越先生がおつしやいました審査ですけれども、外形的事実としては一人の構造設計の審査担当者が月に百件やっていると、これは常識的に考えますとほとんど、御説のように、ごらんになつていないだろうということに符合いたします。

それと、そういったことを踏まえまして、私ども、まずは匿名を隠れみのにするような状況というのは改善する必要があるということで、ぜひ記名性を高める必要があるということにはレポートに書かせていただいております。

○赤池委員 そういう面では、先ほど私の方で何度か確認をさせていただきましたが、今回がすべてこれで終わりということではなく、当然、報告書の中にそれぞれ村上先生、野城先生に本當に御尽力いただいたものを、緊急の場合という形で取りまとめさせていただいたという形で、これが終わりでない。第一弾であつて、さらにその先に抜本改革ということを含めてやっていくという、二段構えであるということとをぜひ、先生方は当然おわかりでいらつしやいますけれども、私も含めて広くアピールをしていきたいというふうに考えております。

そして、その次の抜本改革に向けてのさまざまな視点というものが報告書、中間取りまとめの中にも入つておまして、私も読んだ中で、幾つかキーワードというか非常に気になつた文言がございます。

その一つとして、今回の場合もマンション、集合住宅、戸建てよりも集合住宅というのが大分問題になつたわけなんです、そんな中で、いわゆる青田売りという、青田買いというものが以前ありました、今回の問題でいきますと青田売り。まだ実際にマンションができていないのに、言つてみればモデルルームをつくつただけで、こうです

よ、ああですと説明をして売つてしまふ。当然、業者としては、資金繰りから考えれば相当いいということなんだろうが、本當に実物かどうか。

村上先生はシックハウス症候群の論文を書かれておられますが、やはり人間というのはそこに行つてみれば、科学的分析ではなくて、何か気になつて、あれ、ちよつとおかしいなということとは全体でわかるということから考えれば、やはり実物をしっかりチェックできない体制というのは非常に問題ではないかなということも、報告書を読ませていただいたり、また、自分の体験からも感じたところでございます。

その辺、今後、抜本改正の中でそういったところの何らかの規制というのを考えるべきだということでもよろしいんでしょうか。

では、野城先生、いかがでしょうか。

○野城参考人 私が先ほど申し上げましたように、包括的な政策体系の中では、今先生がおつしやいましたことは当然施策の中に入つていくべきだろうと思ひますが、建築基準法にはそういった機能をむしろ持たせるべきではないと思ひます。むしろ建築基準法の本来の機能というものが不全を起してしまうように思ひますので、別の施策の中で今おつしやつたことを実現すべきだろうと思ひます。

要は、青田売りということは、売る方は、集合住宅というのは代金をもらつたといわば投下資本を早く回収できるということから、そういった商慣習ができてくるんだと思ひますけれども、それに乗せられて、ついつい目に見える住宅の性能で心がよるめて買つてしまふというのはいくつが悪いわけ、むしろ見えざる性能、特にマンションというものが現実に五十年、百年住み継いでいくとすれば、当然、この国は必ず一度か二度大地震に見舞われることがあるわけですから、できるだけ早く資本を回転させようというふうなベースに乗らずに、ゆつくりじつくり見えざる性能に心を払つていくようなことを、一般の方々が注意を払つていくような状況をつくり上げていくべき

だろうと。

これは、法規制というよりは、もうちょっと違うような施策なんじゃないかなというように思います。

○赤池委員 ありがとうございます。

その次に、野城先生が取りまとめたいただいた委員会報告を読んで非常にいいなと思ったのが、いわゆるホームドクターの仕組みづくりということですね。いわゆるかかりつけのお医者さんがいると同時に、やはりこれだけの、言ってみれば生命にもかかわるし、生涯最大の買い物である、財産の一番の中核を占める住宅に関して、そういう面では、これだけ複雑な中で、専門家と接する機会が一般の方は非常に少ないということの中でのホームドクター制みたいな御提案もいたっているんですけども、その辺、もう少し御説明をいただければと思います。

○野城参考人 今申し上げましたように、この国のあり方として、住宅一般ですけれども、特にマンションについては五十年、百年使っていくものだといたしますと、当然そのライフサイクルの中で維持、改善、補修が必要でございますけれども、そこはなかなか建築の素人の方ではわかりづらいところもございますので、長く住み継いでいくために気軽にアドバイスをいただけるような方が身近にいるようにしていく。そういったことをしていくことによって住み継いでいくことが可能になるということのように思っています。これは私も調査委員会の委員長の御持論でございますけれども、そういった提案をさせていただいた次第でございます。

○赤池委員 そういう面で、私が冒頭、日本の伝統的な施工、設計、棟梁制度みたいな、その現代版みたいな形の中で、ぜひホームドクター制も抜本改革の、これがどういう法体系になじむか、それは法律の問題かどうかというのは議論をいろいろ今後詰めていきたいと思いますが、ぜひ先生方の知見を含めて、こういった委員会の中でも議論して、制定をしていくべきではないかなというふ

うに考えております。

最後に、それぞれの先生方、いわゆる倫理教育、技術者、建築士の質の向上ということを、いわゆる法の先にある、本当の意味で質の確保ということでの、住宅というものの担い手としての技術者の倫理教育の徹底ということをどの先生方も御指摘をいただいたと思うんです。

私も日本航空学園というところで専門学校長を経験しております。航空それから自動車整備という人材教育に携わっていた経験がございます。その中では、技術教育というのは、先ほど先生が言われたようにどんどん日進月歩で進んでいきます。ですから、当然資格を取るために勉強をさせるんですが、それだけではなくて、勉強をずっと一生涯取り組む意欲みたいなものを忘れるなということと、もう一点は、いわゆる倫理教育、人格教育、人間教育に相当力を入れて、当然、技術畑の方が大きいイメージがあるんですが、うちの学校としては車の両輪だというぐらいに、道徳教育という時間を必修としてつくって、毎日毎日朝から、節目節目にはそんな話をさせていただいた経験がございます。

そういう面で、建築士の方々に教育に携わっている先生方もいらつしやいますし、また、協会としてもどのような形で倫理教育がなされているのか、また、先生方としてすべきか、最後にそれぞれお聞かせ願いたいと思います。

○村上参考人 お答えします。

全く御指摘のとおりでございます。倫理教育は、大学教育と同時に、社会人に対しても継続的に生涯教育という形でなされるべきだと思っております。

それから、例えば一級建築士の試験などにおいてもそういった問題も今後取り入れていいのではないかと、そういうふうに考えております。

(吉田六六)委員長代理退席、委員長着席

○野城参考人 私は、ささやかながら、建築、建設関係だけではございませんけれども、工学部の

学生に技術倫理の授業を四、五年させていただいた経験がございます。

つくづく思いますのは、これは座学ではなくて、座学でいえば一言で終わってしまう部分がございますが、大事なことは、技術者があるジレンマなりトリレンマなりに陥ったときに、本当に適切な判断ができるかといういわば活術だと思えます。

そのためには、今後こういったことを実効性たらしめていくためには、建築士あるいは建築技術者がよく陥る、あるいはよく出会うジレンマやトリレンマの事例について教材をつくり、それを例えば職能団体なりあるいは大学教育等で行っていく。そのようなことをしませんと、ただやみくもに正しいことをしろということだけでは応用がきかないように思います。

○神田参考人 最近、工学教育の中でも倫理教育の重要性というようなことは言われておりまして、一つ一つの講義の中に倫理というような視点が大事だということは非常に強く認識してございます。

ただ、それはもちろん専門家もそうなんですけれども、やはり倫理ということになりますと、建築そのものが社会的な存在でありますから、建築主が建築物を社会に出すことに対して倫理的な側面というのは当然あると思います。そういった社会的な器としての建築を最初に世の中に出そうとする人が、こういった質のものを世の中に出すことで世の中がよくなるのか、そういう視点が出てくることに期待したいと思っております。

○大越参考人 当協会には建築構造士という自主認定資格がございます。試験は二日にわたって行われますが、一日目には三人の面接員による三十分の面接試験があります。この中で、主として倫理及びいわゆる基準法でない設計規範ですね、一般にこうあらねばならぬということをまず入るための条件にしております。結果的にも、試験でいわゆる筆記試験では優秀でも、倫理がないので合格しないということがあります。

それから、当協会には倫理規定があります。ですから、実効性でいいますと、倫理に違反した者は除名させます。ということと、現在これに絡んで実は二名が除名されております。やはり除名されると、この世界では厳しい。

ですから、精神的なものじゃなくて、やはり実効性のある倫理がないと難しいと思っております。

○赤池委員 きょうは、本当に御多用の中、短い時間ではございましたが、貴重なお話をありがとうございました。

ちょうどこの委員会の前に、本会議では教育基本法の改正の審議も始まりました。そういう面では、広い意味で教育基本法の中にも公共の精神であったり、先ほど私が自分のおじいさん、父親の話も含めました。そういった本場のいい意味の日本の伝統文化を、教育基本法の改正を実現して、そして、その広い意味での改正の中で、今回、建築基準法も、また建築士の教育、質の向上にもつなげていきたいというふうに思っております。

きょうは本当にありがとうございました。

○林委員長 下条みつ君。

○下条委員 民主党の下条みつでございます。

きょうは、村上先生、野城先生、神田先生、大越先生、お疲れのお忙しい時間、お時間をいただきました。本当にありがとうございます。限られた時間でございますが、これからの法改正について御参考になる意見をいただけたらというふうにお願ひ申し上げます。恐縮でございますが、ちよつと座らせていただいて御質問させていただきます。

まず、村上参考人にちよつとお聞きをしたいと思ひます。

参考人が会長を務める日本建築学会の「健全な設計・生産システム構築のための提言の枠組み」、ことし三月に出されています。その中で、設計・生産行為のすべての内容を定型的な法令基準だけで規定するのは非常に難しいと。建築の設計、生産にかかわる関係者のより一層の自助努力を進め

る必要がある、これはもう先ほどから人間のお話ということで随分承っております。

この点から、どういうふうなこれから進めていくのが望ましいか、また、今回の改正案についてどのようにこの点をとらえていらつしやるか、まずは村上先生の方からお答えいただければというふうに思います。

○村上参考人 お答えします。

今回の法律の改正案は、現在、社会的混乱が非常に大きく、緊急対応として対応すべきであるという観点からまとめられていると理解しております。その緊急対応という意味は、建築確認検査制度の厳格化、適正化を初めとする法規制の強化ということでございます。これが緊急、いわば短期でございます。中長期的には、私も建築学会の提言でまとめましたように、建築にかかわる設計あるいは施工、生産、こういう人たちが意欲を持つていいものをつくる、そういうシステムをつくるのが質のよい建築を普及させる最大の方策であるというふうに考えております。

でございますから、今回、緊急対応の法規制の強化ということは、これは大変妥当だと思っております。でございますが、中期的には、そういう設計・生産システム、特に最近、技能労働者の質の問題等あるいは数の問題等大きくなっておりまして、このままほうっておくと、日本の建築の設計・生産システム自体が大変大きな問題に直面しかねないという状況でございますので、そういう人の問題も含めて、総合的な設計・生産システムを整備する。それからもう一つは、そうやって自助努力で頑張った人が世の中で評価される、また、消費者も、頑張っているか頑張っていないかがわかるような情報提供をしてもらって、それに基づいて判断する、そういう仕組みをつくるのが大事だろうというふうに考えております。

○下条委員 ありがとうございます。
この点、同じ御質問になりますが、JSCAの大越会長の方からも、ちよつとお立場で御意見をいただければというふうに思います。

○大越参考人 学会とJSCAは職能という意味でちよつと違つて、それは前置きさせていただきます。

私たちもやはり、阪神大震災以来、ある意味ではシステムが、昭和二十五年につくられたシステムということで、かなり機能がしなくなり始めているなというところで、私たちの協会でもいろいろ研究を重ねて提案しております。ですから、そういう意味ですと、かなり学会の案と私どもの考えているのは同じですが、ただ、私どもはあくまで構造設計というところだけで、枠組みが非常に狭いものになっております。

○下条委員 法規制の問題と自助努力のバランスが今後のブラッシュアップに必要だというお話だと思ひます。ありがとうございます。

次に、日本建築学会の提言に「保険制度等による被害者救済制度の整備」というのがありますけれども、西欧諸国ではかなり保険制度が進んでいるということでございます。この辺について、保険制度のメリットを村上参考人にお聞きしたいというふうに思います。

○村上参考人 お答えします。

この保険制度、私そう詳しくございませんで、建築学会自体も余り蓄積がございませんで、そのための研究委員会を立ち上げて今スタートしたところでございますが、私の仄聞するところでは、海外でも日本でも言われているほど保険制度が充実しているわけではない、特に住宅の保険というものは非常に難しいんだということを承っております。

いずれにしても、最後のセーフティーネットとして被害者の方が何らかの救済を受けられることが必要でございます。これは、建築分科会の中間報告でもそれほどまだ明確には打ち出せてなく、今後の最終報告に向けて作業する予定でございます。まして、九月に向けて提言する予定でございます。保険制度は、多分、多くの方がまだわからない

ところが多くて、どういう仕組みをつくれれば一番社会にとって合理的かというところを暗中模索の状態だろうというふうに理解しております。

○下条委員 ありがとうございます。

まさに、おつしやつたとおりで思ひます。日本でも、我々も与野党問わず、保険制度についていろいろ、現在の中で強制保険にしたらいいか、また、いろいろな弊害も出てくることを前提に、そこで、私も民主党は、この保険加入有無の説明の時期をというふうに一点に絞りました。法改正をしたかどうかというので、今度提案をさせていただきます。

つまり、初期の段階というのは広告の段階とすることだと思ひます。住宅の品質確保の促進等に関する法律の第六条一項及び三項に規定する設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の有無、また、同法に基づく瑕疵担保責任の履行に関する保険の有無について記載することである。ないものは広告にないことと表示させる。

きよう、ちよつと理事会で了解を得まして、よくある例の広告の段階でございます。(パネルを示す)つまり、ここに、品確法に関する瑕疵担保の履行に関する有無を、あるかないかを表示する、また、評価書があるのかを表示させるということだと思ひます。これは、簡単に言えば、業者さんがこの広告を出すに当たってはほとんどお金がかからない、しかし、購買者、住民にとっては、感情的に、ああ、もうすぐマイホームが手に入るという段階ではなくして、初期の、これの有無を非常に冷静に理解しながら、資料を徴求したり、また現場に足を運ぶことができるというふうに私も民主党は考えました。

そこで、広告の初期の段階に保険の有無を入れていくという我々の提案に対して、大変恐縮でございますけれども、きようおいでの先生方、お一人お一人からちよつと御意見をちょうだいしたいと思ひます。まず、村上参考人からお願いできればと思ひます。

○村上参考人 お答えします。

ディテールはわかりませんが、今の御趣旨は、私は大変結構であると思ひます。

○野城参考人 御趣旨は大変よろしいかと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、法定でやった場合に、せこい保険といましようか、実効性の低い保険に入つていて、これを表示するような、そういう抜け道がないようにしないと、この法定で強制というのはいさういふものを生むところを十分に注意する必要があるかと思ひます。

○神田参考人 そういつたマンションの企画とかいうことになれば、当然、企画の段階から保険は考えるか考えないかという判断をされるわけですから、情報公開という意味からも、どういう意図でマンションがつくれるのかということに含まれますから、それはぜひ早い段階で公開するのが望ましいというふうに思ひます。

保険制度そのものも、なかなか問題があることは確かだと思ひますが、諸外国などで実施されている例も多いわけですから、経済的な保護ということになるとどうしても保険ということになると思ひますので、ぜひ日本でもそういう方向で検討されればよろしいかと思ひます。

○大越参考人 私も内容的には賛成ですが、先ほど私が述べましたように、判定員の問題と同じで、まず、システムそのものが本当に実効性がないと結局難しいと思ふんですね。そのためには、どうしても、損保業界の方も本当に対応できる、つまり人材の問題もあると思ふんですね。ですから、ある程度、非常に短期間でやるのは大変すばらしいと思ふんですけれども、そういう損保業界の人材難の問題であるとか、それからその実効性に絡んで、やはり慎重な御検討をお願いしたいと思つております。

○下条委員 貴重な御意見、それぞれの先生方、ありがとうございます。できるだけ前向きに、私どもの政党としても、与野党一緒になつて検討させていただきたいというふうに思つています。ありがとうございます。

次に、建築確認についてちよつと御質問をさせていただきます。神田参考人が、二〇〇二年に「建築確認制度が危ない」という評論の中で、次のようにおっしゃっているのをちよつと朗読させていただきます。

建築主事は、今、災難である。それはそれはおびただしい量の告示が次々に発せられ、その理解をする間もなく、時間内に確認をしろさねばならない。建築主事が設計図書と法令と適合しているかどうかの確認をしたからといって、構造性能が満足いくものかどうかは怪しい。それならば、構造設計が認められるためには、構造技術者がみずからプロとしての生命をかけて責任をとるというならば、それに任せる方がよいのではないか。それでおかしなことをしたという場合は、裁判で構造技術者の責任を問えばよい。怪しげな計算や評価をしていたら、身分を剥奪するなり、極端な話、それが原因で死傷者を出したような場合は、業務上過失致死などというものもあるはずである。逆に、構造性能が多くの技術者の常識で問題ないと言えるような場合でも、告示にないから確認申請で拒否されるというようなことがあつては、我が国の建築技術は衰退するしかない。何のための確認申請制度かというふうなお言葉を述べていらつしやいます。

建築主事の限界と確認申請制度そのものに疑問をもち既にこの時点で投げかけられていらつしやる。二〇〇二年の段階で先生はこのことを指摘なさつていますが、今回の改正案において、こういう点を踏まえて、この件についてどうお考えなのか、御意見をいただければというふうに思います。

○神田参考人 建築基準法で安全性を担保するというのは、最低のレベルをどこに置くかということとを担保することが基本だと思ひます。その最低のレベルがどの程度なのかということは、実は今法律には書いてないんですね。それは施行令であつたり告示であつたりしております。しかし、

本来、どの程度のレベルが最低かということをして御審議いただいて、どの程度にするのかということを決めるのが、やはり最低基準を示す基準法であればやるべきことだというふうに思ひます。

それが最低基準であることが現実に満足されるためには、もちろん構造計算も適切になされなければいけませんし、それは、計算だけではなくて、その計算の前のモデル化の段階、いろいろなところで専門家が適切に判断をしなければいけないんです。

専門家が自分の技術を適切に使っているかどうかということの評価あるいは判断するのは、それは資格でございまして、今の法体系の中では、一級建築士、二級建築士、それぞれ建築士という資格の中で、ある業務独占が与えられて、その人がそれだけの技術を持っているというふうな認定しているわけですから、それが適切に行われているかどうかというのは、やはり建築士という資格の中で検討をすべき内容だと思ひます。

ところが、非常に技術が進歩して、法律ですべて書き尽くされないような細かいところまで来ているわけですから、そういう意味で、今の建築士という形だけでいくくりして建築構造に関する技術を持っている人間だというふうには、既になつていないわけでありまして、ですから、本来、建築士の資格、その中で構造計算が適切にできる人間であるかどうかが見えるという形にどうやって持つていくかというのが一つポイントだと思ひます。

それを国家資格にするのか、あるいは民間資格の中で、社会がそれを認めて社会システムとして使えるようにするのかというのはまた議論のあるところだと思ひますけれども、やはり、建築士法と建築基準法の役割分担が非常に不明確になつてきて、建築基準法だけが細かい規定として膨大なものになつてしまつて、主事もその中身が理解できないままに審査しなきゃいけないという状況があつたものですから、二〇〇二年の段階でそう

いった指摘をさせていただきました。ちよつと過激な言葉がございましたけれども、趣旨を御理解いただいたためということで書かせていただいたものです。

○下条委員 先生、決して過激とは思ひません。大変正直でわかりやすい言葉じゃないかと私は思ひます。ありがとうございました。参考にさせていただきます。次に、構造設計の審査方法について、JSCAのごとし二月の提言に、必ずしも再計算を行う必要はないと書いてあります。その理由は、どのような審査方法がよいと考えているのか、端的にございいますけれども、大越会長の方から御意見をいただければというふうに思ひます。

○大越参考人 再計算は、もともと最初から、ある仕組まれた、これは、計算するときにはいろいろなプラス、要するにイエス・オー・ノーで答えなからずと設定条件をつくりまして、ですから、その設定条件、それから今度、インプットというのは非常に当人しかわからないようなことがあるんです。ですから、そのデータを幾ら通したつて結果は間違つていくわけです。

そういう意味で、本当の意味で正しいかどうかというんでしたら、ほかの人がその建物を再入力するしかないんですね。これを実はやっていると、これは、シンガポールはそうなんです。そういうところはあります。国としては、ですから、大変時間とお金が発注者にかかつてきますけれども、でも、日本の場合は、我々はそんな必要は毛頭考えておりません。ずっと五十年間何もなかったんですから。それも前提にありまして。

○下条委員 そうしますと、審査方法はいかがでございいますか。

○大越参考人 審査方法は、私どもは、アメリカの構造技術者協会、イギリスの構造技術者協会、それから中国の協会といひますか、それと定期的に実は会合をやつておりまして、お互いの審査方法をずっと議論しております。

その中で、審査方法については、日本は非常に

独特で、一体なんですね。一括申請というのはほかの国ではありません。これはなぜかというところ、教育からして建築といふゆるエンジニアは別です、向こうですと許可ですね、建築許可も実は建築とエンジニアというのは別なんですね。

ですから、そういう意味では日本が独特で、やはりこれは、我々としては、先ほどもおっしゃられたように、建築主事の負担も大変で現実にはもう大変難しい。ですから、我々でも、構造設計者も設計するのには三十歳くらいまで本当に必要なわけですね。それを建築主事に求めることは本当に現実的ではないだろうと感じておりました。

○下条委員 ありがとうございます。

野城参考人が、構造計算書偽装問題についての緊急調査委員会、十八年、ことし二月に、やはり同じように、すべての構造計算を再計算させるような過剰反応をとらないよう注意が必要とおつしやつていますけれども、この根拠と、そうしたら、どのような方向感がよろしいかというのを、ちよつと御意見いただければというふうに思ひます。

○野城参考人 私どもの認識は、今、大越先生がおつしやつたことと同じでございまして、本当にそれをチェックするとすると、世の中全体の人材の分布ですね、要は、規制する側よりも規制される側である実際の実務者の方が高技術と技能を持つて、そして量も豊富であるということを考えますと、現実性がないということであつたことを申し上げた次第です。

そうではありますけれども、これだけの事件が起きますと、やはり、私を信用してくださというだけでは、つまり、第一者だけがこれは正しいというだけでは国民の方々の納得が得られないかと思ひますので、何らかの第三者的なレビューというの、このシステム化をされる、これを法定でやるのか任意でやるのかというのはいろいろあるかと思ひますけれども、それは必要だということに私は思ひます。

また、そのレフェリングなんですからけれども、こ

これは非常に不謹慎な例えかもしれませんが、そういったレビューといいますと、ちょうどレフェリーに例えますと、野球のアンパイアが、ワンセクション、ワンセクション、ストライクだ、アウトだというようなことが可能かという、それは全く不可能でございまして、もし最大限できるとしても、例えて言えばラグビーのレフェリーのように、一連の流れの動作の中でそれが適切に行われているかというのをじっと見て、必要があればそこに介入する程度のことはいくらかの方法で工夫のしようがあるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、チェックをするとしても、一つ一つはしの上げおろしをチェックすることは不可能だというふうに思います。

○下条委員 ありがとうございます。

過剰反応ができない一方で人的な許容量の問題もあるという、非常に難しい問題だと思います。そういう意味では、御参考になさっていただいた意見をもとにまた私も検討していきたいというふうに思っております。

次に、指定確認検査機関の業務の適正化について、ちょっと皆さんにお伺いしたいと思っております。

つまり、政府案では、指定要件の強化と特定行政庁による指導監督の強化が挙げられています。

これはもう法案にそのままでございまして。一方で、特定行政庁に対する指導助言だけではなくて、やはり特定行政庁への指導強化、指導監督強化が必要になってくるのではないかと私も思っております。

といいますのは、意図的な耐震偽造や構造計算の誤りについては、不十分な審査があったものの六割が確認検査機関によるものだ、そして残りの四割が特定行政庁によって起きてしまったということだと思えます。確認検査機関の方には簡単に言えば監督のメスが入りますが、特定行政庁の方には、指導監督の強化は行政庁がやる分にはできるんですが、一方で、国の方からのそこに対する

指導監督の強化が今度の法案に盛り込まれていないということだと思えます。

この点について、例えば特定行政庁が行った建築確認の情報開示などを求めていく必要があるんじゃないかと僕は考えて、これは今回だけではなくて将来的にも含めまして、この点について、まず村上参考人の方から御意見をいただければというふうに思っております。

○村上参考人 お答えします。

特定行政庁の審査結果を情報公開するという方向、私は妥当な方向であると考えます。

それから、最初に申されました、国が特定行政庁に対して監督を強化するか、その問題はまた大変新しい視点でございまして、できましたらこれからの建築分科会で審議させていただきたいと思えます。

○下条委員 ありがとうございます。

野城参考人、いかがでございましょうか。

○野城参考人 歴史的な経緯を考えた場合、建築主事というのは御存じのように大変独特な制度でございまして、通常こういった許認可事務というのは首長、知事、市長の方がされるにもかかわらず、昭和二十五年の設計で、建築主事といういわば役所の中の独自のプロフェッションを設定したということがあつたわけでございまして。

当然、先ほど言ったように、特定行政庁の方の監督をしなければ片手落ちという側面もございまして、民間確認検査機関に対する厳格な査察といましようか、チェックを含めまして、その効果等を考えますと、建築主事の方々も確認検査員の方々も、プロフェッションとして扱う、あるいはプロフェッションとして成長していただく、技能を上げていただくという視点が肝要かと思えます。

○下条委員 ありがとうございます。

神田参考人、御意見をいただければと思えます。

○神田参考人 こういった建築行政に関する問題は、基本的に特定行政庁が公共性ということに進

めていることだというふうに考えられますので、国がそれに対して指導するというような性質のものではないのではないかと。国とか地方公共団体がこういう安全の問題に対してどの程度の責任を持つのかということがちゃんと議論されていないのは、ないかというふうに思います。

国家賠償法でというような資料もございましたけれども、実際にどの程度の責任が国にあるのか、どの程度の責任が確認をするところにあるのか、そういった議論を正確にしていたいた上で、どういった制度にしていこうかという議論をぜひしていただきたいというふうに思います。

私は、基本的にその地方ごとによっていく問題ということでもよろしいと思います。それで、情報公開されれば、そこで不適切なことがあれば、その住民の方々が正すということになるんだらうと思えます。

○下条委員 ありがとうございます。

大越参考人、いかがでございましょうか。

○大越参考人 私は構造設計者なので的確に答えられるかどうか分かりませんが、この確認の問題は、先ほどの続きになりますが、基本的には、いわゆる見てすぐわかる集団規定であるのと、安全である、いわゆる個別規定ですね、それを同時に見ているところが一番問題ではないか。

今回の事件にしても、いずれにしても安全基準だけの問題ですね、安全基準以外については基本的には今まで何も問題が起きていないわけですから。そういう意味では、むしろ一緒に議論してしまおうと多分混乱が起きるのではないかと思っております。

○下条委員 ありがとうございます。

ちょっと時間も迫ってまいりました、最後の質問になるかと思いますが、次に、いろいろ今同僚議員含めてお話しさせていただいて、やはり人間の限界というのはあると私は思います。そして、チェック機能の限界もある。そうすると、残されたものは何かというと、私はやはり罰則しかない

んじゃないかと思っております。

私もちょっと海外に長くおりましたが、やはりこの日本は、いろいろな物事が起きた後の罰則の部分がかどうも諸外国と比べて甘い。極端な話、今、日本国じゅうに偽装をやった人は一人いるか百人いるか知りません。ただ、今全部出したら法的な処置によって罪に問われない、でも、一カ月後だと無期懲役に近いほど罪に問われるよといったら、日本国じゅうから出してくる物すごい数の構造偽造のものが出てくるかもしれない。かでも、あくまでも、そういうのを踏まえると、どうも罰則規定が甘いという感じはいたしております。

今回の改正案では、建築士等に対する罰則の大幅強化、免許取り消し後の再交付の期間を延長すると盛り込まれている。そういう意味を踏まえて、罰則をもう少し、経済的な面も含めて強化していったらどうかというの、今回を含めて、また将来的にも改正が出てくると思いますが、先生の御意見をお伺いしたいと思います。

村上先生、いかがでございましょうか。

○村上参考人 お答えします。

私も、先生の御趣旨とおおむね今回はそろった形で建築分科会の中間報告をまとめたつもりでございまして、いろいろな形で、建築士に対する処分の強化、あるいは建築士事務所に対する罰則強化ということが盛り込まれております。

それで、問題は、罰則強化はいわゆる質の悪い違反建築を排除することには役に立つけれども、本当に質のいい建築をつくるインセンティブにはならないという、そここの限界はあると思えます。

○下条委員 ありがとうございます。

神田参考人、いかがでございましょうか。

○神田参考人 今までの罰則規定というのがかなり時代の古いものでしたので、やはり今回のような形で罰則が強化されるということは、社会に対する説明性ということからも自然なことだというふうに思えます。

平成十八年五月十六日

二八

ただここで、最初から繰り返しておるんですけども、建築主の立場で、特にそれを業として行っている場合には、やはりそういう人の責任とというのは非常に重いと思うんですね。それが、やはり専門家がちゃんと見て建物を不動産として業として扱うのであれば、そういう人たちの責任ということも明らかにしていかなければいけないんじゃないかと思っております。

○下条委員 本当にありがとうございます。

もう時間が来ているので以上にいたしますが、いずれにしても、建築士、そして業界の方、ほとんどの方がまじめに働いていらつしやいます。その方の汗が実るようにしつかりとこれから後、きょうの参考人の方々の意見をもとに議論して、いい法案にしていきたいというふうに思っています。きょうは本当に皆さん、御意見ありがとうございました。

以上で終わります。

○林委員長 齊藤鉄夫君。

○斉藤(鉄)委員 公明党の斉藤鉄夫でございます。
きょうは、四人の先生方、本当に貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。心から御礼申し上げます。

私の番から、いわゆる小さな政党、弱小政党になつていきまして、時間も短くなつてまいりますので、早速でございますが……(発言する者あり)弱小政党と言いましたのは我が党だけでございます、ほかの党に失礼いたしました。短い時間になつてまいりましたので、早速質問をさせていだきます。

まず、最初の二問は、四人の参考人の方全員にお聞きをさせていただきます。

最初の質問は、建築基準法に対する考え方、また、いわゆる行政が建築の設計や施工にかかわるかかわり方の問題でございます。

お話を聞いていたしておりますと、神田先生だ
け少しお考えが違うようでございまして、私、建
築基本法の起案書等も読ませていただきました。

それによりますと、基本的に、細部にわたつて公は、行政は設計や施工にかかわるべきではない、ある意味で行政のかかわりは集団規定だけで、単体についてはいわゆる建築技術者の責任に任せるべきだと。非常に極端な言い方をすれば、もう建築基準法は要らない、こういうお考えかと思ひます。それに対して三人の方は、きょうのお話をお伺いしますと、建築基準法という行政の関与は必要なんだというお考えかと思ひます。

このことにつきまして、特に建築についてはほかの経済行為に比べて公の関与が大きい、このように言われておりますが、この問題についてどのような基本的にお考えになっているのか、いわば建築基準法の実在意義とでもいいたいでしょうか、四人の参考人にお聞きしたいと思います。

○村上参考人 お答えします。

現在、調べてみますと不祥事がこれだけたくさん発生しておりまして、いろいろ調べるほど増加する状況がございまして、こういう状況のもとで、すべて建築基準法をなくして建築関係者に任せればいいというのは、現在の状況では社会は受け入れていただけない、そういうふうにかけております。

○野城参考人 私は、法律の歴史的な変遷と性格の変遷をよく認識する必要があるかと思います。

戦前、御存じのように市街地建築物法というものがございまして、これは警視庁が所管していました。戦後の民主化の中で基準法と建築士法ができたという歴史的な経緯は確認しておく必要があるかと思います。

何が言いたいかと申しますと、基準法というのは当初は大変簡素でございまして、むしろ独立の技術者である建築士がその裁量において建築の品質を担保していくという考え方でスタートしたわけですが、その後、さまざまな災害等々があり、基準法が当時の簡素な姿をとめないほどこにどんどん改正されて複雑化を増していった中で、一方で建築士法というのは、当初想定したようには建築士のあり方というものが機能を発揮し

なかった、こういった事実を考えた際に、ちょうどその二つをベアで考えていく必要があるだろう。

要は、技術者の裁量がしつかりしてくれば法の規制というものは簡素にすべきだし、そうでないとするところの程度関与すべきだ、この二項関係の中で考えていくべきではないかというように思います。

○神田参考人 今、斎藤議員の御質問で、私だけ何か一人仲間外れのような御紹介があつたんですけれども、直ちに単体規定をやめて、行政は単体を見なくていいかという質問をすれば、大半の方はそうではないというふうになると思います。

私が申し上げたいのは、やはり建築の理念ですとか、あるいは、たくさんつくればいいという五〇年代、六〇年代、七〇年代と、今はストックをどうしていくのかという、社会と建築の役割が随

分変わってきたときに、それから、専門家もいろいろ細分化してきて、責任とか技術の内容とかプロフェッションが変わってきたときに、今までの建築基準法を前提にしてどうしたらいいかという議論ではなくて、そもそも建築が社会の中でどういう役割を持って、どういうことを我々は建築と

は大いに簡素化していく、そういうステップで議論を進めていただければというふうに思っております。

○大越参考人 私は、日本とほかの国を比較しながら感じることですが、やはり世界でもビルディングコードというのは必ずあります。それはやはり、よいまちづくり、それから質の高い社会資本を確保するためには必ず要るわけです。そういう意味では、団体規定は必ず要ると思っております。

ただし、そういった個別規定の問題で違うのは、日本はやはり非常に災害国である。世界でまれな地震であり、大雪なんかも世界で珍しくすごいんですね。それから台風だって、サイクロンよりちょっとちっちゃいかもしれないけれども、これもすごい。この三つがあるということ自身が、また大変厳しい国なんですね。

そういう中で、ではどうやってやるかというのは、基本的には、私を感じていますのは、安全基準は、やはり我々設計者がこれだけ大きな災害をどうやって責任を持って設計するかというのは、わからないわけです。ですから、そういう意味では国家資格。国家資格はもし難しいのであれば、本来、例えばイギリスとか諸国がやっているようなBSとかDINに相当する、日本でいえる必要するにJISの建築基準みたいにするという手はあると思います。

いずれにしても、今の安全基準はかなり重層構造をとっております。そういう意味で、多分ほかの人にほとんど理解できないという意味は、平易に書かれていない、全部この重層構造の中で書かれている、そういった建築基準法令が非常にわからなくなっていると思います。

そういう意味でわかりやすいのは、やはりJIS Sの例えば建築安全基準なんかを使って、実際ではその担保をどうするかということに、先ほどの罰則規定というのは当然あります。世界的には、やはり罰則規定と保険が入って、さらに、我々その安全を守る資格者がベアになった上での

法律ということになっていと思うんですね。

そういう意味で、私は、ちよつと違ふのは、やはりそういった別の意味でもつと平易な基準にして、それをもう国ではなくて準の国、つまりJISみたいな形がよろしいと考えております。

○斎藤(鉄)委員 大要参考になるお話をありがとうございます。それそれぞれにお考えがあるというのはいくらもわかりました。

それと関係するんですけど、今回の事件の背景に平成十年の建築基準法の改正があるのではないかと議論もございました。平成十年の建築基準法の改正は、一つは仕様規定から性能規定へ、それからもう一つが建築確認の民間開放、この二つが大きな柱だったわけですが、この平成十年の建築基準法の改正をどのように見られているかということでございます。

特に一番目の仕様規定から性能規定へということで、これはある意味では、神田先生がおっしゃっている技術者の、建築家の自由度の拡大という方向性だ、このように思いますけれども、逆にこれが今回の事件の背景にあるのではないかと、私は個人的にはそうは思っていないけれども、とてもそういうレベルの今回の話ではなかった、このように思っておりますが、この点について、四人の参考人の方の御意見を伺ひできればと思います。

○村上参考人 お答えします。

基本的に、仕様規定から性能規定への流れは正しい方向であると思っております。

それから、今回の事件がこの仕様規定から性能規定への流れと関連しているかといいますが、私は、ちよつとは関連していることはあるかとは思いますが、基本的にはないというふうに考えております。

○野城参考人 私は、私どもが参加いたしました調査委員会でも、偽装の起きた原因というところでレポートさせていただいておりますけれども、性能規定というのはこれからのあり方として必要です、成熟させるべきだと思いますが、では、

その法で書いた性能がどのようになっていれば法に適合しているかということについての基準が極めてあいまいで、恐らく十年の改正の際に、その基準があいまいだという議論があったために、非常に強制的に、一律的に基準を決める、その中の一連のあり方としてプログラムなどの認定の強化等々があり、それが今回の悪用されるべき間をつくってしまった。

ですから、これは、制度をつくったときでは全く予想できなかったような副作用が起きてしまったということでは、間接的にはございますけれども、性能規定における法的適合性をどのように検証したらいいかということについての命題を今後考え、かつ、こういったことが起きないようにあり方を考えていく必要があるかとは思ひます。

○神田参考人 性能規定化という形で平成十年に導入されたわけでございますけれども、実際に、それが性能規定化という形で、性能が見える形の設計というふうな運用にならなかったということが最大の問題だというふうに思っております。それは、やはり技術といったものは社会の仕組みの中で非常に密接に結びついておりますので、一年、二年の審議で設計法を変えるというふうな形にはとてもならないんだと思ひます。

ヨーロッパで、EUが統合することによつて各国の構造基準を、経済統一ということもあつて、ユーロコードというのをつくつて議論しておりますが、これなどもやはり十年、十五年議論しております。十年、十五年議論する中からある程度様子が見えてくるというふうな形だと思ひます。性能規定化にしますということを法律で決めて、二年間で施行令、告示を全部つくつてしまつた。それが現在の技術の流れと余りにも別の、机の上でつくつてしまつたということがやはり矛盾をいろいろな形で出しているのだと思ひます。

法改正というのは、そういう意味で、拙速になることが世の中にとつて、方向性が与えられるという形であればいいんですけども、それが決ま

りになつてしまつたとなかなか実態と違つた形で機能してしまうということがあつて、性能規定化の場合も、例えば風とか雪の場合ですと、再現期間を幾つにするということが最低基準だといふふうになつておりますので、もう少し長い再現期間にすることで性能が上がるということは見えてくるんですけども、地震の場合などは、そういった性能がどういふ形で見えるのかというのは非常に見えづらくなつております。

再現期間も、解説などでは国土交通省などの御説明にあるんですけども、法文の中にはその性能がなかなか見える形になつていない、そうすると、性能規定と言つておきながら実際は非常に詳細な規定になつてしまつていて、そういった実情だと思ひます。

○大越参考人 この議論の前段として私は一つお伝えしたいと思ひますが、阪神大震災以降に、その翌年一九九六年に、実は官庁施設については、官庁施設の安全基準として、重要度係数を含めた、それから免震、制振を含めて、建物の力テゴリーを安全基準から五つに分けております。ですから、そういう意味で、政府の建物いわゆる官庁の建物はちゃんとそういった性能が区別されて設計されております。一方で、民間の基準については、最低基準であると言つておいて、例えばデパートではどうするとか、それから高層のものをどうするといふことは実は何ら触れずに、最低基準という形でつくられてしまつたわけなんです。

そういう中で、本来、平成十年の仕様から性能規定に至つたというのは、この複雑な流れ、つまり性能規定が何であるかといふことをその当時国民にちゃんと知らせなかつたことが問題であつて、やはり、官庁の建物はこんな五つの力テゴリーがあるよとか、そういうのを本当は言わなくちゃいけないんですね。その上で、基準法は最低であるといふことを言つて、その最低の議論をした上で、そういった力テゴリー、自分の建物はどういふ力テゴリーにあるか、そういう性能ですね。これは車だったらもうはつきりしているわけなんです。

ね。そういうぐらゐに、建物も、ある意味では最低の建物と、それからちゃんとした建物はどうだといふ、その力テゴリー分けをする必要がある。ですから、それを国民に言わなかつたことが私は問題だと思つております。

ちよつと補足しますと、それをバックにしているのが、今、住宅性能表示制度です。ですから、それは本来ベアで、それも二〇〇〇年の前の一九九九年に品確法の方が先につくられておりますから、これをベアだといふ理解がないとなかなか難しいと思ひます。

○斎藤(鉄)委員 大越参考人にお伺ひいたしますが、専門家の資格制度、構造設計士とかそういう専門家の資格制度を設けるべきだといふ御提言をされております。これに対してはいろいろな反対意見もある。例えば、設計事務所協会とか意匠設計をされている方からは反対意見が強いようでございますが、今回の事件を考えれば、構造設計をされている方、また、そのほかの専門の人たちも表に出て責任を明確にすべきだと私自身思ひますけれども、この点について、設計界にそういう反対意見があるといふことを踏まえて、それに対する御意見をお伺ひできればと思ひます。

○大越参考人 今の御質問、全くとおしやるとおりで、本来、先ほどの繰り返しになりますが、日本だけ唯一、建築家とエンジニアと一緒に混同して、ある意味ではみんなわかつたような形でつくられていて、そういう中で、今回の法案も、多分資格制度が後回しになつておりますので、非常に苦しい提言がされております。

それは、やはりこれは多分本当はベアで議論していただくとは非常に明快だと思ひますが、責任一つとつても、今回つくられた責任で、あくまでやはり元請の建築家になります。それから罰則規定についても、資格がないのでしたら罰則できませんよね。そういう意味で、確かに、認める、つまり社会的に専門資格と認めると同時に、罰則規定もありということにしておかないとやはり何か、今、多分審議中だからそうなんだろうが、

もうこれは世界的に見ても当然の制度だと思っております。

○斎藤(鉄)委員 時間的に見て最後の質問になろうかと思いますが、野城参考人にお伺いいたします。

緊急調査委員会の報告書の「取りまとめの視点」におきまして、建築物を消耗品のごとく考え、すぐれた建築資産を構築し、長期にわたり大事に利用するという認識の欠如ということを挙げておられます。このことについてちよつと教えていただけますでしょうか。

○野城参考人 今の文言は座長をされました巽先生の言葉でございますけれども、意図しているところは、先ほど申し上げましたように、消耗品と考えれば、目に見える性能だけに着目して購入すればいいだろうというような風潮が助長されるわけでございます。

これは先ほど申し上げましたように、長い年月にわたって使う、そうしますと、先ほど大越先生がおっしゃいましたように、必ず台風や地震や雪になつていくということを想像すれば、やはり目に見えざる性能に対する関心は一般の方々はどうしても払わざるを得なくなっていくかと思つたので、そういう意味で、消耗品ではなくて、これは長く使う、あるいは住み継いでいくものであるといったような国民的な意識が出てくるのが、目に見えざる性能、その代表としての構造性能に對しての関心を高め、供給者に対して購買圧力をかけて建物をよくしていくような手がかりになるのではないかと、そういう気持ちを込めて書かせていただいた次第でございます。

○斎藤(鉄)委員 本日にきょうはありがとうございました。

今回対象になっております改正法律案、ただではなくて、長期的にわたつてこの建築制度について議論をして、制度をよりよいものにしていかなくてははいけないというのがこの委員会の共通認識でございますので、きょうの御意見、本日に参考させていただきま

した。

○林委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 私は、日本共産党の穀田恵二です。参考人の諸氏には、本日にきょうは貴重な御意見をありがとうございます。

座つて質問いたします。

まず、神田先生にお聞きします。配付された資料によりまして、「設計者が独立性を維持し自律的な判断の保証される制度こそが、安全性確保のための制度設計ではないか」とおっしゃつています。この点で、いわば設計者の独立性という問題は決定的だと私はこの問題について考えているんですけれども、どのように担保すべきかお話しただければというのが一つです。

二つ目に、先ほど九八年の法改正の問題について、性能で見るということがありましたけれども、あわせて民間開放ということがございまして、それでいいとすると、例えば検査機関というのは、私、実は日本E R Iの社長に質問しまして、厳しくすると逃げるということ、いわばお客さんとしての顧客の扱いをしているということが明らかにになりました。

検査機関は、厳しい検査をすればするほど、つまり、よい仕事をすればするほどお客さんから敬遠されてしまうという立場にある。普通、よい仕事をすれば歓迎され、悪い仕事をすると敬遠されるという形で、悪い業者は自然淘汰されていくのがいわゆる普通の市場原理かと思うんですが、しかし、検査機関はこの関係が逆転し、正常な市場原理が働かないという現実があるんじゃないか。その中に潜んでいる重大な問題というのは、コストダウンというものが貫かれていた点に非常にありはしないか。

まず、この二点についてお聞きしたいと思つた。

○神田参考人 設計者の独立性という問題ですが、特に構造安全の問題に関しては、やはり構造技術者が自律的に独立の判断ができなければいけないわけでありまして、現在は、多くの場

合がやはり下請的な状況に置かれております。雇われている身であらうというところは、なかなか言えないわけでありまして、そういう意味で、制度的にどのようなようにしていくのかということになりますと、構造技術者あるいは構造設計者が、社会から見てもこの人が構造設計者だ、自分も、私は構造設計者であつて、建築総括はやらなければいけません。そういうことが、やはり見える形にしていけることが一番大切なことだというふうに思ひます。

もちろん、契約の仕組みですとか、それから例えばゼネコンの中の構造設計者の役割をどうするのかとか、細かい議論はいろいろ残ると思ひますけれども、今は、まさに構造設計者が完全な匿名性の中にあつて、建築士とくくりにくられて、多十分の一ぐらいしか構造設計者はいないと思ひますけれども、外から見るとそれが構造がわかつている人か全くわからない。そういう中では、社会の信頼に足る仕組みという形にならないだろうと思ひますので、そこを変えていくことがポイントだと思ひます。

それと、民間開放のことに関しては、平成十年の段階で、今までは税金で確認検査をしていただけてですね。実際に申請料をもらつておりますけれども、確認審査に費やす時間とかコストはそれを上回つておりますので、税金がかなり補てんしていた形になつていたと思ひます。ですから、それを民間機関に移行した場合に、それだけでは業務が成り立たないんですね。それだけで業務が成り立たないということになると、ほかの会社から出向で来てもらうですとか、ほかの仕事をやっているから確認検査をやるとか、ほかの仕事をやりながら確認検査をやるとか、いろいろな形でないとならないと思ひます。

ですから、民間機関で公共的なことをやつてはいけないということはないと思ひます。ですから、民間がやるのであれば、コストと人が適切に配置できるということを十分検証した上でス

タートしなければいけなかつた。それがやはり拙速だという私の意見でございまして、今回も、構造計算の適合機関をつくるとおっしゃつていらっしゃるけれども、それをやる人がいるんでしょいか、あるいは、どのくらいコストをかけてやるんでしょいかというあたりの議論が全くされないで、機関だけつくるということになると、やはり全く同じ問題が出てしまうのではないかと、いうふうに危惧しております。

○穀田委員 ありがとうございます。特に最後の方では、同じような危惧を私も覚えます。

次に、野城参考人にお聞きしたいと思います。緊急調査委員会中間報告では、やはり検査の公正並びに中立性の問題について語つていまして、民間機関は建築主からの圧力を受けやすい立場にある、こういうことにかんがみて、民間機関が確認業務を適正に行うための動機づけの問題が大切だという、大体そういうことを触れております。

その中で、利潤追求を目的とする株式会社等において、株主への利益還元及び顧客へのサービス向上と国民の利益の保護が対立相反する場合が多々ある、国民の利益の保護に立つた行動を当該機関がとるための行動規範の整備の問題が極めて重要だと。この点、私はとても大切じゃないかと思ひます。このことの意味している点、国民的に言えばどういふ点を今理解してもらうべきかというあたりはどうかでございますか。

○野城参考人 二点ございまして。

一つは、実は民間へのこういった業務の委託でうまくいった例としてあるのは、例えば、日本の住宅性能保証機構に当たるNHBCという民間の会社が英国にございまして、ここは保険を付与している。そうすると、その保険の検査員としてNHBCの社員が足しげく現場に通い、検査をするわけでございます。そういった人々に日本で行つていられるところの中間検査を自治体が委託するというのは、これは双方の利害が一致しているわけでございます。大変うまいやり方だと思ひます。

先ほど申し上げた、二つのベクトルが相反する側面があるということ、今思えば相反するということがあり得る。そうすると、やはり、民間企業としてこのような社会理念を持ってやっていますよ、国民の利益に基づいた業務をしていることが我々の会社の存在意義だということが確実に見えないと、逆にお客さんが来ないような構造をつくり上げていかないといけないのではないかと。つまり、あくまでも当事者の利益ではなくて国民の利益にしている会社が信用されて、そうした民間機関にこういった確認業務が行われるような仕組みによって、そういった内在しているベクトルの対立を何とか補正できるのではないかなというように思いながら、そういった報告を書かせていただきました。

○穀田委員 ありがとうございます。しかし、なかなかそれは難しいんですね。しかも、現実の市場原理の働きというのは、どちらのベクトルで動いているかというのなかなか現実には厳しいものがありまして、私はその点を危惧するものです。

村上参考人にお聞きします。

村上参考人だけが、ごめんなさい、神田さんも言われましたけれども、救済について言及されましたので、一言ちよつとお聞きしたい。

今、政府の提案で、現実に行進している事態というのはなかなかうまくいっていないと私は考えているんです。やはり不備がある。その最大の問題は、二重ローンをどうするのかということが解決されていない点があると思うんです。

住民は、被害者の方々は何ら責任がないわけでは、とりわけ銀行も責任の一端があるということとを述べられて、実は、自民党のワーキングチームも金利の減免などを初めとした銀行責任ということとを言っています。私もその問題について銀行責任もあるんだということを言っています。その辺は、参考人、いかがお考えですか、率直のところ。

○村上参考人 お答えします。

いわゆる金融に関する問題、私、分野外でございまして、今回の建築分科会等でも全く審議していない状況でございまして、申しわけございませうけれども、お答えする情報を持つておりません。申しわけありません。

○穀田委員 わかりました。でも、現実問題というの、救済をどうするか。そこは、先ほど神田参考人が分けてということも文章の中で書いていましたけれども、これは緊急に解決すべき問題として、党派を超えて、今の窮状をどうするかということについては知恵を集めたいと私は考えています。

そこで、大越参考人にお聞きします。先ほどもありましたが、日本の建設、建築全体の業界に占めているのは、貫かれていた問題は、実はコストダウンという問題が非常に多いと思います。

その点でいいますと、これは緊急調査委員会の中間報告でも、「建築ストック重視社会への転換」として、スクラップ・アンド・ビルドの体質からの脱却の必要性を述べておられます。そして、JSCAの場合の問題でも、試算でいいますと、耐震性を基準法水準の設計から免震設計にグレードアップしたマンションの場合、建設費は一〇%高くなる。しかし、耐震のグレードが上げれば上がるほど大地震の修復費用は少なくて済んで、建設費と修復費の合計は二〇%程度安くなるということが言われています。これはそのとおりだと思うんです。

こういう問題が、私、今大事な時期に来ているんじゃないかと。つまり、今、つくる側も受け入れたい。あの一連の、今回の事件であった圧力というの、鉄骨とかその他安くしろ、ホテルの場合も、こういう工法で安くできるか、そしてさらに検査機関の問題についても、早くどうしたらできるか。早くできるといのは結局コストなんです。こういう中で、実は、それを規制緩和という土台の中で進めたというのがこのあだ花が咲いた問題じゃないかと私は考えています。

そういう意味でいいますと、コストというのは正当にかかるものだ、そしてまた、生涯コストというのはいくつものなんだ、また、本来的にいますと、今のスクラップ・アンド・ビルドの体質から脱却が必要なんだ、こういうあたりについて、いわばつくり手の側として、またそれを支えるものとして、きちんと訴えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてのお考えをお述べいただければ幸いです。

○大越参考人 私は構造設計者ですから、我々アンケートをとりましても、実は黙って丈夫にしているんですね。というのは、先ほど、自分ではやはり社会性があるし。ただ、こういうだんだんオープンになりますと大変難しくなっています。が、個々の設計者は、私たち約二千棟をチェックしておりますけれども、やはり鉄筋を減らすということのはいないんですね。姉齒氏しかいなかった。そういう意味で、ですから設計者は基本的に、先ほど言いましたように、プライドの問題からいうとかなり真剣に考えてやっております。

ただ、このコストダウンの問題は今に始まったことではございません。霞が関に始まって、プロジェクトをつくる時には必ずやはりコストダウンの問題というのは出ております。でも、それでめぐるような人は、本来、構造設計者の資格がないわけですね。

ただ、一つ問題は、逆に、今回、偽装事件以来、四月にアンケートをあるところとっておりますが、では買う人は何を重視するか、逆に言えば、安全性を何番目に重視するかというの、実は残念ながらこういう事態でも四番目なんです。ですから、今回のいろいろな問題を含めて、国民が本当に安全性、つまり社会資本として百年もつ建物をつくらうという気構えが、いわゆるこういう上層部だけで議論していても始まらないと思います。そういう意味では、やはり大事なのは、国民に対する教育をちゃんとしないといけないのではないかと考えております。

○穀田委員 国民的合意というのが必要だない

うことを改めて思うんです。私は、ただ、スクラップ・アンド・ビルドというのは、では、つくる側からそういうふうな求めたかという、そうでもないわけですね。ですから、与えられたものでして、その辺はなかなか難しいなと思うんです。

したがって、設計士のそういう地位の問題につきましても、先ほど諸先生からお話がありましたように、みずからのコストという問題でさえたかという問題について抗することができないという事態についても、これは社会的にも明らかにして頑張っていきたいと思うんです。問題は、再発防止のために私どもも頑張りたいと思います。

きょうは本当にどうもありがとうございます。

○林委員長 日森文尋君。

○日森委員 お疲れのところ大変恐縮でございまして。社民党の日森文尋と申します。座って質問させていただきます。

野城先生にちよつとお伺いしたいんですが、緊急調査委員会の最終報告で、「大臣認定プログラム」であっても、構造計算の内容の適正さを保証するものではないというくだりがあるんですが、そうすると、現在の大臣認定プログラム、この制度も含めてなんですが、ここにどこか問題点があったということなんでしょうか。

ちよつとまとめて申しわけございません。それが一点と、それから、最終報告の中で同じく、行政の対応についてというところで「通報のあった情報の扱い」というのがございまして、そこで幾つか具体的な提言を行政に対して行っています。国土交通省は具体的にどんなアクションがあったんでしょうかということが二点目。

もう一つは、まとめて申しわけないんですが、先ほど話が出ていました青田売りの問題なんです。これも最終報告で「青田売りの課題」というところがあるんですが、先日の新聞を見ていましたら、建築Gメンの会顧問の中村先生は、そも

平成十八年五月十六日

—
—
—
—
—

そも青田売りが問題であつて、これは禁止すべきだという意見もあるわけですね。この青田売りの問題について、どのような議論がされて、どんな方向に持っていこうとしているのか。

例えば保険の問題や、それから中間検査、完了検査の問題があるんですが、それがきっちり終わつて、この建物は安全に住むことができるんだという確認ができるわけです。本来、その上で、そもそも建物を販売するというのが常識的な線なんだけれども、現在はそうなっていないくて、もうどんどん広告、つくる前にはばばん売っちゃつていふという青田売りの問題について、ちよつと御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○野城参考人　まずプログラムについてですけれども、誤解のないように申し上げたいのは、プログラムの機能に瑕疵があるというより、入り口と出口でございまして、要はその入り口部分で建築物をどのような構造のモデルとして考えていくか、そこに先ほど申し上げたように裁量が入りますが、その裁量の適切さを保証するものではない。

また、先ほど例を出しましたように、多くのプログラムというのは、建物がマッチ棒のような、いわゆるシングルラインの線ででき上がっているようなモデルになっておりますので、それに必要なら、断面に必要な鉄筋の本数が出てくるんですけども、先ほど申し上げましたように、具体的にそれが現実の断面に入るかどうかということを検証するような機能はプログラムにございません。

これは、私どもが調査委員会で作ったプログラムの開発の方々が言うには、当然これはプロの方がお使いになるいわば一種の電卓であるので、まさかそんなことまでプログラムの途中で面倒を見つもりはありませんということございまして、ですから、プログラムの計算過程そのものの問題ではなくて、入り口と出口についてはむしろそれは人の問題であるという意味で、そういったことを書いてございます。

二つ目の「通報のあつた」云々でございますけれ

ども、報告書では三つほど指摘しておりまして一つは、神田先生初めいろいろな方々が危惧をされたような、現行制度に対する危機感が担当者に薄かったがために、通報があつたときに非常に現実感を持つて対応しなかつたことが一点。それともう一つは、實際、問題が深刻だということで情報を集めようとしませんでしたけれども、図面が散逸、散在していたという点。そしてさらに、その図面が集まつたものについて検証するような役所の内部の人材が極めて限られていたという点が、通報してから事態を把握するまでにおくれたことは大変問題であるということを書かせていただいています。

三点目でございますけれども、青田売りの件でございませう。これは私も建築技術者の端くれですから、いかに現場の監理によつて建物の品質が違ふかということを肌身で感じておりますが、一般には、先ほど申し上げましたように、事業をされる方からしますとできるだけ資本の回転を速くする、つまり、一たん投資したものが売れたという気色があれば、またそこで借金をして次の事業に移れるというようなことで、これはまさに資本を回転していこうという方の論理が先行しているわけでございます。これは禁止するのはともかく、少なくとも、こういった青田買いをすることについては大変なリスク、不確実なことを含めてお買いになることなんですよということは、国民的な常識にしていく必要があるかというふうに思います。

○日森委員　ありがとうございました。

神田先生にお伺いしたいんですが、建築基本法制定準備会の会長もやりになっていらつしやるということなんですが、その準備会の基本制度部会中間報告に対する意見書というのがございました、もちろん先生の方で書きになったものなんです、その中で、「確認制度の維持強化よりも、建築の質向上のための実効性のある具体案を」というふうに提唱されています。ということは、現在の確認制度そのものに問題点がある、先ほど来

の話で大体わかったような気もするんですが、何かそういう問題点があるのかどうかお聞きをした
 ということの一つ。

それからもう一点は、これは基本的な問題で、具体的に先生の御本を読んでいないものですから大変失礼なんです。現在の段階で建築基本法がなぜ必要なのか、この基本法をなぜ今つくつていかなければいけないのかということについて教えていただきたいと思います。

○神田参考人 一番目の、「確認制度の維持強化よりも、建築の質向上のための実効性」ということに関しましては、そもそも、性能設計あるいは品確法とかいったものが、建築物の性能がよりよいものをつくるというインセンティブを国民に植えつけようというのがねらいだったというふうに思います。

それがやはり実効を伴うような仕組みをどうするかということを考えていく必要があると思いついて、それは、平成十年の法改正のときも自己責任というようなことは随分議論されたのでありますけれども、建築主がどういう建築をつくることによって社会がよくなっていくのか、あるいは社会資産の構築になっていくのかということ認識できないと、よいものをつくるというインセンティブも働きませんので、単に審査を厳格にするという方向ではない方向で、質を上げていくという方向で、結果的に最低のものも上がっていくというような方向をやはり目指す必要があるだろうと。具体的には、もちろん資格制度の整備とかいったことにつながるかと思っております。

二番目の御質問、基本法のことでございますけれども、これも先ほど御質問のときにもお答えしたんですが、やはり一九五〇年代と現在で社会の状況が大きく異なっております。先ほど来ストックの話もたくさん出ておりますけれども、たくさんあるストックをどういうふうにしていくのかというようなことは、そもそも建築基準法の中で目的として整備されている問題ではございません。建築基準法が目指してきた位置づけというのは、

最低のものを、そのかわり効率的につくっていくというような法律でございますから、やはり建築の理念ということになりますと、つい先ごろ議論されたかと思うんですが、住生活基本法、あれも住宅はそもそものかにあるべきかという議論がその中でなされていると思います。

しかし、建築基準法が実質的にさまざまな形の縛りになっておりますので、やはり建築の理念を社会の中で確認して、憲法のようなものかと思うんですけれども、単に財産権を守ることではなくて、隣に家が建つときにその環境をどうするのかといった権利、いろいろな形の、人権も含めて、建築がいかにあるべきかという議論から基本理念というものを構築して、それから関係各位の責務を明らかにする。関係各位の責務も、建築士には専門資格があるから責任があるということになるんですが、建築主の責任というようなことはほとんどうたわれておりません。でも、やはり、こういうストック社会の中で建築主の役割というのは非常に大きいと思うんですね。

現在、我が国でも、土地基本法ですとか、住宅基本法がございます。それから、景観に関して基本的な役割の法律ができてまいりました。やはり今、建築に対しても、そもそもどうするのかという議論をしていただいた上で、それに見合った形で、さまざまな、膨大な数の法整備をわかりやすい形に再構築していくことが大切ではないかと思っております。

○日森委員　ちよつと僭越ですが、住生活基本法に対する先生の御評価はどんなことでしょうか。ちなみに、私ども、反対をした経過がございますので。住宅局長、申しわけございませんが。

○神田参考人 昨年の五月ぐらいに朝日新聞に書かせていただいたのがあるんですけども、基本理念のところでは、やはり、住宅に居住している人、利用している人が保護されなければいけないとか、住宅も長く使うものであるとか、あるいは、最初の御質問にごさいましたか、例えば木造の技術をどうやって伝承していくのかとか、理念的に

は大切なことがたくさん書かれておりますが、責務の部分がもう少し明らかにしたいという感じがいたします。

それから、もしそういう、そもそも住宅はこうあるべきだということを実現していこうとするのであれば、それに合わせて建築基準法も根本から変えていくというようなことがやはり必要だと思いますが、そのあたりを触れずに法律だけつくればということにはならないと思いますので、これから、基本法というのはそもそも、つくった後でその後施策がどう展開されていくかということがポイントだと思いますので、そういう議論をしていただければと思います。

○日森委員 ありがとうございます。
もう時間が余りございませんが、大越先生にお願いしたいんです。

協会の方で限界耐力計算法について見解をお示しになっていきますね。この見解と関連するんですが、先ほど来話が出ました、今、経済設計というのが大変大きな問題になっているんですが、これについて御意見があったら、率直なところをお聞かせいただきたいと思います。

○大越参考人 現在使われています許容応力度等計算法というのは一九七〇年代につくられて、もともとそろばんと計算尺、多分御存じないと思いますが、そういう時代の実法は法律なんです。そういう意味で、ですから安全率は非常に高くつてあります。というのは、わからなかったわけですね、昔は、それで、現在、その後二十年の近代科学の発展の中でより細かくつくられて、ですから精度を上げていく。限界耐力は二十年後にできたわけですから、そういう意味で、ある条件で正確に解析できればできるほど、結局は安全率は下げていきます。

そういう意味では、あるところは経済的になりますけれども、実はこれは、地盤のいいところに対しては確かに経済的にできます。ただし、地盤の悪いところについては、逆に、もっと不経済な設計を要求することになります。ですから、必ず

しも、精度を上げていけば安全率が落ちるから経済的であるという議論ではありません。

○日森委員 ありがとうございます。
ちよつと時間が早いですが、終わります。ありがとうございます。

○林委員長 糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。

参考人の皆様におかれましては、本委員会にお忙しい中お越しいただきまして、また貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。私からも数点、質問をさせていただきます。

まず、村上参考人に御質問させていただきます。と思うんですが、日本建築学会では、去年三月九日、「健全な設計・生産システム構築のための提言の枠組み」、こういうものをまとめているらしいです。その中で、法令規制強化というものは必ずしも構造安全性の向上には結びつかないということ、また、むしろ、建築主及び建築の設計、生産にかかわる関係者の自己規律性が十分に強化されるということが、今回の事件の根を絶ち、国民に安全、安心な建築を提供するための根幹である、こういうふうになされております。

関係者の自己規律性の重要性を強調されておりますけれども、その考え方は、世間やマスコミの認識とはずれていて、審議会の議論や国土交通省の認識、そして、今回提出された法案とも方向性が異なっているのかなというふうに思います。建築学会の会長でありまして、また、社会資本整備審議会建築分科会の会長でいらつしやいます参考人の御見解をお聞かせいただきたいなと思います。

○村上参考人 建築学会の場合には、建築界全体をにらんで、どういうふうにするか、社会資本としての建築ができるか、そういう形で建築学会としての報告をまとめております。社会資本整備審議会の建築分科会は、行政的な法令に絞って検討しております。ですから、初めから議論の枠組みが建築学会の方が広いわけでございます。

それから、建築の専門家は、いい建築をつくるためには法令規制だけでは不十分で、建築関係者が自分たちでいいものをつくる、そういう意欲なしには決していいものではないということ、これは多分、皆さん共通認識だと思うのでございます。

建築学会ではそういうところを強調しております。で、そういう自分たちの自助努力がまず第一で、それを補完するものとして法令規制がある、そういう位置づけになっておりまして、補完する法令規制の部分に関しては、私は、建築学会の主張と建築分科会の中間報告はおおむねそろっている、そういうふうに判断しております。

○糸川委員 ありがとうございます。

続きまして、野城参考人にお尋ねしたいんですが、野城参考人は、国土交通省の構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会に委員として出席されておりました。一月十八日に開催された第三回の委員会におきまして、私見未定稿、こういうもので断りながらメモを提出された。

その中で、耐震性を含む建築の安全性を担保する柱として、諸法令に基づく建築に対する規制ですとか、それから、建築の生産にかかわる当事者みずからの努力の推進、保険に基づく安全性、信頼性の担保、この三つを挙げられていらつしやいます。これが実際、建築学会が三月九日にまとめた「健全な設計・生産システム構築のための提言の枠組み」というものの最初に、提言にかかわる基本認識としても記述されておるわけでございます。

これら三つの柱に着目して、今回のこの構造計算書の偽装問題の本質、そして今後のとるべき対策として、参考人の御見解をお聞かせいただければと思います。

○野城参考人 きょうの冒頭に申し上げましたように、包括的な、ですからこれは、ただ一つある施策をとったからといって今回の問題が解決できる問題ではない。やはりこれは、からめ手でさまざまな政策を複合的にしていかなければいけない。

それが今御紹介いただきましたような三つの柱でございまして、ですから、これは単に法令の規制だけではなくて、情報を流通させるとか、あるいは保険制度をさらに拡充するといったようなからめ手が必要だろうということで、そういった記述をさせていただいております。

○糸川委員 ありがとうございます。

もう余り時間もありませんが、ぜひ皆さんに一言ずついただきたいので、大越参考人にお尋ねいたしますが、三月九日に建築学会がまとめた提言の枠組みというもので、基本認識の一つとして、構造技術者の偏在というものを挙げております。構造設計にかかわる高度の知識経験を持った構造技術者の大半というものが、構造設計事務所、それから大手の設計事務所ですとか建設会社などに所属されておるわけでございます。

そういうことで、参考人自身も建築構造技術者でいらつしやいますので、また技術者団体の代表でもいらつしやいますので、例えば、工学的判断も含めて高度化した構造設計の技術的適切さというものを第三者検証しようとしても、検証する側である特定行政庁ですとか民間確認検査機関側において、検証される側である構造設計者に匹敵するだけの構造技術にかかわる専門的能力を持った人材は限られている、こういうふうな指摘されていらつしやいますので、今御紹介したような指摘というものがそのとおりであるというふうにお感じになられているのか、御見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○大越参考人 前提として、建築の話と工学の話とを分離してないもので、まず、その前提が問題であると考えております。

そういう意味で、まず建築主事がやらなくちゃいけないのは、膨大な建築六法みたいなものを勉強しなきゃいけないわけですね。ですから、我々が、では構造設計をやっている人があかぬ逆の立場になれるかというと、実はなれません。というのは、やはり専門分化が、全く違う分野ですから、建築主事もエンジニアの建築主事だったら多

分対応できたと思います。ただし、それでは建築主事になれません、今のは。

ですから、そういう意味では、余りにも今の一級建築士、それから建築主事というのはオールラウンドを求められ過ぎているところの問題で、やはり無理ではなかったかと考えております。

○糸川委員 わかりました。ありがとうございます。

では最後に、神田参考人に質問させていただきますが、神田参考人は、建築基本法制定準備会の代表を務められていらっしゃるわけでございます。去る四月に、審議会の一月の中間報告に対して幹事会名にて意見書を発表されていらっしゃる。この中で、「現状認識と確認制度の位置づけにおいて、行政の制度維持のための意図的な表現により歪められており、事件を契機にして国の権限強化を図る部分が強調されたものになっている。」という厳しい評価を下されていらっしゃるわけでございます。

二月二十四日に取りまとめられた審議会の中間報告ですとか、そういうことを踏まえた今回の政府の提出法案に関して、主にどのような点が問題と認識されているのか。また、民主党から対案が出されておりました、政府案と同じ内容も多いんですが、幾つかの主要ポイントで独自の提案を盛り込んでおられるわけでございます。これについてどのように評価されているのか、簡潔にお答えいただければと思います。

○神田参考人 今まで申し上げなかった言い方を一つ申し上げますと、やはり今回、こういった事件が起きるに当たりまして、確認の検査済証があったか安全のお墨つきのような形で利用されたわけですね。あれは明らかに利用されたんだと僕は思うんです。

本来、マンションを提供する業者だとか設計者、施工者というのは、自分たちの責任において安全なものをつくる義務があるわけですけども、それを、検査済証があることが安全というこ

となんだというお墨つきの使い方をした。そういった使われ方は本来の使われ方ではないわけですが、それが今回のように、計算の部分だけまたチェックしますよというようなことになりますと、結局、そういった温床をそのまま残すことになってしまふ。それが私が一番危惧するところでありまして、本来、問題なのは何かというとやはり建築主であり、あるいは設計者である、その責任の順番が非常に見えにくい改正案になっているということを痛感しております。

○糸川委員 ありがとうございます。終わります。

○林委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の方々に一言御礼を申し上げます。本日は、貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

次回は、明十七日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十九分散会

平成十八年五月二十六日印刷

平成十八年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局